

ふじさわ

緑



基本計画

湘南のみどりと共にくらすまち
ふじさわ

2011年(平成23年)7月
藤沢市

はじめに

青い海に浮かぶ緑の「江の島」と片瀬海岸一帯は、江戸時代の浮世絵にも描かれるなど、風光明媚な景勝地として本市のシンボルになっています。美しく豊かな自然環境を後生に残すことは、まちづくりの重要なテーマの1つであり、本市は自然との豊かなふれあいが保たれた持続可能な環境共生型社会の実現に向けて、積極的に取り組みを行っています。

本市では、平成11年度に「藤沢市緑の基本計画」を策定しましたが、その後、社会情勢の変化や関連法制度の制定や改正が行われ、これらに加えて市民ニーズの多様化や、地球温暖化対策など、緑を取り巻く状況は大きく変化しました。このような状況の変化に対応するとともに、上位計画である「藤沢市新総合計画」、「藤沢市都市マスタープラン」及び関連計画である「藤沢市環境基本計画」などとも整合をはかりながら、より実効性のある、市民に親しみやすい「藤沢市緑の基本計画」を策定しました。

本計画では、基本理念である「緑の保全（まもる）・創造（ふやす）・連携（つなぐ）・普及（ひろめる）・共生（くらす）」の5つの観点をふまえ、「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像に掲げています。

この将来像を実現するために、三大谷戸（川名清水・石川丸山・遠藤笹窪）の保全や身近な公園への未到達区域の解消などをリーディングプロジェクトとして位置づけるとともに、周辺自治体と連携して緑地の保全やビオトープネットワークの形成を行うなどの広域的な視点を取り入れています。

本市は、さまざまな主体が一体となって、『私たちの政府』が創る、いまま未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」を実現させ、この素晴らしい環境を次の世代に引き継ぎたいと心から願っておりますので、お力添えくださいますようお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました「藤沢市みどり保全審議会」の委員の皆様をはじめ、数多くの貴重なご意見をいただきました皆様から感謝申し上げます。

2011年（平成23年）7月

藤沢市長 海老根 靖典



< 目 次 >

	第1章 計画策定にあたって	1
第1章	1 計画策定の趣旨	2
	2 計画の位置づけと役割	3
	3 計画の構成	4
	4 緑とは	5
第2章	(1) 緑の定義	
	(2) 緑の機能と役割	
	(3) 緑地の分類	
	(4) 緑地の確保目標で計上する緑地	
第3章	第2章 緑の現況と課題	1 1
	1 緑の特徴	1 2
第4章	2 緑の現況と課題	1 4
	(1) 都市公園	
	(2) 都市公園以外の公共施設緑地	
	(3) 民間施設緑地	
	(4) 地域制緑地	
第5章	(5) 緑地の推移	
	(6) 都市の緑化	
	3 計画を取り巻く状況	2 4
第6章	(1) 関連法制度の制定・改正（主なものを抜粋）	
	(2) 環境問題と緑の役割	
	(3) 緑に関する社会意識の変化	
第7章	4 総合的な見地からみた緑の現状と課題	2 6
	(1) ふじさわ未来課題	
	(2) 緑に関するアンケート	
第8章	第3章 計画の基本方針	2 9
	1 基本理念	3 0
	2 緑の将来像	3 1
参考資料	3 基本方針	3 3
	(1) 緑をまもる・・・保全	
	(2) 緑をふやす・・・創造	
	(3) 緑をつなぐ・・・連携	
	(4) 緑をひろめる・・・普及	
	(5) 緑とくらす・・・共生	

第4章 緑地の保全及び緑化の目標 35

- 1 計画のフレーム 36
- 2 計画の目標水準 37
 - (1) 緑地の確保目標
 - (2) 都市緑化の目標
 - (3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標

第5章 緑地の配置計画 39

- 1 総合的な配置方針 40
- 2 骨格となる緑地の配置方針 43
 - (1) 緑地の均衡ある配置
 - (2) ビオトープネットワークの形成
- 3 系統別の配置計画 46
 - (1) 防災系統の配置計画
 - (2) 景観系統の配置計画
 - (3) 環境保全系統の配置計画
 - (4) レクリエーション系統の配置計画

第6章 緑地の保全及び緑化の施策 55

- 1 施策の体系と展開 56
- 2 公園緑地などの整備・保全の推進 58
 - (1) 都市公園
 - (2) 都市公園以外の公共施設緑地
 - (3) 法に基づく地域制緑地
 - (4) 条例に基づく地域制緑地
 - (5) 保全すべき一団の緑地
 - (6) 緑地の確保目標と種別ごとの確保量
- 3 都市緑化の推進 67
 - (1) 公共施設の緑化
 - (2) 民間施設の緑化
- 4 市民が主体のまちづくりの推進 72
 - (1) 市民団体などとの連携
 - (2) 市民が主体のまちづくりへの支援
 - (3) 市民参画の推進
 - (4) 緑の普及活動と顕彰制度などの推進
 - (5) 環境学習の推進と情報の共有化

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

参考資料

	5 緑地環境の保全のための施策の推進	74
	(1) 自然環境の実態把握	
	(2) 生物多様性の保全	
	(3) ビオトープネットワークの形成	
	(4) 外来生物への対応	
	(5) 広域的な見地からみた緑地の重点整備とネットワークの形成	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

参考資料

第7章 緑地の保全及び緑化の施策の重点化 75

1	重点施策	76
	(1) 公園緑地の整備・保全の推進施策	
	(2) 都市緑化の推進施策	
2	リーディングプロジェクト	84
	(1) 三大谷戸の保全をめざした施策の展開	
	(2) 身近な公園への未到達区域の解消	
	(3) 樹林地保全のための総合的施策の推進	
	(4) 低炭素まちづくりをめざした緑化推進	
3	緑化重点地区	94
	(1) 片瀬・村岡地区	
	(2) 辻堂地区	
4	みどり基金の適正な運用	97
	(1) 基金の現状	
	(2) 今後の運用方針	

第8章 計画推進と各主体の役割 99

1	各主体の役割	100
	(1) 市民及び地域の役割	
	(2) 事業者の役割	
	(3) 行政の役割	
	(4) 緑の所有者の役割	
2	計画の推進体制	103
	(1) 庁内推進体制	
	(2) みどり保全審議会	
	(3) 広域緑地連携	
3	計画の進行管理	104
4	緑の実施計画	104
5	財源の確保	104

参考資料

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけと役割
- 3 計画の構成
- 4 緑とは
 - (1) 緑の定義
 - (2) 緑の機能と役割
 - (3) 緑地の分類
 - (4) 緑地の確保目標で計上する緑地



緑の基本計画

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

「藤沢市緑の基本計画」は、1999年（平成11年）2月に策定された「藤沢市都市マスタープラン*」を受け、緑に関する内容をより具現化し、本市の環境を保全・創出していく基本的な考え方を示すための計画として2000年（平成12年）3月に策定しました。

この「藤沢市緑の基本計画」は、それまでの本市の緑に関する都市計画行政や緑化推進施策をふまえ、「ふじさわ総合計画2020」で示された本市の将来像「湘南の海に開かれた生涯都市藤沢～歴史と文化と自然のネットワークするまち」の実現をめざすため、「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像として掲げました。そして、この将来像を実現するため、「緑地の保全」と「緑化の推進」について新たな目標を定め、現在まで様々な方策により緑地の保全と緑化の推進につとめてきました。

この緑の基本計画の策定から10年以上が経過し、その間に社会情勢の変化や関連法制度の制定や改正が行われ、これらに加えて市民ニーズの多様化や、地球温暖化対策など、緑を取り巻く状況は大きく変化しました。

また、本市では2011年（平成23年）4月に「藤沢市新総合計画*」を策定し、『「私たちの政府」が創る、いまも未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」』を将来像とした、新しい都市ビジョンと方向性を掲げました。

このような様々な状況の変化に対応するため、現在までの実施状況や成果の検証を踏まえ、現実に即した、より実効性のある、市民に親しみやすい、新しい「藤沢市緑の基本計画」をここに策定します。

※ここからは、新しく策定する「藤沢市緑の基本計画」を「本計画」、2000年3月策定の「藤沢市緑の基本計画」を「当初計画」と記載します。

※語句の右肩に「*」マークがあるものは「参考資料」の「6 用語の解説」に概要を記載しています。

（参考）緑の基本計画策定の意義

緑の基本計画の策定は、次のような意義をもっています。

緑の空間的な整合性の確保

緑はネットワークを形成するように整備することが重要であり、また、緑の多様な機能に応じた配置が必要です。本計画の策定により、空間的に整合性のある緑の形成をはかることが可能となります。

多様な主体間の一体性の確保

緑地の保全や緑化の推進をはかるためには市民・事業者・行政などの協力を必要とし、また、行政内部においても関係部局の協力が必要です。本計画の策定により、多様な主体が協力し一体となって緑を形成することが可能となります。

施策間の総合性の確保

都市計画や開発に関する緑化施策など、その保全の優先度や規制などについて、計画的に整合性をもって適用されることが必要です。本計画の策定により、施策間の一体性の確保や総合性の確保が可能となります。

緑の機能の戦略的配置

緑には多種多様な種類があるため、これらの特質を活かし、緑の役割分担をはかり、都市に必要な緑の機能を満たすことが必要です。本計画の策定により、機能分担に配慮しつつ、戦略的に緑を配置することが可能となります。

施策等の一貫性の確保

緑の形成には長期間の行政施策や民間の活動が必要です。計画策定により、施策の一貫性が担保、確保されます。

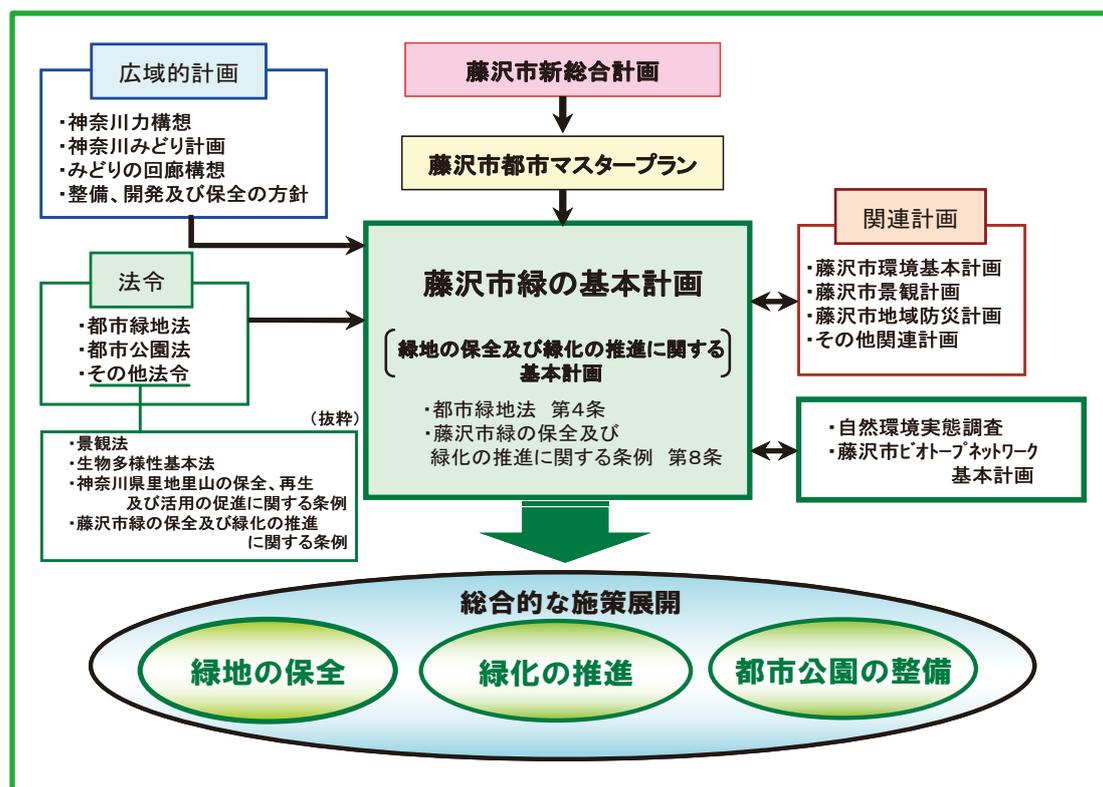
参考：「新編 緑の基本計画ハンドブック」(社)日本公園緑地協会

1-2 計画の位置づけと役割

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に根拠をおき、正式名称を「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」といい、市域における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、緑とオープンスペース*に関する総合的な計画です。

本計画は、「都市緑地法」第4条第1項及び「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第8条第1項に基づき策定するもので、「藤沢市新総合計画」の部門別計画として、その内容に即するとともに、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）」に適合し、「環境基本計画*」や「景観計画*」、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画*」などの市の計画、施策と連携、整合するものです。

「緑の基本計画」を策定することにより、「緑地の保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」が一体となった総合的な施策展開が可能となり、より効果的、効率的な都市の緑の保全・創出が実現できることとなります。



【関連する主な計画などと緑の基本計画との関係】

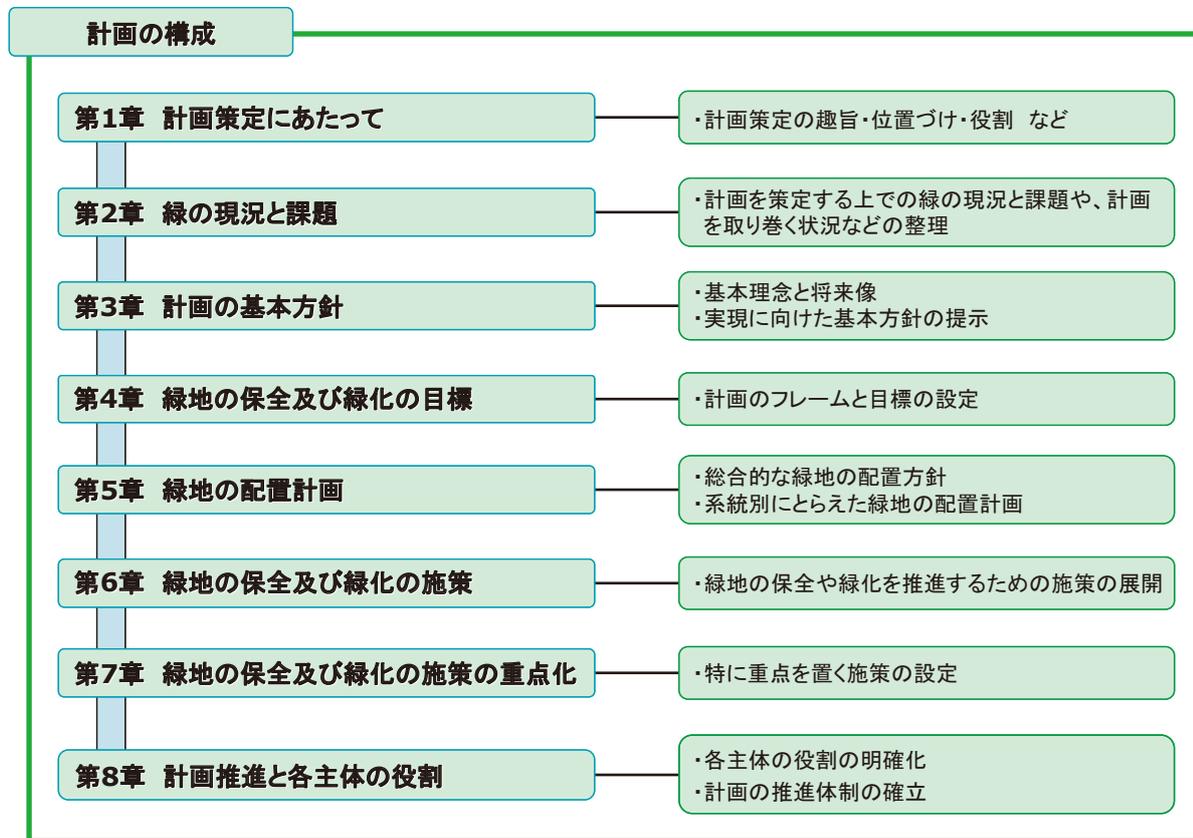
【藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（抜粋）】

（緑の基本計画）

第8条 市長は、市域における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、藤沢市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を定めるものとする。

1-3 計画の構成

本計画は、次の全8章で構成します。



1-4 緑とは

(1) 緑の定義 (※)

本計画において使用する用語のうち、「緑」「緑地」「緑被」「緑化」は使用頻度が高いため、本計画での定義を次のとおり整理します。

● 緑

樹木や草花などが単独もしくは一体となって構成されている空間またはそれらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含まれます。

● 緑地

「緑」そのものや「緑」と隣接している土地が、「緑」と一体となって、良好な自然的環境や景観を形成しているものを指します。

なお、本計画の「緑地の確保目標」で計上する緑地は、「緑地」のうち、その空間の土地が社会的、制度的に一定の保全、担保がなされているものを指します。

例えば、都市公園のように法律や条例で位置づけられているもの、社寺境内地のように社会通念上一般的に自由に出入りができるもの、民間施設で公開されているものなどです。

● 緑被

「緑」に覆われた水平面の面積を指します。「緑被率」は一定の区域における「緑被」の割合のことを指します。

● 緑化

緑を創出するための人為的な行為を指します。

(※) 定義としては上記のとおりですが、緑を総括的に扱う場合には「みどり」もしくは「緑」として使用します。

【「緑地の保全及び緑化の目標」(第4章)で定める「緑地」と「緑被」の例】

公園の体育館は、公園として一体となった空間の一つの要素なので「緑地」には計上しますが、「緑」ではないので「緑被」には計上しません。

民家の屋敷林や樹林地など、緑で覆われているものは「緑被」として計上しますが、そのうち法律などによる担保がないものは「緑地」として計上しません。

【緑被率について】

現在、本市で把握している「緑被率」は都市計画基礎調査*のデータを基に、土地利用状況から簡易的に算出しています。本データは、樹林地や草地がある程度まとまって残っている土地が算出対象であります。

【参考】「みどり」とは

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 公園緑地小委員会（国土交通省）では、「みどり」という言葉を次のように位置づけています。

「物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成等、国民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉として、「みどり」という言葉を用いることとする。」

緑の基本計画は、

「緑」の永続性を少しでも高いものとする
『緑地の保全』

「緑」そのものを増やすこと
『緑化の推進』

が、めざすべき大きな目標となります。

(2) 緑の機能と役割

緑には、多くの機能があり、市民の安全で快適な生活を支え、うるおいを与えています。また、藤沢の景観を形成するとともに、生きもの^(※)の生息環境をより豊かにしています。

① 緑の防災機能

- ・緑は、避難場所、避難路となります
- ・緑は、自然災害から市民を守ります

【災害時の避難路としての役割をもつ緑道】
(引地川緑道)



② 緑の景観機能

- ・緑は、湘南の風致の形成と、歴史文化を継承します
- ・緑は、地域の優れた景観を形成します
- ・緑は、市街地の景観を演出します

【地域の優れた景観を形成するマツ】
(鵜沼地区)



③ 緑の環境保全機能

- ・緑は、快適な生活環境を形成します
- ・緑は、生きものの生息環境を形成します
- ・緑は、自然の水循環を支えます

【快適な生活環境を形成する緑】
(引地川親水公園と斜面緑地)



④ 緑のレクリエーション機能

- ・緑は、日常的なレクリエーションの場を形成します
- ・緑は、自然とのふれあいの場を形成します
- ・緑は、観光レクリエーションの場を形成します

【身近なレクリエーションの場】
(菖蒲沢境第一公園)



(※) 本計画では、親しみやすさを込めて、主に動植物を指す言葉を「生きもの」に統一しています。

(3) 緑地の分類

緑の基本計画で対象とする緑地は次のとおりです。

計画の目標水準で使用する「都市公園等」については、上記分類のうち、「都市公園」と「都市公園以外」のうち「公共施設緑地」を集計したものです。

【緑地の分類】

分類	項目	名称		
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの 都市公園を除く公共空地 国民公園 自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 公共団体が設置している市民農園 公開している教育施設(国公立) 河川緑地 港湾緑地 農業公園 児童遊園 公共団体が設置している運動場やグラウンド こどもの国 等	
		都市公園以外	公共施設緑地 都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	学校の植栽地 下水処理場等の付属緑地 道路環境施設帯及び植樹帯 その他の公共公益施設における植栽地等 等
			民間施設緑地 民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設	市民緑地 公開空地 市民農園(上記以外) 一時開放広場 公開している教育施設(私立) 市町村と協定等をつなぎ開放している企業グラウンド 寺社境内地 民間の屋上緑化空間 民間の動植物園 等
	地域制緑地	法による地域	緑地保全地域(都市緑地法) 特別緑地保全地区(都市緑地法) 風致地区(都市計画法) 生産緑地地区(生産緑地法) 近郊緑地保全区域(首都圏近郊緑地保全法他) 近郊緑地特別保全地区(首都圏近郊緑地保全法他) 歴史的風土保存区域(古都保存法) 歴史的風土特別保存地区(古都保存法) 自然公園(自然公園法) 自然環境保全地域(自然環境保全法) 農業振興地域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律) 河川区域(河川法) 保安林区域(森林法) 地域森林計画対象民有林(森林法) 保存樹・保存樹林(樹木保存法) 景観重要樹木(景観法) 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの(文化財保護法) 等	
		協定によるもの	緑地協定(都市緑地法) 景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観法)	
		条例等によるもの	条例、要綱、契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 樹林地の保存契約 協定による工場植栽地 等	

赤太字：本計画の「計画の目標水準」として計上しているもの。

出典：「新編 緑の基本計画ハンドブック((社)日本公園緑地協会)」(一部加工)

(4) 緑地の確保目標で計上する緑地

緑地の確保目標で計上する緑地は次のとおりです。

【緑地の確保目標で計上する緑地】

分類	項目	名称		
緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	都市公園	
		都市公園を除く公共空地	緑の広場、憩いの森、江の島自然の森、サムエル・コッキング苑、少年の森、市有山林、健康の森	
	都市公園以外	公共施設緑地	自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路	自転車歩行者専用道、歩行者専用道
			地方自治法設置又は市町村条例設置の公園	市営住宅地内公園、最終処分場跡地広場
			公開している教育施設(国公立)	公立小中学校のグラウンド、神奈川県立体育センター
			河川緑地	1級、2級、準用河川の水面部及び護岸部
			港湾緑地	港湾地区内緑地
			公共団体が設置している運動場やグラウンド	スポーツ広場、大鋸運動広場
			学校の植栽地	公立小中高校の植栽地
			下水処理場等の付属緑地	大清水浄化センター、辻堂浄化センター、ポンプ場敷地の植栽地
			道路環境施設帯及び植樹帯	国道、県道、市道の植樹帯
			その他の公共公益施設における植栽地等	市役所、市民センター・公民館、保健・福祉等関連施設、環境関連施設、神奈川県施設、国施設など、市内の主な公共施設の植栽地
	民間施設緑地	市民農園	遠藤ふれあい農園	
		公開している教育施設(私立)	私立学校の植栽地(小中高校、大学)	
		寺社境内地	寺社境内地	
		その他	ゴルフ場	
	地域制緑地	法による地域	特別緑地保全地区	都市緑地法によるもの
			風致地区	都市計画法による区域のうち、居住地の植栽地
			生産緑地地区	生産緑地法によるもの
			農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律によるもの
保安林区域			森林法によるもの	
地域森林計画対象民有林			森林法によるもの	
条例等によるもの		条例等による緑地の保全地区や緑化の協定地区	自然環境保全地域	
	樹林地の保存契約	条例による保存樹林、保存樹木、保存生垣		
	協定による工場植栽地(協定等緑地)	主要な工場の植栽地、条例による緑化面積		

公園紹介

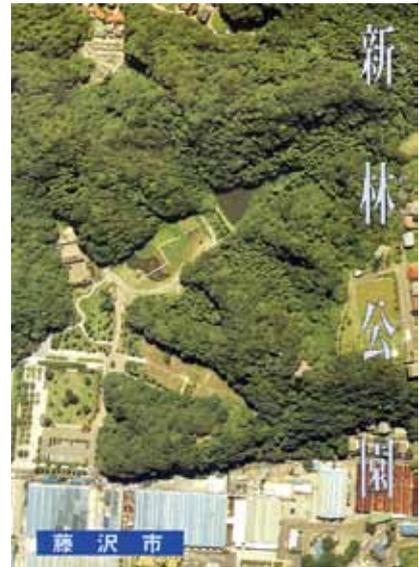
公園名 新林公園（総合公園）
 公園面積 約16.2ha
 所在地 川名字新林411番1
 供用開始年月日 昭和55年3月31日

概要

新林公園は、藤沢の中心街にほど近い所に残された、緑の谷間に広がる公園です。

周辺の山からの湧水でできた溜め池「川名大池」はバードサンクチュアリになっており、市の鳥カワセミも観ることができます。また、園内には移築保存された江戸時代の古民家や長屋門があり、当時の生活様式の一部をみることができます。

この公園は自然の営みを谷戸のなかで気軽に観察することができる自然の宝庫です。



新林公園パンフレット



川名大池

新林公園 イラストマップ



新林公園へのアクセスマップ



第2章 緑の現況と課題

- 1 緑の特徴
- 2 緑の現況と課題
 - (1) 都市公園
 - (2) 都市公園以外の公共施設緑地
 - (3) 民間施設緑地
 - (4) 地域制緑地
 - (5) 緑地の推移
 - (6) 都市の緑化
- 3 計画を取り巻く状況
 - (1) 関連法制度の制定・改正（主なものを抜粋）
 - (2) 環境問題と緑の役割
 - (3) 緑に関する社会意識の変化
- 4 総合的な見地からみた緑の現状と課題
 - (1) ふじさわ未来課題
 - (2) 緑に関するアンケート



第2章 緑の現況と課題

2-1 緑の特徴

本市には、相模野台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、さらに江の島の海食崖・岩礁など、変化に富んだ様々な地形がみられます。また、市域を南北に貫流する引地川や境川が相模湾に注いでおり、それらの河川によって形成された谷戸が多く存在します。

本市は、相模湾に接していることから暖流の影響を受け、比較的温暖で穏やかな気候となっています。植生はヤブツバキクラス域に属し、本市本来の自然植生は、江の島などにわずかにみられるイノデータブノキ群集、江の島や川名、城南などの斜面地にみられるヤブコウジースタジイ群集、西北部地域や西俣野、石川などの斜面地に多くみられるシラカシ群集、江の島の断崖地にみられるマサキートベラ群集などの常緑広葉樹林です。

自然植生が伐採され、薪炭林、農用林として利用されてきた林は、オニシバリーコナラ群集、クヌギーコナラ群集などの落葉広葉樹として市内でみることができます。そのほかにも、森林施業林として利用されているスギ、ヒノキ、サワラ植林、防潮・飛砂防止などを目的に植林されたクロマツ林、食用・有用林として植えられた竹林、屋敷林*などがあります。

川名清水、石川丸山、遠藤笹窪など、市内にはいくつもの谷戸が残されています。谷戸は、低地部（谷底）を湿地・細流などを活かして水田に、斜面を雑木林（薪炭や堆肥の供給用）として利用・管理されながら、里地里山*として維持されてきました。

- | | |
|---------------------------|--|
| ・イノデータブノキ群集 | タブノキの多い常緑広葉樹高木林であり、海に近い平地部や緩やかな斜面で、湿潤な土壤がある場所にみられます。 |
| ・ヤブコウジースタジイ群集 | スタジイの多い常緑広葉樹高木林であり、海に近い斜面部や尾根部で、土壤がやや乾燥した場所にみられます。 |
| ・シラカシ群集 | シラカシ、アラカシの多い常緑広葉樹高木林であり、内陸の平地部や斜面部にみられます。 |
| ・マサキートベラ群集 | マルバシャリンバイ、マサキ、トベラなどの低木からなる常緑広葉樹低木林であり、強風、潮風、乾燥といった厳しい条件をもった海岸の風衝地にみられます。 |
| ・オニシバリーコナラ群集
クヌギーコナラ群集 | コナラ、クヌギ、ミズキ、イヌシデなどが混生した落葉広葉樹高木林であり、「雑木林」とよばれる森林です。 |

参考：「藤沢市の自然環境（概要版）」（藤沢市）

引地川や境川などの川沿いには斜面林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。

鵜沼など、南部の砂丘地形の平地は、明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物のまわりに防風用として植栽されたクロマツが、海の景観と合わせ、湘南の象徴のようになって景観を引き立てています。

旧東海道や大山街道などの街道沿いには古い社寺があり、社寺林が多くみられます。社寺林は主として地域の潜在自然植生である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。

このように本市の緑は、特徴ある地形や古い歴史とともに育まれた緑であり、その地形や歴史とは切り離しては考えられないものであるということがわかります。



【川名清水谷戸】



【江の島】



【石川丸山谷戸】



【遠藤笹窪谷（谷戸）】

2-2 緑の現況と課題

(1) 都市公園

【現況】

本市の都市公園は、2010年（平成22年）4月1日現在、292箇所、約220ha（県立公園を含む）であり、市民一人当たりの都市公園面積は、約5.4㎡となっています。

当初計画からの10年間で、街区公園32箇所、近隣公園2箇所を新たに整備したほか、引地川親水公園や引地川緑道の拡大などを行ったことにより、約16ha増加しました。

【主な課題】

□身近な公園の配置

災害時に一時避難場所として利用できる公園、幼児や高齢者が安全・安心かつ容易に利用できる公園は、市民の居住地の近くに配置される必要があります。

市内には居住地から半径250m以内（徒歩5分程度）に身近に利用できる公園（街区公園や近隣公園）が存在しない区域（公園未到達区域）があり、これらの区域には、災害時のリスクや到達の安全性からみても優先的に対策を講じていく必要があります。

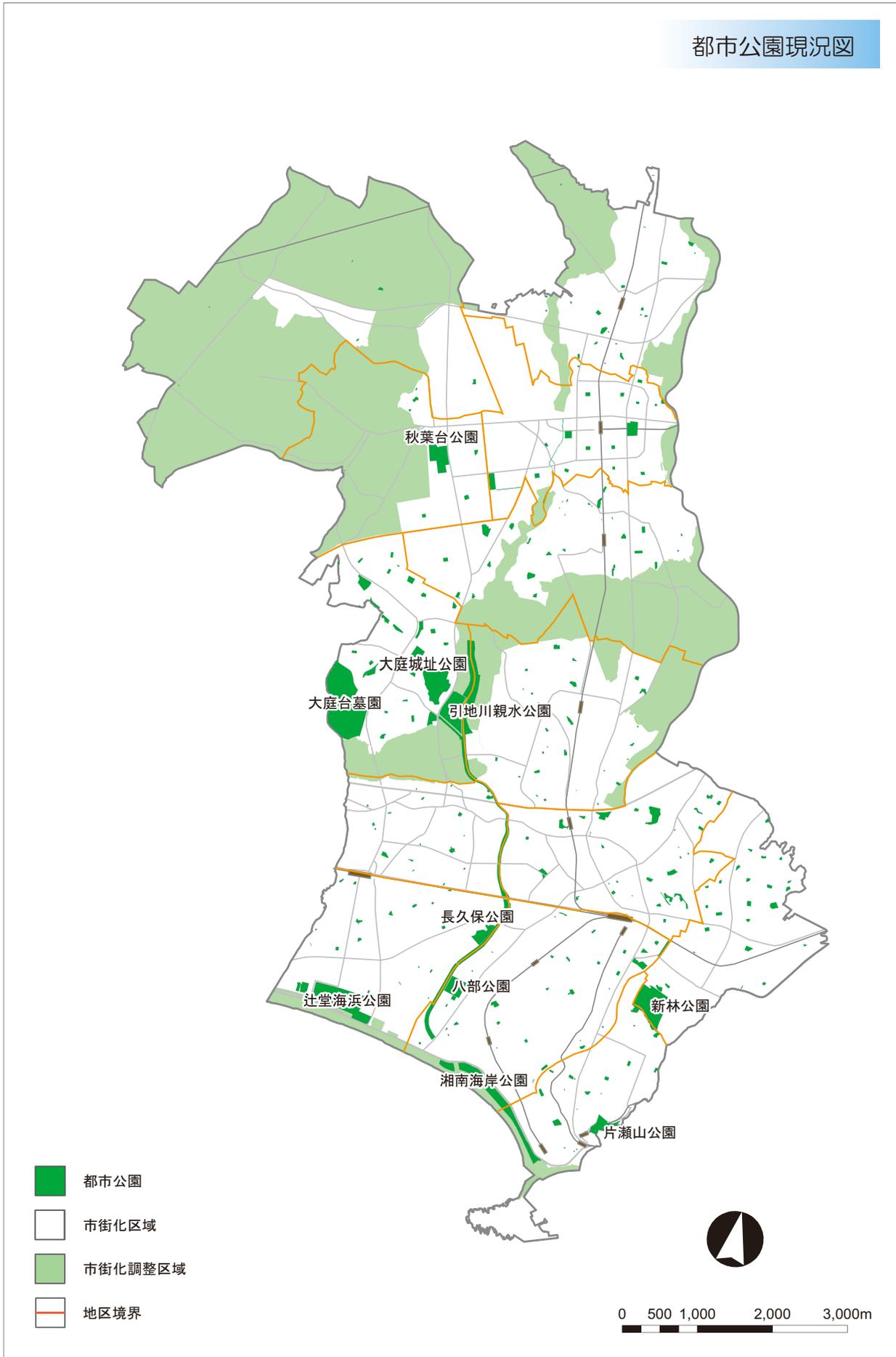
□公園用地の確保

人口の密集している市街地では、地価の高騰やオープンスペースの減少などで公園用地の確保は難しい状況となっており、公園を整備するためには、様々な方策を検討して、用地を確保する必要があります。

□公園の質の維持及び向上

計画を推進し、適切な箇所において新たに公園を整備するほか、公園の質を維持することが大きな課題です。公園の質を維持し、魅力ある施設に向上させるためには、様々な施策を展開する必要があります。

都市公園現況図



(2) 都市公園以外の公共施設緑地

【現況】

都市公園以外の公共施設緑地は2010年（平成22年）4月1日現在、約331haです。

当初計画からの10年間で約103ha増加していますが、これは緑地の分類を精査し、河川緑地などを新たに計上したことによります。緑の広場*については相続の発生などによる土地利用転換（解除）が新規指定を上回ったため、約14ha減少しました。

しかし、市有山林は、みどり基金*による取得や、土地所有者からの寄附、神奈川県との共同購入などにより、約11ha増加しました。

【主な課題】

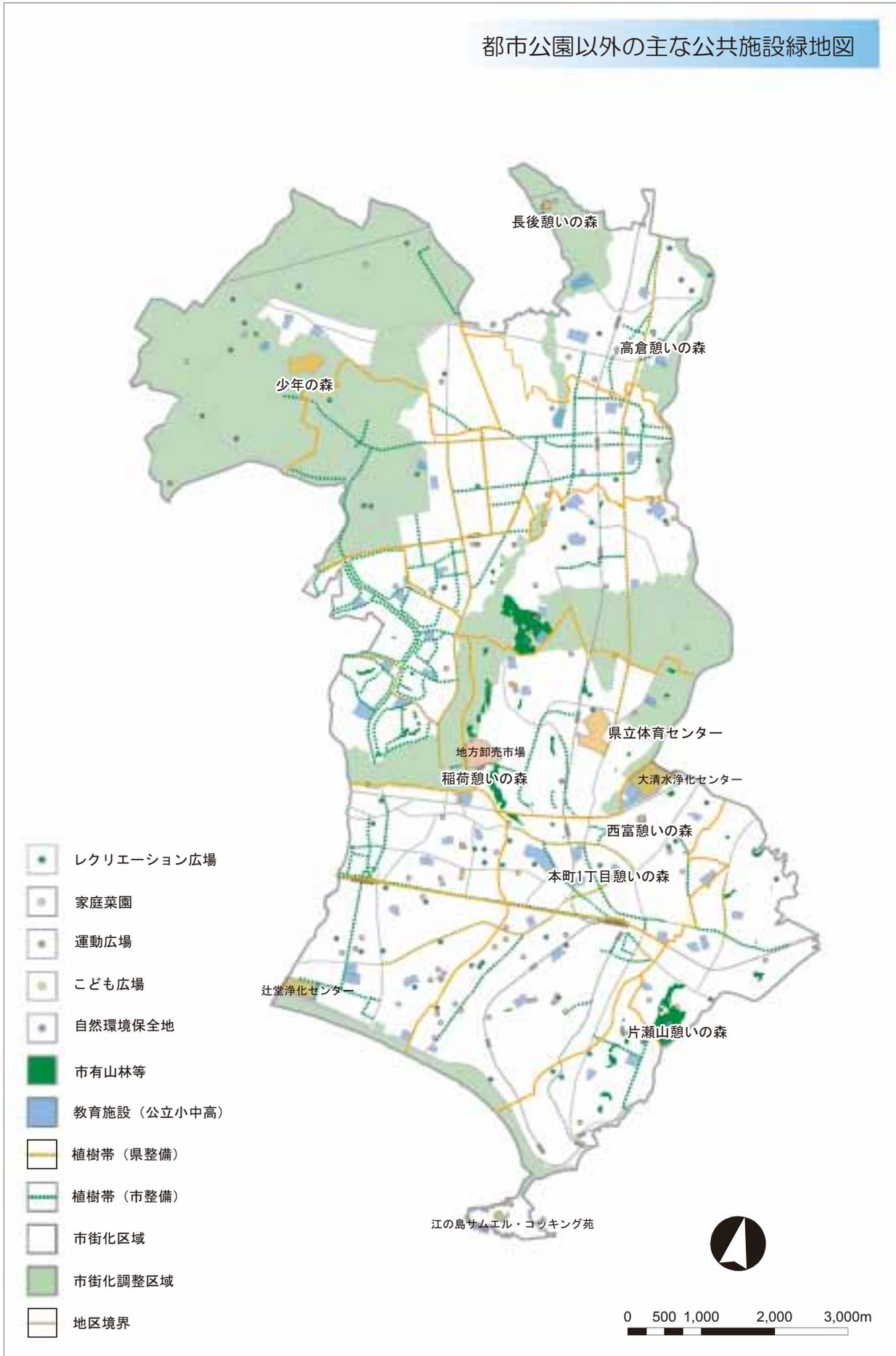
緑の広場や憩いの森*など、土地所有者との契約により確保している緑地であっても、相続の発生などによる土地利用転換（解除）により、オープンスペースや緑地としての活用ができなくなることがあります。これらの土地の重要性を整理し、都市公園等への転換による持続性の確保や、契約の継続がはかれるように土地所有者に対するサポートの充実が必要です。

公共施設の多くは市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化をはかるため、屋上や壁面を活用した緑化や、地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化を行うなど、緑地の確保につとめることが重要です。



【西富憩いの森】

都市公園以外の主な公共施設緑地図



(3) 民間施設緑地

【現況】

民間施設緑地は、社寺境内地や私立学校の植栽地、ゴルフ場など、永続性の高い民有地を対象としており、2010年（平成22年）4月1日現在約143haです。

当初計画からの10年間で約15ha増加しましたが、これは私立学校の植栽地を新たに計上したことによります。

【主な課題】

緑の永続性が高い施設ではあるものの、その保全策は十分ではないため、これらの緑の永続性をさらに高めていく必要があります。

(4) 地域制緑地

①法によるもの

【現況】

地域制緑地のうち、法に根拠をおくものは、特別緑地保全地区*や生産緑地地区*、地域森林計画対象民有林*などで、約1,169haです。

当初計画からの10年間で、生産緑地地区、農業振興地域*内の農用地区域*、地域森林計画対象民有林（保安林*を除く）が相続の発生などによる土地利用転換（解除など）により、あわせて約70ha減少しました。

【主な課題】

本市に残る良好な緑地を確保することは急務となっています。これらの永続性を確保するためには、特別緑地保全地区や、緑地保全地域*など、法制度による指定が最も確実な方策であるため、それらの手段を早急に検討し、保全をはかる必要があります。

地域森林計画対象民有林（保安林を除く）は、森林法において、1ha未満の伐採は届出制としているため、伐採に対する制限がかかりません。市街地に残るこれらの森林について、何らかの保全方法を検討する必要があります。

②条例などによるもの

【現況】

地域制緑地のうち、条例などに根拠をおくものは、自然環境保全地域、保存樹林*、条例に基づき緑化された区域及び工場の植栽地で、約181haです。

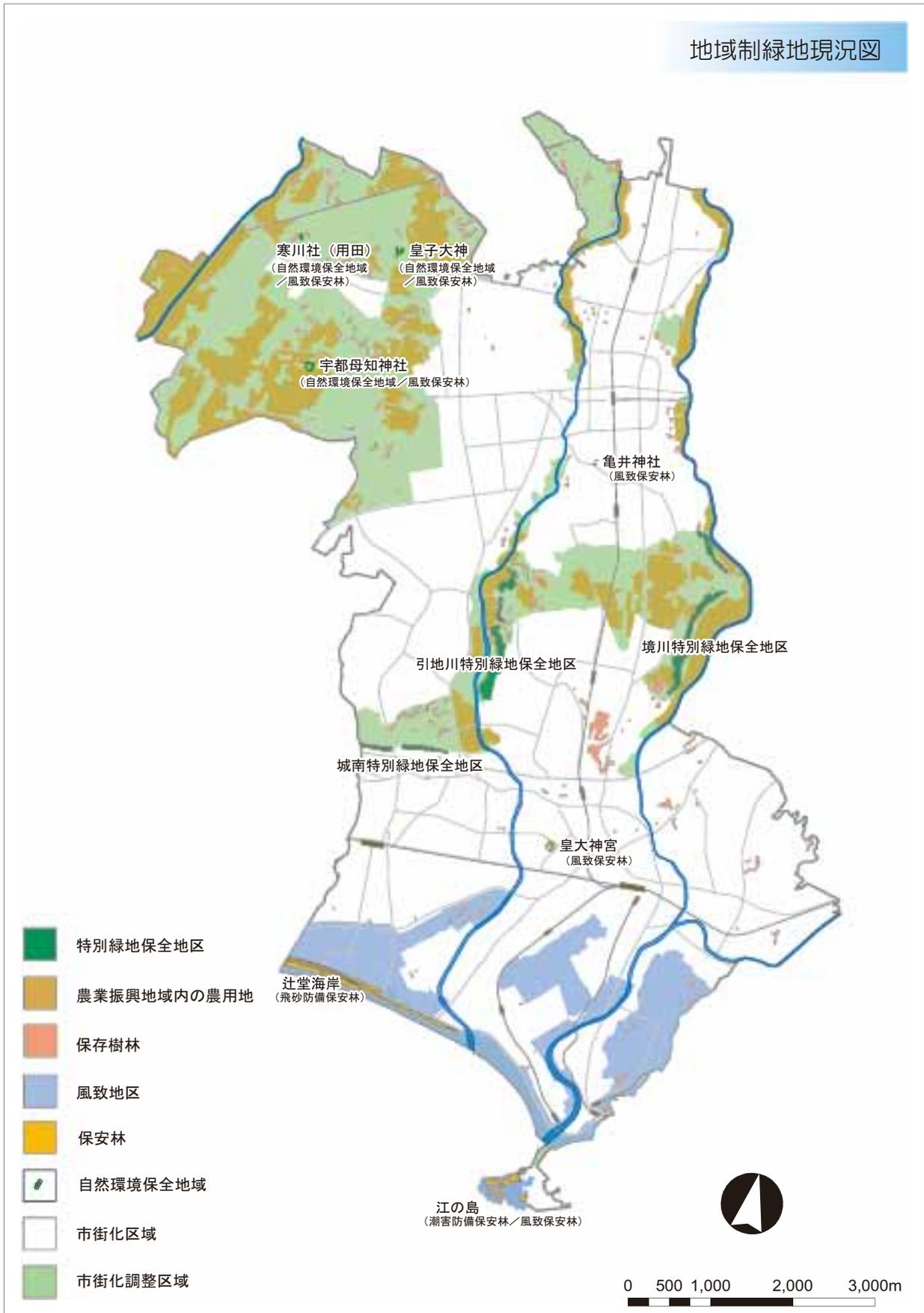
当初計画からの10年間で、保存樹林を約9ha追加指定しましたが、約36haが解除となったため減少しました。

【主な課題】

保存樹林や保存樹木*については、土地所有者との契約により保全されているため、相続の発生などによる土地利用転換（契約の解除）により、減少を続け

ており、この減少を止めるための対策を講じる必要があります。

地域制緑地現況図



(5) 緑地の推移

当初計画から現在までの緑地の推移をまとめると、次の通りです。

【緑地の推移】

区分	種別	2000年(平成12年) 当初計画時		2010年(平成22年) 現在値		増減		備考	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		
施設緑地	都市公園	街区公園	217	36.93	249	41.41	32	4.48	
		近隣公園	21	23.46	22	24.75	1	1.29	※1
		地区公園	2	13.09	2	19.55	0	6.46	
		住区基幹公園 計	240	73.48	273	85.71	33	12.23	
		総合公園	3	47.53	3	48.65	0	1.12	※2
		運動公園	2	13.02	2	13.42	0	0.40	
		都市基幹公園 計	5	60.55	5	62.07	0	1.52	
		基幹公園 計	245	134	278	147.78	33	13.75	
		広域公園	1	18.97	2	19.06	1	0.09	※3
		大規模公園 計	1	18.97	2	19.06	1	0.09	
		風致公園	1	2.87	1	2.87	0	0.00	
		墓園	1	36.87	1	36.87	0	0.00	
		特殊公園 計	2	39.74	2	39.74	0	0.00	
		緩衝緑地	1	0.19	1	0.19	0	0.00	
		都市緑地	3	1.74	6	2.36	3	0.62	
		都市林	1	2.68	1	2.68	0	0.00	
		緑道	2	6.56	2	8.35	0	1.79	※4
緑地 計	7	11.17	10	13.58	3	2.41			
都市公園 合計	255	203.91	292	220.16	37	16.25			
公共施設緑地 計		227.78		331.21		103.43			
都市公園等 合計		431.69		551.37		119.68			
民間施設緑地 計		128.30		143.40		15.10			
施設緑地 合計		559.99		694.77		134.78			

※：都市公園の面積は各公園をha単位で積み上げたもの

※1：近隣公園は2公園増加したが、神台公園を都市計画変更したため1公園減少

※2：辻堂海浜公園は、湘南海岸公園の一部であるが、現在の管理数と合わせるため総合公園として計上

※3：鶴沼海浜公園は湘南海岸公園の一部であるが、現在の管理数と合わせるため1公園として計上

※4：当初計画時の正式面積に修正

区分	種別	2000年(平成12年) 当初計画時		2010年(平成22年) 現在値		増減		備考
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
		地域制緑地	特別緑地保全地区	3	35.80	3	35.80	
風致地区(地区内植栽地)					30.13		30.13	※5
生産緑地地区	580		106.80	565	105.20	▲15	▲1.60	
農業振興地域内の農用地区域			672.00		583.00		▲89.00	
保安林			27.00		28.50		1.50	
地域森林計画対象民有林			397.90		385.54		▲12.36	保安林を除く
法によるもの計			1239.50		1,169.16		▲70.34	
条例によるもの計			213.90		180.79		▲33.11	
地域制緑地計			1453.40		1349.95		▲103.45	
地域制緑地間の重複			▲154.90		▲118.49		▲36.41	
地域制緑地合計		1,298.50		1,231.46		▲67.04		
施設・地域制緑地間の重複		▲54.90		▲119.33		64.43		
緑地総計		1,803.58		1,806.90		3.32		
人口(千人)		385		408		23		
面積(ha)		6,951		6,951		0		
緑地の現況(%)		25.95		25.99		0.04		
都市公園等の 住民一人当たり面積(m ²)		11.21		13.51		2.30		

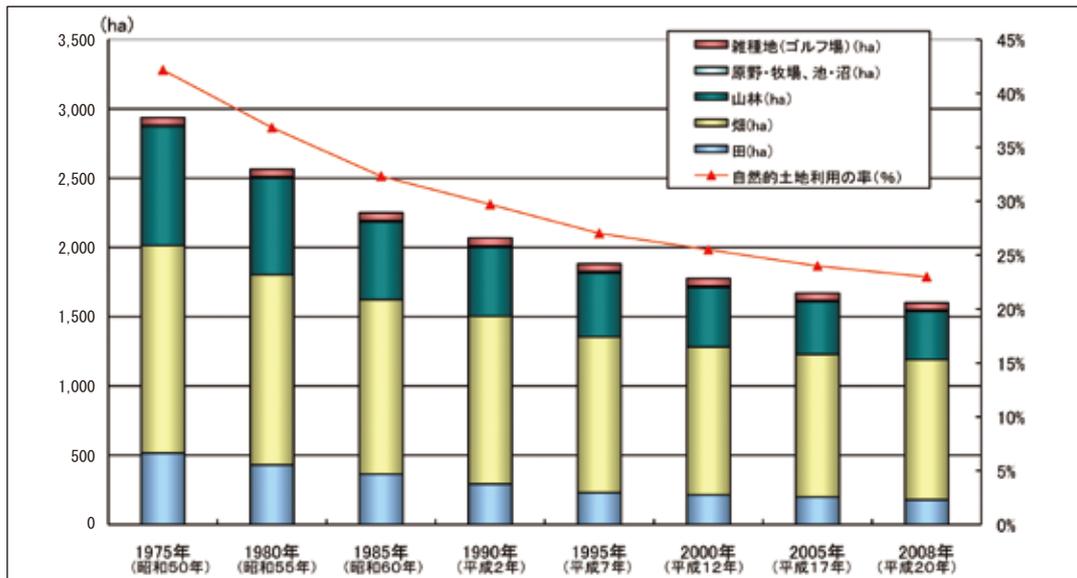
※5: 当初計画では風致地区内の植栽地面積は未計上

(6) 都市の緑化

【現況】

本市の緑被率（市域全体に対する緑に覆われた面積率）は、30.7%となっており、市街化区域と市街化調整区域の緑被率を比率で見ると、それぞれの区域に対して14%、65%と、区域によって大きな差があります。

また、本市の「自然的土地利用の推移」をみると、1975年（昭和50年）に42%だったものが、2008年（平成20年）には23%に減少しています。



（資料：「固定資産概要調書」（藤沢市資産税課）を基に作成）

【自然的土地利用の推移】

【主な課題】

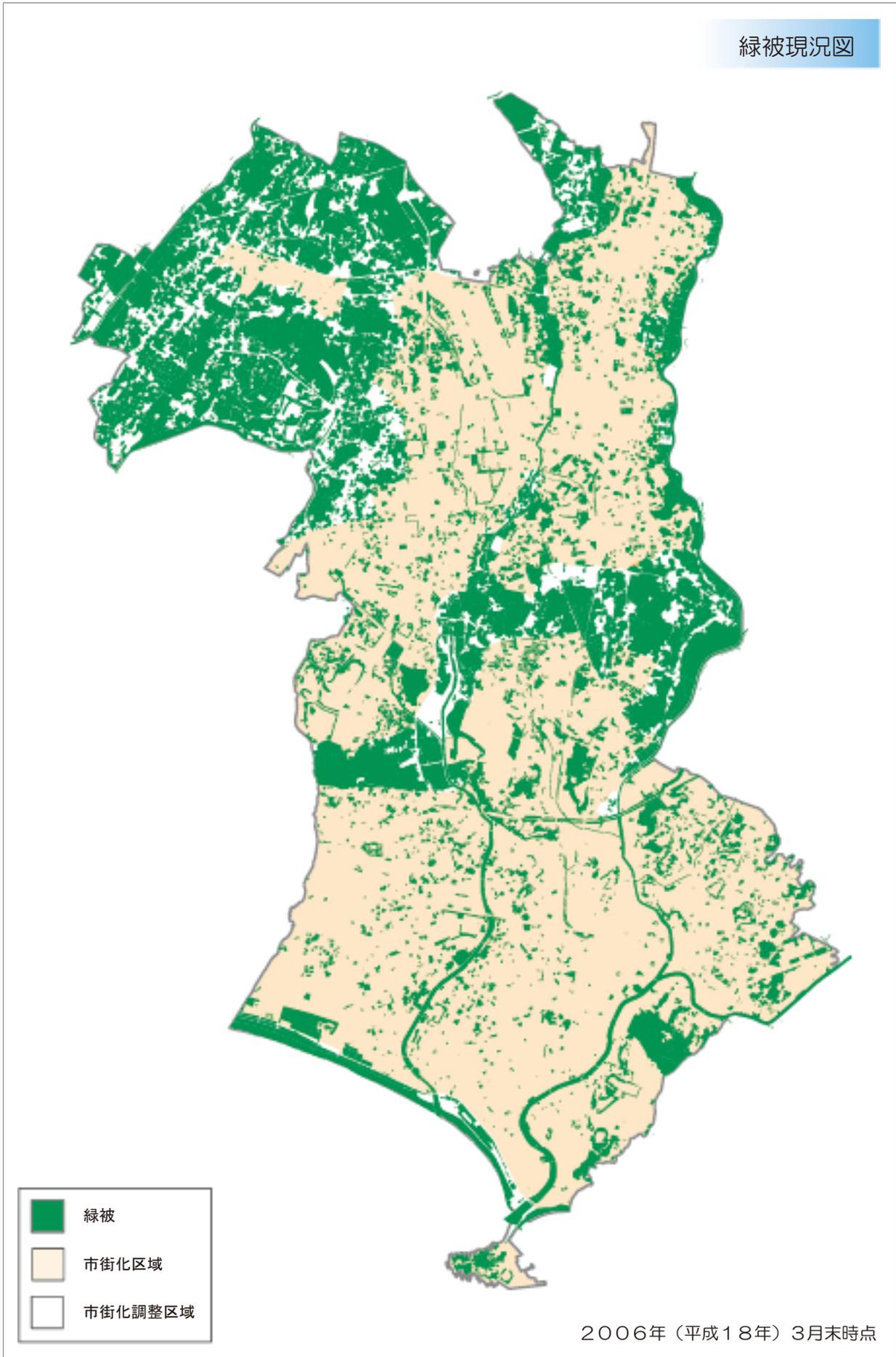
市街化が進んだ地域では、新たな緑化のスペースを確保することは容易ではないため、限られた空間の中で、有効に緑化をはかる工夫が必要です。

本市の条例(※)により緑化された民有地については、その後も良好な緑の維持管理がなされるように誘導する必要があります。

住宅地の緑化については、市民一人ひとりの意識に期待するところが大きいため、現在行っている施策と合わせ、さらなる普及・啓発を行うことが重要です。

(※) 藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

緑被現況図



2-3 計画を取り巻く状況

当初計画の策定からおおむね10年が経過し、その間に関連法制度の制定や改正が行われました。また、地球温暖化や生物多様性*への対応など、緑を取り巻く状況は大きく変化し、これらに加えて、市民ニーズの変化や、市民との協働、企業の環境問題への取り組みなど、緑を取り巻く環境は社会的にも大きく注目されることになりました。

(1) 関連法制度の制定・改正（主なものを抜粋）

①都市緑地法の改正

2004年（平成16年）6月、緑の基本計画について規定していた「都市緑地保全法」が改正され、名称も「都市緑地法」となりました。改正の主な内容としては、従前「緑地保全地区」としていたものを「特別緑地保全地区」と名称変更し、新たに「緑地保全地域」制度を創設しました。これは、特別緑地保全地区が現状凍結的な地域指定なのに対し、比較的緩やかな行為の規制により、土地利用との調和をはかりながら保全する制度です。また、緑の基本計画の計画事項に「都市公園の整備の方針」が追加されました。

このことにより、緑の基本計画は、「緑地の保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」が一体となった総合的な施策展開が可能となり、より効果的、効率的な都市の緑の保全・創出が実現できることになりました。

②その他法令の改正

- ・景観法の制定（2004年（平成16年））
→景観行政に法的実行力が加わる
- ・生物多様性基本法の制定（2008年（平成20年））
→生物多様性の保全や持続可能な利用に関する施策の展開について規定
- ・神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の制定
（2007年（平成19年））
→里地里山の多面的機能の発揮と次世代への継承について規定
- ・藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の改正
→生きものの生息地の保全や土地の買取り制度、建物緑化*の義務化や緑の基本計画、緑の実施計画などについて規定

③関連施策の策定・改定

- ・藤沢市新総合計画、藤沢市都市マスタープラン、藤沢市環境基本計画（2011年（平成23年））、藤沢市景観計画（2007年（平成19年））、藤沢市ビオトープネットワーク基本計画（2007年（平成19年））の策定など、関連計画の策定・改定が行われました。
→各施策との整合性



(2) 環境問題と緑の役割

①地球温暖化

- ・二酸化炭素排出量の増加による平均気温の上昇
→樹木による二酸化炭素の吸収・固定作用などへの期待

②都市のヒートアイランド現象*

- ・緑の減少、人工排熱や建物からの輻射熱の増加
→植物の蒸散活動によるクールアイランド、オアシス効果（P 92 参照）などへの期待

③生物多様性の保全

- ・人々の活動や開発行為による生態系の破壊や生きものの生息・生育空間の縮小・消失
- ・里地里山などの環境変化による種の減少や生きものの生息・生育状況の変化
- ・外来生物など人為的に持ち込まれたものによる生態系のかく乱
→緑地の存在意義とその効果への期待



(3) 緑に関する社会意識の変化

①企業の社会的責任による活動

- ・企業などの環境配慮や社会的責任（Corporate Social Responsibility(CSR)）意識の高まり
→企業などによる緑地保全・緑化活動の活発化

②市民活動と協働

- ・市民活動団体やNPO法人による緑地保全・緑化推進活動の活発化
- ・地域の自主的な取り組み
→行政主体から市民、地域主体へ

2-4 総合的な見地からみた緑の現状と課題

(1) ふじさわ未来課題

2011年（平成23年）4月に策定された「藤沢市新総合計画」では、『「私たちの政府」が創る、いまでも未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」』を本市の将来像として定め、この将来像を実現する「藤沢づくり」の20年後までの藤沢の姿を3つの都市ビジョンとして掲げました。この計画のなかで、まちづくりの共通課題として83の「ふじさわ未来課題」を位置づけ、これを中心として課題を実現することが将来像に近づくと定義しています。

本計画は、この藤沢市新総合計画の部門別計画であることから、この未来課題を実現するように施策を展開する必要があります。

【藤沢市新総合計画におけるふじさわ未来課題（緑の基本計画関連・抜粋）】

都市ビジョン	「藤沢づくり」のめざす方向性	ふじさわ未来課題	
1・市民の力が育てる生活充実都市	1・地域自律型の「藤沢づくり」を育むまち	3・市民自らが藤沢を良くする活動に積極的であること	
		5・地域で協働して、暮らしやすいまちづくり活動が行われていること	
	2・明日の藤沢を担う「藤沢の子どもたち」を育む環境	15・子どもたちが積極的に交流できる場が整備されていること	
		16・子どもたちが身近な生活の中で自然を感じられていること	
	3・市民力・地域力による安全で安心して暮らせるまち	18・災害に対して、市民が不安なく暮らせるまちであること	
		20・安全・安心を高める活動が盛んであり、ボランティアの精神が高いこと	
	2・地域から地球に拡がる環境行動都市	4・共に生き、共に創る地域社会の創出	25・生活環境を守るために地域でまとまりがあること
			31・社会的弱者の方が快適に過ごせるまちであること
			34・地域で支え合い暮らせる環境であること
		5・豊かな地域資源の次世代への継承・発展	35・まちと自然環境の調和がとれていること
37・市民、地域、行政が協力し、快適な生活が実現していること			
39・身近にある緑が適切に保全されていること			
6・地球温暖化防止など未来の地球環境への投資		41・調和のとれた景観づくりが進められていること	
		47・みんなが協力して、いつでもまちがきれいであること	
		48・豊かな緑に囲まれた生活が出来ていること	
3・さらなる可能性を追求する創造発信都市		7・「藤沢づくり」を支える都市構造の再構築と地域経済の活力再生	49・人々の環境への意識が高く、快適なまちであること
			56・身近に親しみや愛着のもてる景観があること
			58・地域の特徴が活かされたまちであること
	8・公共資産の維持管理と有効活用	62・産業の活力を高め、地域が元気になること	
		66・市民の財産である自然を守り、育てられていること	
		67・移動や利用にあたり、誰でも利用できる道路や施設であること	
		68・日常生活に安らぎや豊かさを与えてくれる場所があること	
	9・「藤沢ライフスタイル」と「湘南カルチャー」の創出	69・市民が利用する身近な施設が大切にされていること	
		71・多様な連携を通じて、市民が望むサービスが提供されていること	
		74・いつも自然の豊かさを感じられていること	

(2) 緑に関するアンケート

緑の基本計画を見直すにあたり、計画をより実効性のあるものとするため、主に地域のまちづくりに参加している方々や緑の保全、創出、普及などに携わっている人を対象に、「みどりのまちづくりアンケート」を実施しました。

この結果を施策展開に反映する必要があります。

【アンケート概要】

□アンケート数

発送数：378件 回答数：247件 回答率：65.3%

□受付期間

2009年（平成21年）3月10日から3月27日

【集計結果（抜粋）】

① 藤沢市全体の緑の印象

「多い」、「どちらかといえば多い」と感じている人が約半数

② 藤沢市で多いと感じる緑

1・神社やお寺の緑 2・公園の緑 3・農家や旧家の屋敷林

③ 藤沢市で少ないと感じる緑

1・集合住宅の緑 2・駅前広場の緑 3・商業施設の緑

④ 守っていききたい緑

1・社寺などの歴史ある緑 2・開発されやすい平地の樹林地 3・谷戸と一体となった緑

⑤ 増やしたい、増えてほしい緑

1・河川や海岸の水辺の緑 2・街路樹などの道路の緑 3・公園の緑

⑥ 増やすべき公園

1・ジョギングや散歩のできる遊歩道 2・災害時、防災拠点となる公園
3・藪、林、流れのある自然豊かな公園

⑦ 緑を保全するための必要な施策

1・基金で買い取り残す 2・所有者、市民団体の協働 3・法律で規制、保全を図る

⑧ 緑についての重要と思う施策の優先順位

1・緑をまもる（保全規制） 2・緑をひろめる（緑化） 3・緑をつくる（公園整備）

⑨ 特に期待する機能と効果

1・気温の緩和、大気汚染の浄化 2・生物の生息環境 3・自然景観の構成

⑩ 緑を守り、増やすために実践している活動、またはこれから実践したい活動

1・ベランダ、玄関先に鉢植えで緑を増やす 2・庭木を植えたり、塀を生垣にする
3・公園愛護会に参加する

⑪ 緑のまちづくりへの参加を推進するのに大切とおもうこと

1・小中学校での環境教育 2・緑化セミナーなどの開催、啓発活動
3・行政から地区への人材、資金の支援

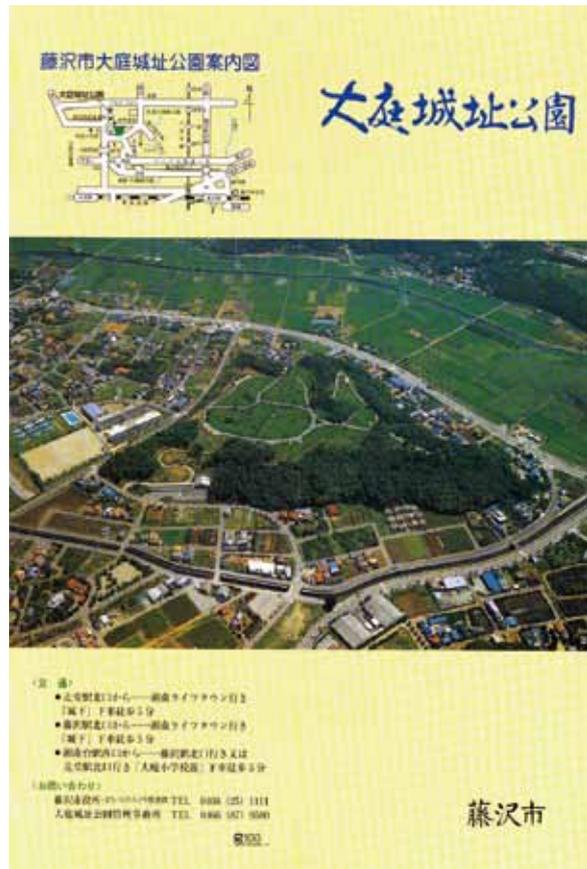
公園紹介

公園名 大庭城址公園（総合公園）
 公園面積 約12.6ha
 所在地 大庭字城山5，230番1
 供用開始年月日 昭和60年3月31日

概要

大庭城は、12世紀関東平氏の雄、大庭氏の拠を14世紀になって太田道灌が本格的に築造し、その後、小田原北条氏が改修したと伝えられています。周辺に駒寄、裏門、二番構などの地名が残っているとところからも当時の雄大な城が偲ばれます。

現在は、市内有数のサクラの名所として市民などに親しまれています。



大庭城址公園 イラストマップ



第3章 計画の基本方針

- 1 基本理念
- 2 緑の将来像
- 3 基本方針
 - (1) 緑をまもる・・・保全
 - (2) 緑をふやす・・・創造
 - (3) 緑をつなぐ・・・連携
 - (4) 緑をひろめる・・・普及
 - (5) 緑とくらす・・・共生



緑の基本計画

第3章 計画の基本方針

3-1 基本理念

都市における緑地は防災や景観形成としての機能のほか、レクリエーションの場や自然環境の保全などの機能をもち、生きものの生息・生育の場、農業生産の場としても、かけがえのない役割を果たしています。また、地球温暖化やヒートアイランド現象*に対しても、植物による二酸化炭素の吸収・固定効果など、温室効果ガス*の吸収源としての機能や、植物の蒸散活動による大気のコールド機能など、大変重要な役割を果たしています。

公園、山林、田、畑、宅地などその土地ごとに定着した緑は、土地の役割から形態や機能が異なりますが、そのすべてが人々の生活にとって重要な緑です。

これまで本市は大都市近郊の都市として成長し、市民が良好な都市生活を営むための環境を整備するため、多くの人々の努力と協力により必要な緑地や公共空地を確保してきました。

都市基盤の整備が進み、成熟したまち藤沢にとって、これからは市民とともに進めるまちづくり、自然環境との共生、地球環境の保全という観点から、緑の保全と創出、緑化の推進がより一層重要になっています。

そのため、公園や緑地の確保はもちろん、市民・事業者・行政などが協力し、公共用地、民有地に限らず緑を充実させるための緑化活動を推進することにより、緑の確保をはかることが重要です。

また、身近な公園や緑地を、行政だけでなく、それらを利活用する市民自らが参画して育成管理をしていくことの重要性も高まっています。

河川の緑や斜面林、谷戸の自然、農地など、都市環境の骨格となる重要な緑を市民共有の財産として次世代へ引き継ぎ、未来の地球環境への投資や、明日の藤沢を担う「藤沢の子どもたち」を育む環境づくりを行うことは、今を生きる私たちに与えられた使命です。

本市は、市民一人ひとりの志と活動のもと、市民力・地域力・行政力を結集し、緑の保全（まもる）・創造（ふやす）・連携（つなぐ）・普及（ひろめる）・共生（くらす）の観点にたち、緑あふれる質の高い都市の構築をめざします。

3-2 緑の将来像

本市の緑は、引地川、境川などに代表される河川部の緑、相模野台地や鎌倉連山の縁辺部、河川沿いに残る斜面の緑、里地里山環境を残した谷戸の緑、そして湘南らしさを表す海岸部の緑など、多様な姿で構成されています。

本市は、これら多様な自然の緑、生活や産業とともに新たに生み出され育まれる緑、災害時の避難場所や防災、レクリエーションの場となる緑など、それぞれの緑の特徴を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像として掲げます。

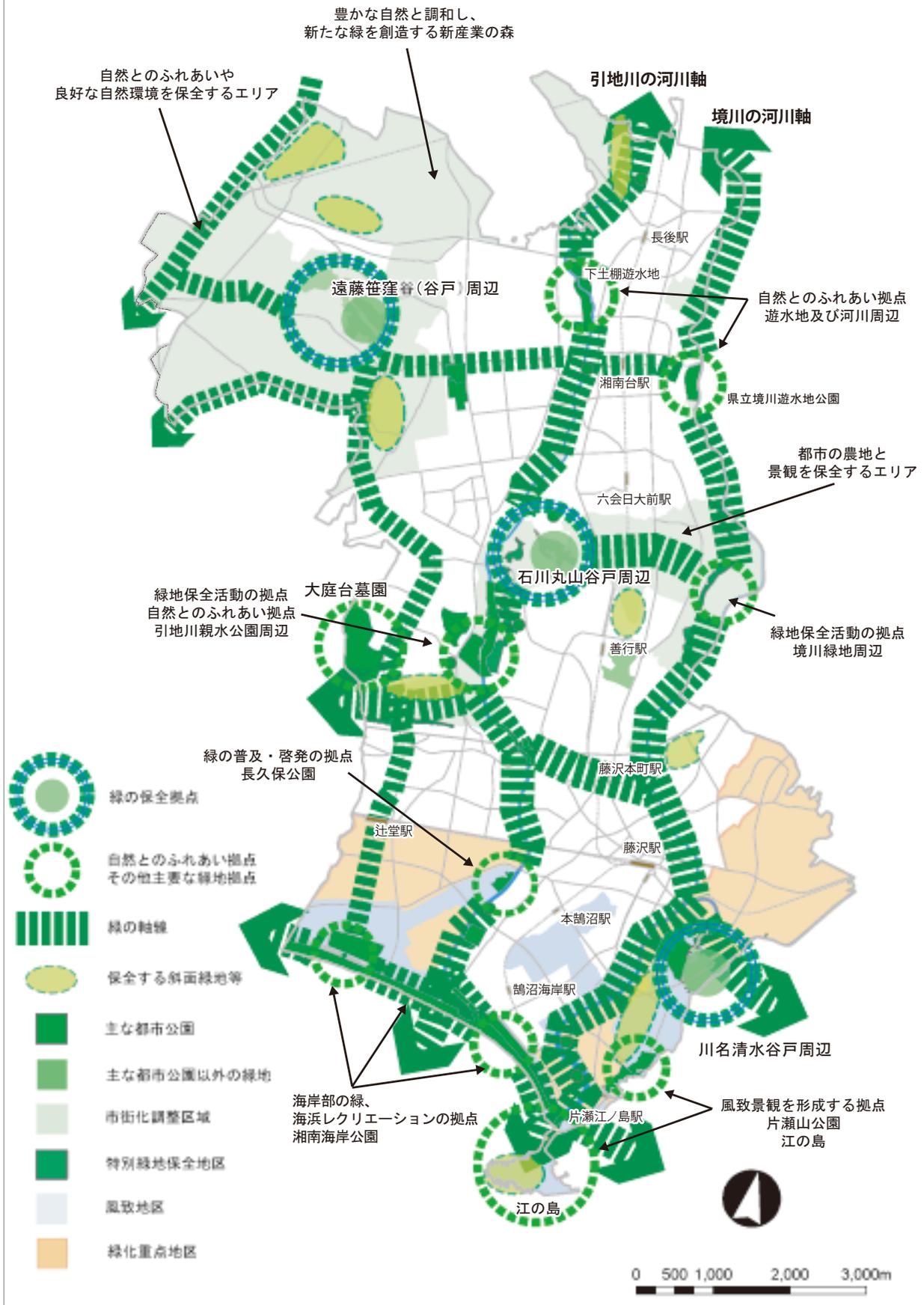
この将来像を具現化するため、「緑の将来像図」を描き、この将来像が実現されるよう、様々な施策を展開します。

藤沢市緑の将来像

湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ



緑の将来像図



3-3 基本方針

基本理念である、「保全、創造、連携、普及、共生」の5つの観点をふまえ、緑の将来像を実現するための基本方針を設定しました。

(1) 緑をまもる・・・保全

斜面緑地や農地など先人から受け継いできた貴重な緑を保全し、生態系の観点を重視したなかで、多様な生きものが生息・生育する空間として恒久的な確保につとめ、これを次世代へ継承します。

また、行政だけでなく、市民も参画して、公園緑地の良好な維持管理を推進します。

既設の公園緑地においては、全ての市民が安心して安全に利用できるように樹木や施設の適切な維持・管理・更新を行います。

展開する基本方針	
緑を まもる (保全)	1. 樹林地及び樹木の保全
	2. 地域の緑の保全
	3. 質の高い公園緑地環境の維持
	4. 多様な生きものの生息する空間としての保全

(2) 緑をふやす・・・創造

公園や緑地、道路や河川などの整備・緑化をはかるとともに、学校などの公共施設についても緑化を推進します。

湧水地や斜面林などは生きものの生息・生育拠点として機能するよう自然的な環境整備をはかります。

それぞれの地域性を高める、特色を活かした緑化をめざします。

展開する基本方針	
緑を ふやす (創造)	1. 公園緑地などの整備の推進
	2. 地域の特色を活かした緑化の推進
	3. 施設緑化の推進
	4. 緑化重点地区における施策の展開
	5. みどり基金の活用

(3) 緑をつなぐ・・・連携

緑の骨格である河川を中心に、都市公園や緑地、道路の植樹帯などによって緑の拠点を結び、身近な緑から中心となる緑へ誰もが自由に移動でき、多様な活動ができるように、市域における緑のネットワーク化を進めます。さらに、市内だけではなく、隣接する市町との広域ネットワーク化をはかります。

鳥や小動物の移動空間としてのビオトープ*ネットワークについては、河川を軸に湿地帯や湧水地などを保全・活用し配置計画のなかで体系づけます。

展開する基本方針	
緑をつなぐ (連携)	1. 緑地ゾーンのネットワーク化
	2. 広域的な視点から捉えた緑地のネットワーク化
	3. ビオトープネットワークの形成

(4) 緑をひろめる・・・普及

緑をまもり、ふやすためには市民が主体となった活動が不可欠です。行政の施策だけでなく企業や事業所などと一体となった緑化活動が求められており、各種催しなどを通じて、緑に対する啓発や緑化推進団体の発足を促すとともに、既存の緑化推進団体の活性化・協働にも力を注ぎ、緑の情報の共有につとめます。

都市緑化植物園のある長久保公園を拠点に、緑の普及・啓発活動を進めます。

展開する基本方針	
緑をひろめる (普及)	1. 公園緑地を拠点にした普及・啓発
	2. 市民・企業・行政の協働
	3. 緑化活動への参画

(5) 緑とくらす・・・共生

人々の生活に快適さや潤いをもたらす、生活に密着した緑の普及につとめます。また、身近な街並みを形成する住宅地の緑化を促します。

環境学習で身近な緑への認識を深めることができるように、緑の情報の収集・共有につとめます。

展開する基本方針	
緑とくらす (共生)	1. 地域の緑との共生
	2. 住まいの緑と花づくり活動の実践
	3. 環境学習の推進

第4章 緑地の保全及び緑化の目標

- 1 計画のフレーム
- 2 計画の目標水準
 - (1) 緑地の確保目標
 - (2) 都市緑化の目標
 - (3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標



緑の基本計画

4-2 計画の目標水準

緑あふれる質の高い都市の構築をめざす基本理念のもと、緑の将来像の実現とともに、「緑」の永続性を少しでも高いものとするため、緑地の確保目標を定めます。そして、「緑」そのものの量を増やし、質を高めるため、都市緑化の目標を定めます。

目標年次は、将来達成すべき最終的な目標（最終目標）とし、段階的な目標として中間年次（2020年（平成32年）、2030年（平成42年））を設けることとします。

(1) 緑地の確保目標

確保すべき緑地の目標量は、これまでの実績や今後の展開、都市計画上の観点などから、計画対象区域のおおむね30%を目標とします。この目標を達成するために中間目標を掲げ、段階的に計画を推進します。

【緑地の確保目標】

	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)	2030年 (平成42年)	最終目標
計画対象区域	26%	26%	27%	29%	30%
うち市街化区域	14%	14%	15%	16%	18%

【（参考）緑地の確保目標で計上する緑地の種類】

緑地	施設緑地	都市公園		都市公園法で規定するもの	都市公園等
		都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	
地域制緑地	都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	都市公園を除く公共空地 自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 公開している教育施設(国公立) 河川緑地 港湾緑地 公共団体が設置している運動場やグラウンド等	都市公園等
		公共公益施設における植栽地等	公共公益施設における植栽地等	学校の植栽地 下水処理場等の付属緑地 道路環境施設帯及び植樹帯 その他の公共公益施設における植栽地等 等	
	民間緑地施設	民間緑地施設	民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設	市民農園(上記以外) 公開している教育施設(私立) 寺社境内地 等	
地域制緑地	地域制緑地	法による地域		緑地保全地域(都市緑地法) 特別緑地保全地区(都市緑地法) 生産緑地地区(生産緑地法) 自然環境保全地域(自然環境保全法) 農業振興地域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律) 河川区域(河川法) 保安林区域(森林法) 地域森林計画対象民有林(森林法) 等	
		条例等によるもの		条例、要綱、契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 樹林地の保存契約 協定による工場の植栽地(協定等緑地) 等	

(2) 都市緑化の目標

「緑地の確保目標」は主に永続性の担保を目的として掲げている目標であり、公共施設、社寺及び工場などの大規模な一部の私有地などの緑を対象としているため、実際に市街地で目に触れることが多い住宅地の緑や店先の緑など、身近な緑については計上されません。これらの緑は市民一人ひとりの心がけや努力によって守り、増やすことができる緑です。そこで、これらの緑に着目し、都市緑化の推進のために、次の目標を掲げ、施策を展開します。

■ 都市緑化の目標 ■

- ①今ある緑を大切にし、目にうつる緑の量を増やすとともに、緑の質を高めます。
- ②計画対象区域の緑被率を30%以上とします。

(3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標

緑地の確保目標をもとに、直接市民が利用したり感じたりすることができる都市公園などの施設を整備する目安として、一人当たりの面積比率を指標とし、整備を推進します。

【計画対象区域全体に対する一人当たりの面積比率】

	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)	2030年 (平成42年)	最終目標
都市公園	5.3㎡/人	5.4㎡/人	6㎡/人	9㎡/人	11㎡/人
都市公園等	11.2㎡/人	13.5㎡/人	14㎡/人	17㎡/人	20㎡/人

※将来の人口推移をもとに算出

【(参考) 将来人口の見通し】

一人当たりの都市公園、都市公園等の面積比率に用いる人口は、2030年(平成42年)で40万3千人とし、最終目標時点の人口を39万2千人と設定します。

	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)	2030年 (平成42年)	最終目標 (参考値)
計画対象区域	385千人	408千人	417千人	403千人	392千人
うち市街化区域	364千人	382千人	390千人	377千人	367千人

※計画対象区域の将来人口は、「藤沢市新総合計画」の値をもとに設定しています。ただし、最終目標時点の人口は想定できないため、将来推計が公表されている2035年(平成47年)の数値(39万2千人)を参考に設定しています。

第5章 緑地の配置計画

- 1 総合的な配置方針
- 2 骨格となる緑地の配置方針
 - (1) 緑地の均衡ある配置
 - (2) ビオトープネットワークの形成
- 3 系統別の配置計画
 - (1) 防災系統の配置計画
 - (2) 景観系統の配置計画
 - (3) 環境保全系統の配置計画
 - (4) レクリエーション系統の配置計画

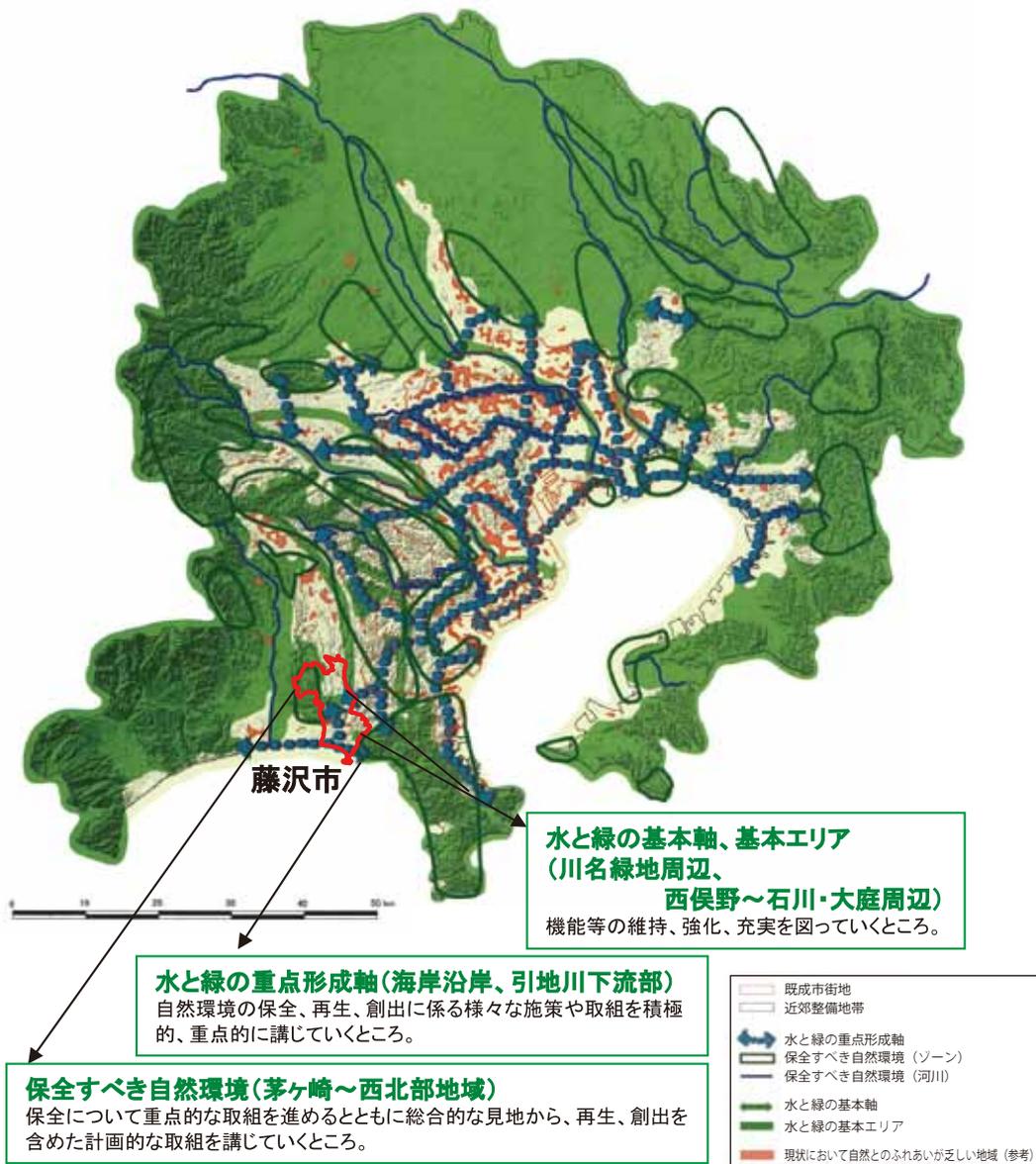


緑の基本計画

第5章 緑地の配置計画

5-1 総合的な配置方針

首都圏におけるまとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的として、2004年（平成16年）3月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（自然環境の総点検等に関する協議会）がとりまとめられました。本市では西北部地域の一部が「保全すべき自然環境」として、海岸線や引地川下流部が「水と緑の重点形成軸」として位置づけられています。



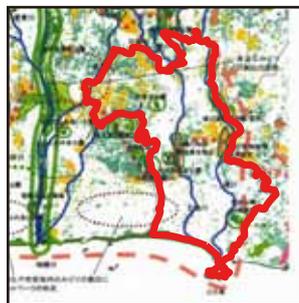
神奈川県では、みどりの施策の体系的な推進をはかるため、神奈川県全体のみどりについての保全・再生・創出の指針として、2006年（平成18年）3月に「神奈川みどり計画」を策定しました。本市は、県域を9つにわけられた緑化域において、市域全域を「相模川緑化域」として、また、海岸沿いは「なぎさ緑化域」、川名緑地は「三浦半島緑化域」における副軸を構成するひとつとして位置づけられています。



【緑化域全体図】

■ 相模川緑化域 ■

- ・目久尻川などの相模川の支流や相模野台地沿いの斜面緑地を副軸の緑に位置づけます。
- ・引地川も副軸のみどりに位置づけます。
- ・川名緑地や境川周辺のみどりの一体的な保全を図ります。
- 【副軸のみどり】
- ・河川（境川、引地川、小出川、目久尻川）
- ・相模野台地崖線部～西俣野の市街化調整区域
- 【拠点のみどり】
- ・新林公園・川名緑地・大庭台墓園
- ・大庭城址公園・境川特別緑地保全地区
- ・引地川特別緑地保全地区・秋葉台公園



■ 三浦半島緑化域 ■

- ・鎌倉海浜公園、鎌倉広町緑地、川名緑地を結ぶみどりを、主軸のみどりと相模川緑化域を結ぶ副軸のみどりに位置づけます。
- 【副軸】
- ・河川（境川、柏尾川）
- 【拠点のみどり】
- ・新林公園・川名緑地



■ なぎさ緑化域 ■

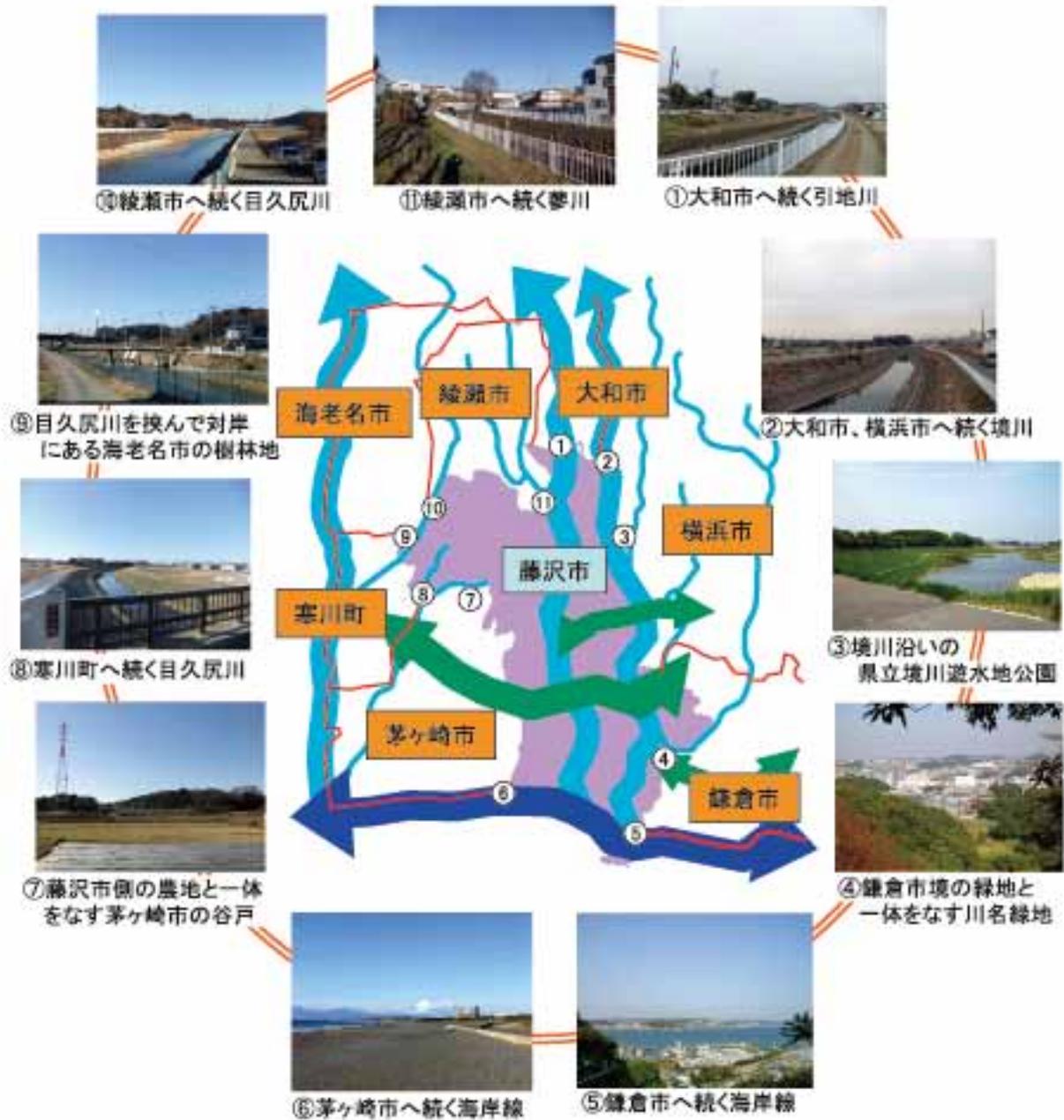
- ・県立湘南海岸公園や鎌倉海浜公園を海のレクリエーション拠点として活用します。
- ・自然の海岸線の保全や砂防林や松並木の保護・育成を図ります。
- ・相模湾に流れ込む境川をはじめとする各河川を、主軸のみどりと隣接する緑化域を結ぶ副軸のみどりと位置づけ、河川と周辺のみどりの一体的な保全を図ります。
- 【主軸のみどり】
- ・県立湘南海岸公園・江の島
- 【副軸のみどり】
- ・河川（境川、引地川）



出典：「神奈川みどり計画」（神奈川県）（一部加工）

これら広域的な観点からみた本市の位置づけを踏まえ、広域的な都市環境、自然環境のネットワークの一部を形成しているということを認識し、計画を推進します。

また、本市は周囲を7つの自治体と接しており、市域を越えて河川や緑地などが連続しています。これらの保全や維持・管理について関係市町と連携を行うなど、広域的な見地からも緑地の配置や緑化の推進をはかります。



【水と緑の広域ネットワーク図】

5-2 骨格となる緑地の配置方針

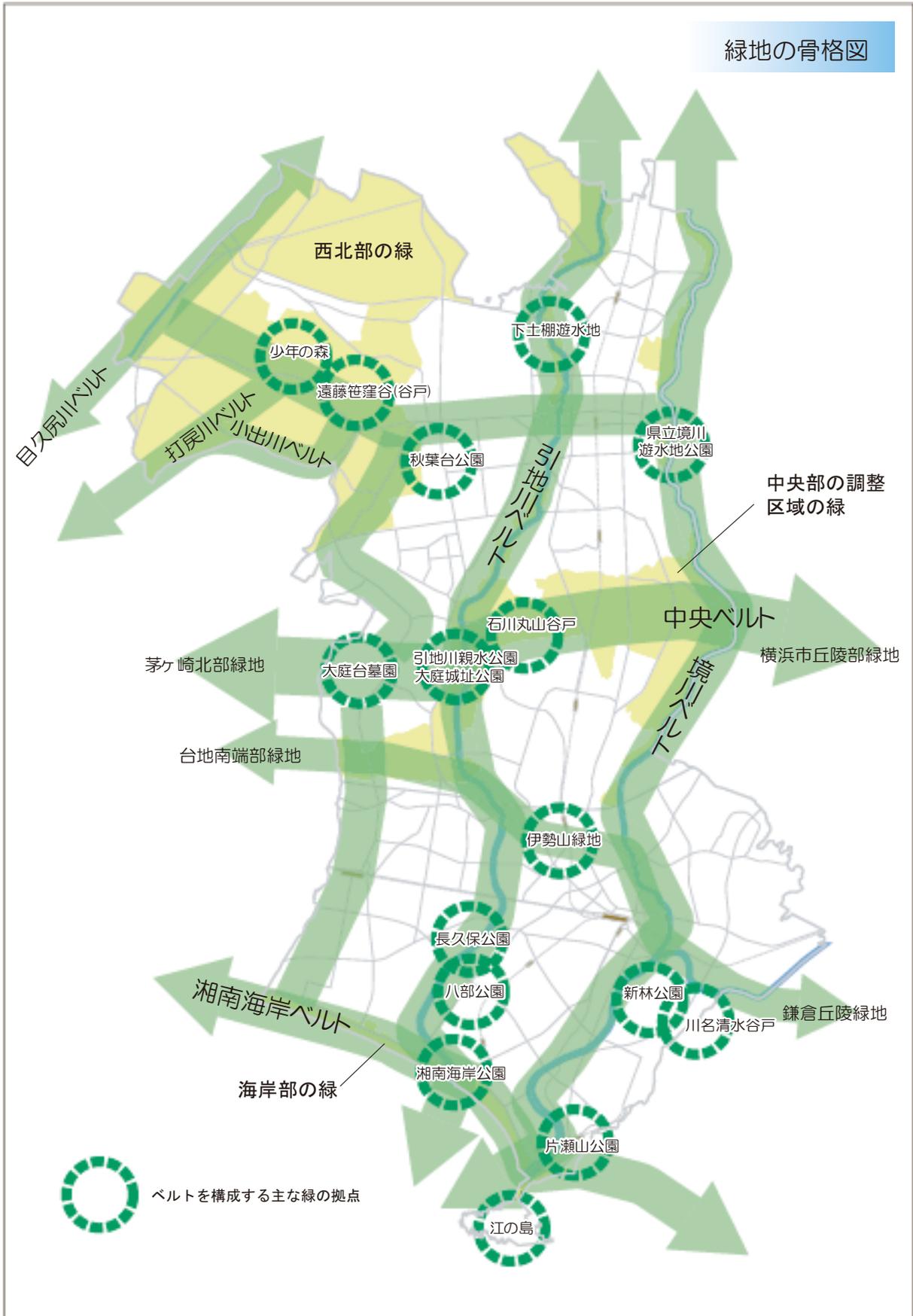
本市は市域の中央を南北に貫流する引地川と境川、市域南部の海浜景観を形成する湘南海岸、六会地区から大庭地区へ東西に繋がる中央部の農地や樹林地を、次世代へ引き継ぐ資産として緑の構造の基本となる骨格に位置づけます。

この骨格に河川沿いの緑や台地の崖線の斜面緑地、西北部地域の緑や主要な都市公園を結び、公園緑地などの均衡のとれた配置を行うとともに、ビオトープネットワークや隣接する市町などの緑のネットワークの視点にも配慮した配置を行い、本市の緑の骨格を形成します。

(1) 緑地の均衡ある配置

- ・本市の緑の骨格となる引地川、境川を中心とした緑地の南北軸、広域的な緑地のつながりである東西軸などを基軸として、都市公園、緑地のバランスの良い配置をめざします。
- ・引地川、境川などの河川空間は、多様な緑地機能を有しており、連続性のある緑地として整備を進めます。特に引地川は、神奈川県が進める下土棚地区の遊水地計画における上部利用を中心とした整備区域と、既設の引地川親水公園とを緑道で結び「みず・みち・みどりの基幹軸」として充実をはかります。さらに大和市との広域的なつながりを確保するため、市境までの整備についても進めていきます。
- ・身近な公園への未到達区域の解消をめざし、未到達区域内での優先的な公園配置を進めます。また、公園用地の不足地域では、緑の広場などの活用をはかります。
- ・斜面林やまとまりのある樹林地は、法や条例の緑地保全制度を活用して保全をはかります。特に市街化区域の樹林地は積極的に保全をはかります。
- ・風致地区*、緑化地域*などの地域地区制度を活用し、緑の保全や育成につとめます。
- ・緑の広場や憩いの森、保存樹林制度など、本市独自の整備手法を活用し、緑地空間の確保につとめます。
- ・農地は、生きものの生息・生育環境の創出、大気・水の浄化、水源のかん養及び災害の防止など、多面的な機能を有しているため、良好な緑地環境の形成、自然環境の維持、景観形成の観点から、保全につとめます。
- ・地域の特性を活かし、地域ごとのまちづくりとの整合をはかり、みどりのネットワークを形成します。

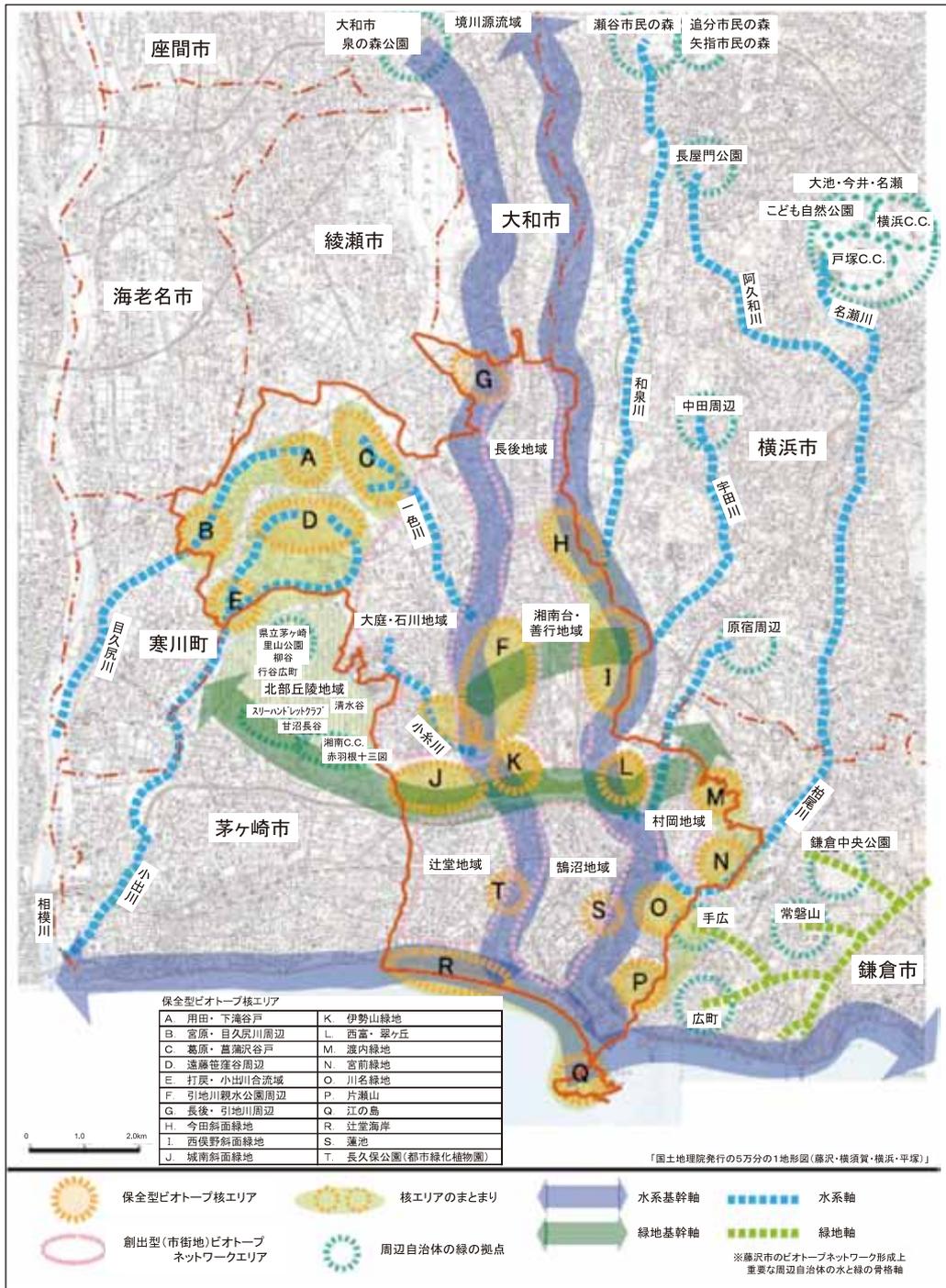
緑地の骨格図



(2) ビオトープネットワークの形成

2007年（平成19年）5月に策定した「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」では、まとまりのある緑地を生きものの生息・生育空間として、また、ビオトープネットワークを形成する上で重要な核として位置づけています。

本計画では、緑地の保全や緑化の推進、生物多様性など、様々な観点から、この「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」との整合をはかり、ビオトープネットワークの形成につとめます。



【藤沢市ビオトープネットワーク全体系統図】

出典：「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」（藤沢市）

5-3 系統別の配置計画

緑のもつ防災機能、景観機能、環境保全機能、レクリエーション機能に着目し、その機能を効果的に発揮できるように、地域の特性や社会状況なども踏まえ、緑を系統的に配置します。

(1) 防災系統の配置計画

① 避難場所、避難路となる緑の配置

- ・住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）は、災害時の一時避難場所としても活用できるため、防災空間を確保する観点から、身近な公園が不足している地域を中心に、公園を配置します。
- ・公園や学校、病院などの公共施設は、施設の外周植栽を強化するなど、効果的な防災空間として機能するよう整備をはかります。特に広域避難場所に指定されている公園については、防災活動の拠点として機能するよう、災害応急対策施設の設置などにより、機能の強化をはかります。
- ・引地川、境川周辺の市街地においては火災発生時の避難路としての安全性を高めます。
- ・街路樹は延焼防止や安全な避難路の確保に有効であることから、避難施設までの経路が確保されるように、道路本来の機能を確保しつつ、主要な幹線道路を中心に緑化につとめます。
- ・火災の延焼の防止などに効果を発揮する接道緑化*や生垣の植栽を促します。

② 自然災害から市民を守る緑の配置

- ・引地川、境川に設置される遊水地はその遊水地としての機能はもちろん、貴重なオープンスペースとして、その上部利用について公園緑地の観点から、神奈川県と調整します。
- ・市街地に残る農地は、公園などと同じく貴重なオープンスペースとして防災機能を有していることから、総合的な防災空間として位置づけます。また、標高の高い樹林地についても、災害時における避難地機能を有していることから、保全を検討します。
- ・急傾斜地の緑において、神奈川県による急傾斜地対策を行う際には、緑地の保全や施工後の緑化の方法について、連携をはかります。
- ・災害時における緑のもつ防災機能に着目した緑地の活用を促します。

防災システムの配置計画図



(2) 景観系統の配置計画

① 湘南の風致と歴史文化を保全する緑の配置

- ・ 風致地区内及びその周辺一帯では、歴史と文化の薫る景観を形成するため、既存樹木の保全や、クロマツなど湘南の景観を代表する樹木の保護、育成につとめます。
- ・ 湘南海岸（片瀬海岸～辻堂海岸）は、多くの観光客、海水浴客などが訪れる場所であることから、地域の緑を活用し、明るい水辺の景観を形成します。
- ・ 「特別景観形成地区*」に位置づけられている江の島は、豊かな自然環境を保全するとともに、景勝地として、景観の維持、保全につとめます。

② 地域の優れた景観を形成する緑の配置

- ・ 引地川、境川沿いの斜面林、相模野台地の崖線の緑、片瀬山の斜面林などは、地域の自然景観を構成する核となる緑であることから、保全につとめます。
- ・ 市中部、西北部に多く残されている農地とその周辺の屋敷林は、地域の景観を構成する重要な役割をもっているため、保全がなされるよう働きかけを行います。
- ・ 本市の地形的特性をよく表す谷戸の緑は、農地、樹林地と一体となって育まれた地域を代表する緑であることから、保全につとめます。
- ・ 公園緑地の整備や民間施設の緑化指導では、地域の植生を形成している樹木の導入を積極的にはかり、統一感のある街並みの形成につとめます。
- ・ 市内に点在する歴史ある社寺の緑を保全し、落ち着いた、潤いある景観の保全につとめます。

③ 市街地の景観を演出する緑の配置

- ・ 市民や観光客など多くの人の目にふれる駅前や幹線道路などでは良好な緑を確保して、市街地景観の向上をはかります。
- ・ 商業施設（特に商業地域や近隣商業地域内）では屋上や壁面などの建物緑化を促進し、四季を通じて緑豊かな市街地景観が形成されるように、指導につとめます。
- ・ 学校や公共施設の緑は、地域の良好な景観を形成する上で重要であり、既存の緑地の維持管理を含め、市民の緑化意識を誘導する緑地空間の形成をはかります。
- ・ 辻堂駅前の湘南C-X（シークロス）は、新しい広域連携都市拠点に相応しい景観創出をはかるための緑化を行います。
- ・ 美しい街並みを形成するために、主要な幹線道路を中心に、道路本来の機能を確保しつつ、緑化につとめます。

景観システムの配置計画図



(3) 環境保全系統の配置計画

① 快適な生活環境を保全する緑の配置

- ・大気の浄化や騒音を緩和するため、幹線道路の緑化につとめるとともに、国道・県道については管理する機関に対して、緑化を推進するよう働きかけます。
- ・引地川、境川は海からの風を市街地の中へ呼び込み、市街地の温度上昇の抑制や、ヒートアイランド現象を緩和する効果が期待できます。その効果をさらに高めるため、市街地の2つの河川沿いの緑化につとめます。
- ・市内に点在する斜面林、社寺林や屋敷林は、都市環境の快適性の確保、ヒートアイランド現象を緩和させる緑として重要であるため、保全につとめます。
- ・湘南海岸砂防林（飛砂防備保安林）をはじめとする海岸部の保安林は、生活環境を守り、潤いを与える緑として重要であり、神奈川県と連携し保全につとめます。
- ・密集した市街地など、緑の不足している地域では、既存の緑の保全はもちろん、住宅敷地内の緑化、生垣化の推進、屋上や壁面の緑化など、新たな緑の創出への取り組みを充実させます。
- ・工場、事業所の敷地においては、その周辺の都市環境の向上も含め、緑地の確保や緑化の推進について事業者へ働きかけ、質の高い緑地の維持・管理がなされるよう連携して取り組みます。

② 生きものの生息環境を形成する緑の配置

- ・遊水地や河川などの水辺は、水生生物の生息・移動に大変重要であるため、多様な生きものが生息・生育できる空間として保全につとめるとともに、護岸の改修時などは水辺環境に配慮した工法を選択するよう管理者に働きかけます。
- ・引地川、境川沿いの斜面林は、水辺や周辺の農地と一体となって、生きものの生息環境を形成しているため、これらを一体として保全につとめます。
- ・市街地内に緑を点在させることは、生きものの移動の中継点として重要であるため、農地やその周辺の屋敷林を保全するよう働きかけます。また、学校や事業所などにおいては、新たな空間の確保をするためにビオトープの導入などを促します。また、線的な移動空間として重要となる街路樹についても、連続性が確保されるよう整備につとめます。
- ・周辺の山林、農地、水路が一体となって里地里山の環境を構成し、生きものの貴重な生息・生育空間となっている谷戸は、その地形及び周辺の土地利用を含め、一体的な保全がはかられるようにつとめます。

③ 自然の水循環を支える緑の配置

- ・雨水の地下浸透の促進や、地表面からの緩やかな水分蒸発など、緑地のもつ機能はヒートアイランド現象の緩和や生きものの生息環境の保全の観点からも大変重要であるため、その配置についてもこれらの観点から総合的に配慮します。

環境保全システムの配置計画図



(4) レクリエーションシステムの配置計画

① 日常的なレクリエーションの場を形成する緑の配置

- ・市民が日常的に利用できる範囲（居住地から半径250m以内（徒歩5分程度））に公園などを1箇所以上配置することをめざします。
- ・密集市街地や市街化調整区域内で公園が不足している区域では、公園が配置されるまでの間、公園の代替施設となる緑の広場などの空間の確保につとめます。
- ・市民の健康増進のため、運動公園の整備を進めます。また、関係部署で連携をはかり、神奈川県立体育センターやスポーツ広場を有効に活用し、市民の健康増進の場の拡大につとめます。
- ・引地川、境川を日常の散策路として、下流から上流まで連続的に利用できるように関係機関と連携をはかりながら整備を進めます。

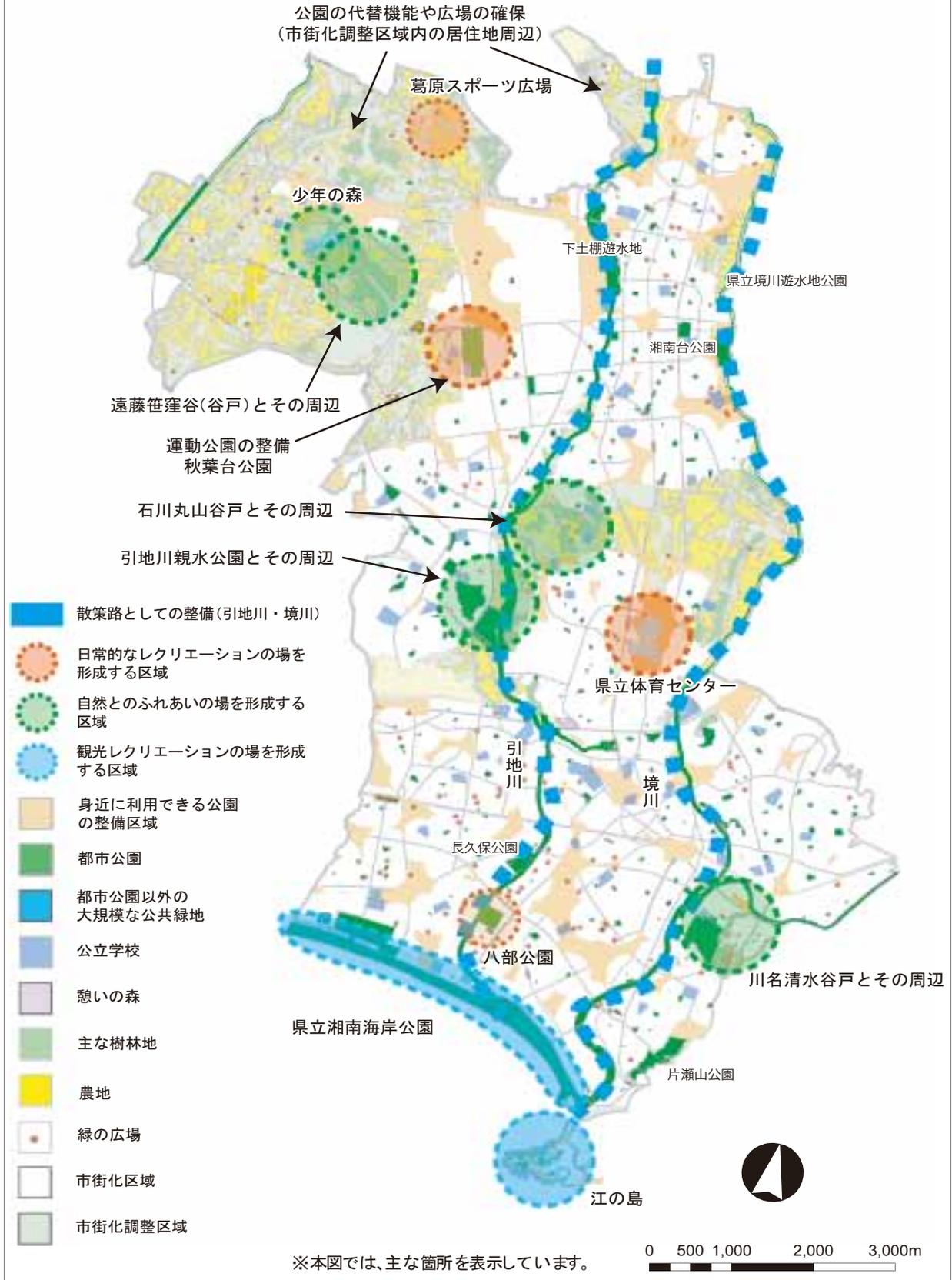
② 自然とのふれあいの場を形成する緑の配置

- ・憩いの森は、貴重な緑地の保全手法の一つであることから、その普及につとめ、土地所有者との契約が継続されるように制度のあり方を検討します。
- ・豊かな自然の残る谷戸は、保全していくことを前提に、自然観察や自然との触れ合いの場としての利用について検討します。
- ・少年の森は、現状の利用をはかり、藤沢の自然環境（谷戸、農地、川及び湧水など）を総合的に体験学習できる機能を充実するように、整備につとめます。

③ 観光レクリエーションの場を形成する緑の配置

- ・片瀬海岸西浜から茅ヶ崎市境まで続く湘南海岸公園（広域公園）は、本市を訪れる観光客にとって大きな魅力であり、湘南海岸としてふさわしい緑（花や街路樹など）の配置を含め、その魅力の向上について、神奈川県に働きかけていきます。
- ・県道451号（藤沢大和自転車道）は、大和市境から河口までの連続性の確保やその代替について、神奈川県に働きかけていきます。
- ・既設の都市公園での利便性の向上や魅力づくりについて、関係機関と調整し、実現に向けて検討します。
- ・観光施設周辺の商業施設などには、施設の一部を「緑を取り入れた公共空間的なスペース」として開放してもらえるように、働きかけを行います。

レクリエーションシステムの配置計画図



公園紹介

公園名 引地川親水公園（地区公園）
 公園面積 約16.2ha
 所在地 大庭字中沢6, 510番
 供用開始年月日
 平成9年4月1日

概要

引地川親水公園は、良好な水辺空間の形成をはかるために、平成元年度に建設省の「ふるさとの川モデル事業」の指定を受け、河川改修事業と一体的に整備を行ったものです。

公園内には、気軽に自然とふれあうことができる湿性植物園や、藤棚、ツツジの丘、桜並木などがあり、市民などに親しまれています。

引地川親水公園

ようこそ、出会いの場へ。

〒370-0001 群馬県藤沢市大庭字中沢6-510番

TEL 0466(25)1111

TEL 0466(88)1111

引地川

小糸川

大庭遊水地
自然・安全・ふれあいの楽園ゾーン

湿性植物園
自然に由来する植物園

roller coaster
滑って遊んでのびのび楽しもう！子供たちみんなあつまれ！

ツツジの丘
春にはつつじと共にきれいな花を咲かせる藤棚(約130m)

桜並木
ゆっくり散歩できる桜並木(石巻川沿岸約1.6km)

大庭遊水地
ゆるやかな斜面で川のせせらぎを聴くことができる観水遊歩

複合遊具
子供たちに人気の高いコンビネーション遊具

茶生広場
roller coaster プランツ 遊歩道などがある茶生広場

木製遊具
ターザンロープもあるアスレチック遊具

大庭遊水地
大庭遊水地

球技広場

多目的広場

バス停
天神社前

43 藤沢・厚木線

天神橋

城下橋

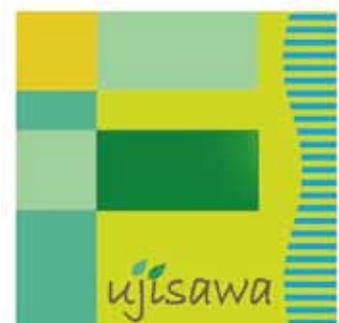
下流

厚木方面

藤沢方面

第6章 緑地の保全及び緑化の施策

- 1 施策の体系と展開
- 2 公園緑地などの整備・保全の推進
 - (1) 都市公園
 - (2) 都市公園以外の公共施設緑地
 - (3) 法に基づく地域制緑地
 - (4) 条例に基づく地域制緑地
 - (5) 保全すべき一団の緑地
 - (6) 緑地の確保目標と種別ごとの確保量
- 3 都市緑化の推進
 - (1) 公共施設の緑化
 - (2) 民間施設の緑化
- 4 市民が主体のまちづくりの推進
 - (1) 市民団体などとの連携
 - (2) 市民が主体のまちづくりへの支援
 - (3) 市民参画の推進
 - (4) 緑の普及活動と顕彰制度などの推進
 - (5) 環境学習の推進と情報の共有化
- 5 緑地環境の保全のための施策の推進
 - (1) 自然環境の実態把握
 - (2) 生物多様性の保全
 - (3) ビオトープネットワークの形成
 - (4) 外来生物への対応
 - (5) 広域的な見地からみた緑地の重点整備とネットワークの形成



第6章 緑地の保全及び緑化の施策

6-1 施策の体系と展開

本市の緑の現況や課題、基本理念、基本方針を踏まえ、これから展開する施策を、5つの基本理念に沿ってとりまとめました。

第6章2（6-2 公園緑地などの整備・保全の推進）以降は、本計画の具体的な施策となります。

【施策の体系と展開】

※「主な実施対象主体」＝a：行政 b：事業者や市民など c：各主体の連携

基本理念	基本方針	主な実施対象主体			本計画における 主な展開箇所
		a	b	c	
1. 緑をまもる（保全）					
1. 樹林地及び樹木の保全					
	1 保全すべきエリアの明確化			6-2-(5)	保全すべき一団の緑地
	2 みどり基金などによる緑地の取得			7-2-(3)	樹林地保全のための総合的施策の推進
	3 緑の保全制度の活用による緑地空間の確保			6-2-(5)	保全すべき一団の緑地
	4 樹林の評価制度の確立			7-2-(3)	樹林地保全のための総合的施策の推進
	5 樹林地を保全・活用した公園の整備			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策①
2. 地域の緑の保全					
	1 地域特性のある緑の保全			6-2	公園緑地などの整備・保全の推進
	2 歴史的・文化的資源としての緑の保全			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策⑥
	3 民有地の緑の保全			6-2-(3)~(5)	法に基づく地域制緑地～保全すべき一団の緑地
	4 里地里山環境の保全			6-2-(4)	条例に基づく地域制緑地
3. 質の高い公園緑地環境の維持					
	1 公園緑地の維持管理の充実及び適正な更新・改修			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策②
	2 保全すべき緑の質の向上			7-2-(3)	樹林地保全のための総合的施策の推進
	3 市民が中心となった良好な維持管理の推進			6-4	市民が主体のまちづくりの推進
4. 多様な生きものの生息する空間としての保全					
	1 緑を基点とした生物多様性の保全			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策④
	2 自然環境実態調査の継続的な実施と活用			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策⑤
	3 希少な生きものの生息・生育環境の保全			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策②
	4 樹木病害虫の防除などによる良好な環境の維持			7-1-(2)	都市緑化の推進施策①
2. 緑をふやす（創造）					
1. 公園緑地などの整備の推進					
	1 公園緑地のバランスのよい配置			6-2	公園緑地などの整備・保全の推進
	2 地域の特性に応じた特色ある空間づくり			6-3	都市緑化の推進
	3 地域の核や軸となる公園緑地の整備			6-2	公園緑地などの整備・保全の推進
	4 安全・安心な公園施設の整備			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策②
	5 緑の広場の活用			6-2-(2)	都市公園以外の公共施設緑地
	6 低炭素まちづくりの推進			7-2-(4)	低炭素まちづくりをめざした緑化推進
2. 地域の特色を活かした緑化の推進					
	1 地域の特色や潜在自然植生を活かした緑化の推進			6-3	都市緑化の推進
	2 生きものの生息拠点としての環境整備			6-3-(1)	公共施設の緑化
	3 市の木・市の花・市の鳥のアピール施策の展開			7-1-(2)	都市緑化の推進施策④
	4 地域と一体となった公園緑地の整備			8-4	緑の実施計画
3. 施設緑化の推進					
	1 緑化モデルとなるような積極的な緑地空間の形成			6-3-(1)	公共施設の緑化
	2 緑化基準の運用			6-3-(2)	民間施設の緑化
4. 緑化重点地区における施策の展開					
	1 各地区の整備、保全施策の展開			7-3	緑化重点地区
5. みどり基金の活用					
	1 基金の確保と今後の運用方針			7-4	みどり基金の適正な運用

基本理念		主な実施対象主体			本計画における 主な展開箇所
基本方針		a	b	c	
基本施策					
3. 緑をつなぐ（連携）					※全体の方針として第5章を参照
1. 緑地ゾーンのネットワーク化					
	1 骨格となる緑の明確化			6-5-(5)	広域的な見地からみた緑地の重点整備とネットワークの形成
	2 有機的、効果的な緑地空間の保全・再生・創出			6-2 ~6-3	公園緑地などの整備・保全の推進、都市緑化の推進
	3 ネットワーク拠点の保全・整備			6-2 ~6-3	公園緑地などの整備・保全の推進、都市緑化の推進
2. 広域的な視点から捉えた緑地のネットワーク化					
	1 広域的見地から見た河川軸、緑地軸などの明確化			6-5-(5)	広域的な見地からみた緑地の重点整備とネットワークの形成
	2 広域的な緑地形成のための近隣市町との連携			8-2-(3)	広域緑地連携
3. ビオトープネットワークの形成					
	1 ビオトープネットワーク基本計画と連携した施策の展開			6-5-(3)	ビオトープネットワークの形成
	2 河川、公園緑地、湧水地など、水と緑のネットワークの形成			6-2 ~6-3	公園緑地などの整備・保全の推進、都市緑化の推進
4. 緑をひろめる（普及）					
1. 公園緑地を拠点にした普及・啓発					
	1 長久保公園都市緑化植物園の機能の充実			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	2 記念樹の提供			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	3 緑に関する企画の推進			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	4 緑に関する冊子などの作成、配布			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	5 市民の手による緑の環境づくりの促進			6-4	市民が主体のまちづくりの推進
	6 公園緑地の新たな魅力づくりへの取り組み			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策③
2. 市民・企業・行政の協働					
	1 各主体の役割の明確化			8-1	各主体の役割
	2 緑に関する団体への活動支援			6-4-(2)	市民が主体のまちづくりの支援
	3 企業の社会貢献活動との連携			6-3-(2)	民間施設の緑化
	4 顕彰・コンクールの充実			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	5 緑に関する情報共有の仕組みづくり			6-4-(1)	市民団体などとの連携
	6 緑に関わる地域活動の拡大			7-1-(2)	都市緑化の推進施策⑤
3. 緑化活動への参画					
	1 ボランティア活動の場の提供			7-2-(3)	樹林地保全のための総合的施策の推進
	2 活動の技術力向上のための人材の養成			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策②
	3 民間施設緑化と支援			6-3-(2)	民間施設の緑化
5. 緑とくらす（共生）					
1. 地域の緑との共生					
	1 身近な緑から始める美化活動の促進			6-4	市民が主体のまちづくりの推進
	2 緑に関する総合的な相談窓口の開設			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
2. 住まいの緑と花づくり活動の実践					
	1 立体的な緑化の促進			6-3-(2)	民間施設の緑化
	2 魅力あるまちづくりへの誘導			6-3-(1)	公共施設の緑化
	3 緑の情報提供の場の提供			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	4 公園緑地情報の共有化			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	5 安全・安心なまちづくり			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策②
	6 低炭素まちづくりの実践			7-2-(4)	低炭素まちづくりをめざした緑化推進
3. 環境学習の推進					
	1 環境に関する学習の推進			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	2 環境学習情報の共有化			6-4-(5)	環境学習の推進と情報の共有化
	3 環境学習に活用できるシステムの構築			6-4-(5)	環境学習の推進と情報の共有化

6-2 公園緑地などの整備・保全の推進

公園緑地の整備は、未供用の都市計画公園のあり方や、各々の現状、課題などを考慮して、より実効性を重視して進めていきます。

また、既設の公園緑地は、各々の質や魅力の向上をめざして、適切に維持管理を行うとともに、老朽化の進んだ施設については、市民のニーズに合わせた改修を進めます。

(1) 都市公園

① 住区基幹公園

①-1 街区公園・近隣公園

地域コミュニティ形成の場や災害時の一時避難場所などの役割を担うとともに市民に潤いと安らぎを与える身近な緑の空間として、未供用の都市計画公園の整備、公園が不足している地域及び1人当たりの住区基幹公園面積が少ない地区での優先的な整備につとめます。

また、既設の公園では、施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を進めます。



【大台公園（街区公園）】



【なかむら公園（近隣公園）】

①-2 地区公園

周辺の公園配置や利用形態を考慮しつつ、地域の核となるべく、必要な箇所に配置を検討します。

既設の長久保公園及び引地川親水公園については、質の向上、魅力づくりに引き続き取り組みます。特に、長久保公園については、都市緑化植物園の機能を有しており、緑の情報発信源として、機能の充実をはかります。



【長久保公園】

② 都市基幹公園

②-1 総合公園

総合公園については、配置予定の公園は全て整備が完了しています。既設の新林公園、大庭城址公園は、市を代表する公園として、それぞれの持つ自然的・歴史的な特徴や魅力のさらなる向上をめざし、維持管理を進めるとともに、利用ニーズに合わせた改修を進めます。特に、新林公園では、隣接する川名緑地（川名清水谷戸）の保全のあり方を含め、一体的な利用も視野に入れて、公園のもつ魅力を活かした整備をはかります。



【新林公園】

②-2 運動公園

運動公園については、配置予定の2つの公園のうち八部公園は整備が完了しています。秋葉台公園については未整備区域約5.7haについて、土地区画整理事業の進捗にあわせ、整備を推進します。また、既設の施設では、市民が安全に運動を行える環境を維持するため、プールなどの大規模設備を中心とした適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を進めます。



【秋葉台公園】

③ 特殊公園

③-1 風致公園

片瀬山公園は本市で唯一の風致公園であり、約9.5haの計画面積のうち、約2.9haを供用開始しています。公園の周辺は、江の島や歴史ある社寺が近接し、鎌倉市の緑と一体となって湘南海岸や国道134号などからの良好な景観形成の一端を担っており、観光資源としても魅力が大きいことなどから、今後も全面供用に向けて、整備につとめます。

③-2 墓園

大庭台墓園は本市の東西緑地ベルトの一角をなしており、約36.9haを供用開始しています。本墓園は、生きものの生息・生育環境を確保するためにも重要な役割を果たしており、今後もその機能の維持・向上をはかります。

④ その他の公園緑地

④-1 大規模公園

県立湘南海岸公園、県立辻堂海浜公園、鵜沼海浜公園については、市内外からの利用者も含めた観光レクリエーションの核となる公園であり、管理者と連

携し、さらなる魅力づくりを行います。また、県立境川遊水地公園については、整備中であり、早期の全面開園に向けて働きかけていきます。

④-2 都市林

市街地に残る樹林のうち、生きものの生息・生育環境や、都市の良好な自然的環境を形成しているものについて、積極的に都市林などの指定を行います。

既設の裏門公園は、野鳥観察エリアの機能を有しており、市街地のまとまった水辺樹林空間として、ビオトープネットワーク上も重要な役割をもっており、今後もその保全につとめます。

④-3 都市緑地

現在指定している6箇所の都市緑地についてはその機能を維持するとともに、市街地に残る良好な樹林地のうち、自然的環境の保全や改善、都市景観の向上が期待されるものについて、その緑地の特性や周辺状況を踏まえ、新たに指定を検討します。

伊勢山緑地は、約4.3haの計画面積のうち約0.9haを供用開始しています。相模野台地の崖線の緑で、市街地の中でその存在意義は大きく、環境保全、景観保全の観点からも重要なため、全面供用に向けて整備につとめます。



【伊勢山緑地】

④-4 緑道

緑道については、都市計画緑地として位置づけられている引地川緑地と境川緑地については引き続き整備を継続し、その他の区域は河川事業や道路事業などと連携し、実質的な緑道空間の確保につとめます。

□引地川緑地（緑道）

藤沢市のほぼ中央を南北に流れる引地川においては下流の鵜沼橋から大庭鷹匠橋の区間、約6.4km、約36.4ha（河川部を含む）を都市計画決定し、一部を除き、おおむね整備が完了しています。今後は、県の下土棚遊水地事業との連携や、大和市との引地川を活用した都市連携をはかるなかで、大庭鷹匠橋から上流、大和市境までの間の都市計画決定を行い、順次施設整備をはかります。

□境川緑地（緑道）

都市計画決定区域約38.17ha（河川部を含む）のうち、約0.4ha（河川部を除く）が整備済みです。今後も河川事業、道路事業などと連携しつつ、整備につとめます。

④-5 緩衝緑地

現在、緩衝緑地として設置されている桐原緑地については引き続き、良好な

維持・管理につとめます。

④-6 その他

引地川上流部に神奈川県が整備している遊水地については、その上部の利用について、自然とふれあえる場や市民のレクリエーションの場などになるよう神奈川県と調整していきます。

(2) 都市公園以外の公共施設緑地

- ・緑の広場については、その機能を活かし、身近な公園への未到達区域などにおける公園的な利活用を検討するとともに、その位置づけを明確にします。
- ・市有山林については、それぞれの特性を踏まえ、都市緑地などへの指定を検討します。
- ・健康の森（主に遠藤笹窪谷（谷戸））については、保全と利活用を調整の上、位置づけを明確にします。
- ・自転車歩行者専用道などは広域的なネットワークとして活用できるように、各施設管理者と連携します。
- ・河川緑地は、その両岸について緑道として整備を進めるとともに橋詰め広場や親水護岸の整備について、河川事業や道路事業などと連携します。
- ・神奈川県立体育センター、江の島自然の森などは、今後もその利用が継続されるように、関係機関と連携します。
- ・都市公園以外のスポーツ広場は、公共用地の有効活用により暫定的に利用している施設があり、廃止される場合もあるため、利用者への影響を考慮し、その代替施設を確保するようにつとめます。
- ・公共施設の敷地については、現在の緑の量を確保していくとともに、建物緑化などを用いて緑化につとめます。
- ・その他、地域コミュニティの活性化や緑化活動の推進をはかるため、ポケットパークやコミュニティガーデンなど、緑化活動を行う場の確保につとめます。

(3) 法に基づく地域制緑地

① 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は現在3地区が指定されています。今後は保全すべき緑地のうち、特に重要なものについて、本地区の指定を検討します。

【指定されている特別緑地保全地区の概要】

名称	面積	指定地域の概要
引地川特別緑地保全地区	16.0ha	引地川左岸、地方卸売市場北側から石川にかけての区域で、本市の緑の拠点となる地域に接する斜面山林
境川特別緑地保全地区	15.0ha	境川右岸、西俣野立石橋付近より上俣野橋にかけての河川沿いの区域で、湧水も見られる良好な斜面山林
城南特別緑地保全地区	4.8ha	国道1号城南付近北側で、国道沿いに続く、延長約1.3kmの斜面山林

② 緑地保全地域

2004年（平成16年）に行われた都市緑地法の改正により新たに設けられた制度で、一定の土地利用との調和をはかりつつ、適正な保全を行う必要がある緑地について指定を検討します。

③ 風致地区

風致地区は、現在5地区が指定されています。各々の地区の特性を踏まえ、快適な都市環境の維持につとめます。

【緑の基本計画における地区ごとの緑の保全と緑化の方針】

名称	緑の保全と緑化の方針
第1号 片瀬山	地区内に南北に続く斜面山林、社寺、学校周辺の良好な緑の保全につとめます。片瀬山公園は、湘南海岸や、国道134号からの良好な景観形成の観点からも、未供用区域の整備につとめます。
第2号 江の島	江の島地区地区計画の方針にあわせ、樹林地の保全、参道沿いの修景緑化につとめ、宅地内の緑化を促します。
第3号 鶴沼	減少しつつあるクロマツを中心とした既存樹木の保護・育成につとめるとともに、風致の維持のために緑化を促します。
第4号 湘南海岸	飛砂防止のための保安林の保全、育成につとめます。また、海浜植物の保全と再生をはかります。
第5号 太平台	保存樹木、保存生垣など緑の保全制度の活用や風致の維持のための緑化を促します。

④ その他

生産緑地地区、農業振興地域内の農用地区域、保安林など、法令で規制されている区域については、それぞれの主旨を踏まえたうえで、緑の保全などの観点から、その対応について関連部局と連携します。

また、地域森林計画対象民有林（保安林を除く）において伐採を行う場合、その面積が1ha未満の際には、行政への届出のみで伐採が行えるため、法律や条例などによる保全につとめます。



【生産緑地地区の例】

(4) 条例に基づく地域制緑地

① 自然環境保全地域*

神奈川県「自然環境保全条例」で指定されている自然環境保全地域（寒川神社、皇子大神、宇都母知神社の3箇所）については、今後もこの指定を継続し、良好な自然環境の維持につとめます。

② 里地里山等保全地域

市内の大小様々な谷戸を中心とした里地里山環境を有する地域については、土地所有者、市民、行政などが一体となり保全することができるように連携をはかります。

なお、本市では、2009年（平成21年）9月に、石川丸山谷戸の周辺区域が神奈川県から「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく「里地里山保全等地域*」に選定されました。



【藤沢市石川丸山谷戸里地里山保全等地域（赤枠）】

③ 「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑地など

□保存樹林

保存樹林は、2010年（平成22年）4月1日現在、443箇所約126haが指定されていますが、当初計画策定以降約23haが減少しています。

減少の主な原因は、土地の相続などにもなう保存樹林指定の解除によるものですが、これに対応するため、2009年（平成21年）7月に本条例の改正を行い、土地所有者から市長に対し「土地の買取りの申出」（条例第20条／創設）が可能になりました。

この新たな制度を活用し、減少に歯止めをかけるとともに、市内に存在する主な樹林地を評価し、保存樹林指定のされていない樹林地（市内全樹林地のおおむね2／3）について、樹林の状況（規模、植生など）を踏まえ、指定拡大に向けて検討を進めます。



【保存樹林（葛原地区）】

□保存樹木

保存樹木は、2010年（平成22年）4月1日現在、1,418本が指定されています。今後は、地域性を活かし、市の木であるクロマツを積極的に指定するなど、保存樹林同様、所有者に対して保存樹木への指定を働きかけます。



【市街地内の保存樹木】

□保存生垣*

保存生垣は、2010年（平成22年）4月1日現在、266箇所指定されています。生垣は、接道部の緑化として視覚的効果が高く、防災の観点からも有用なものです。今後も生垣苗木の無料配布を継続していくなど、その拡大につとめます。



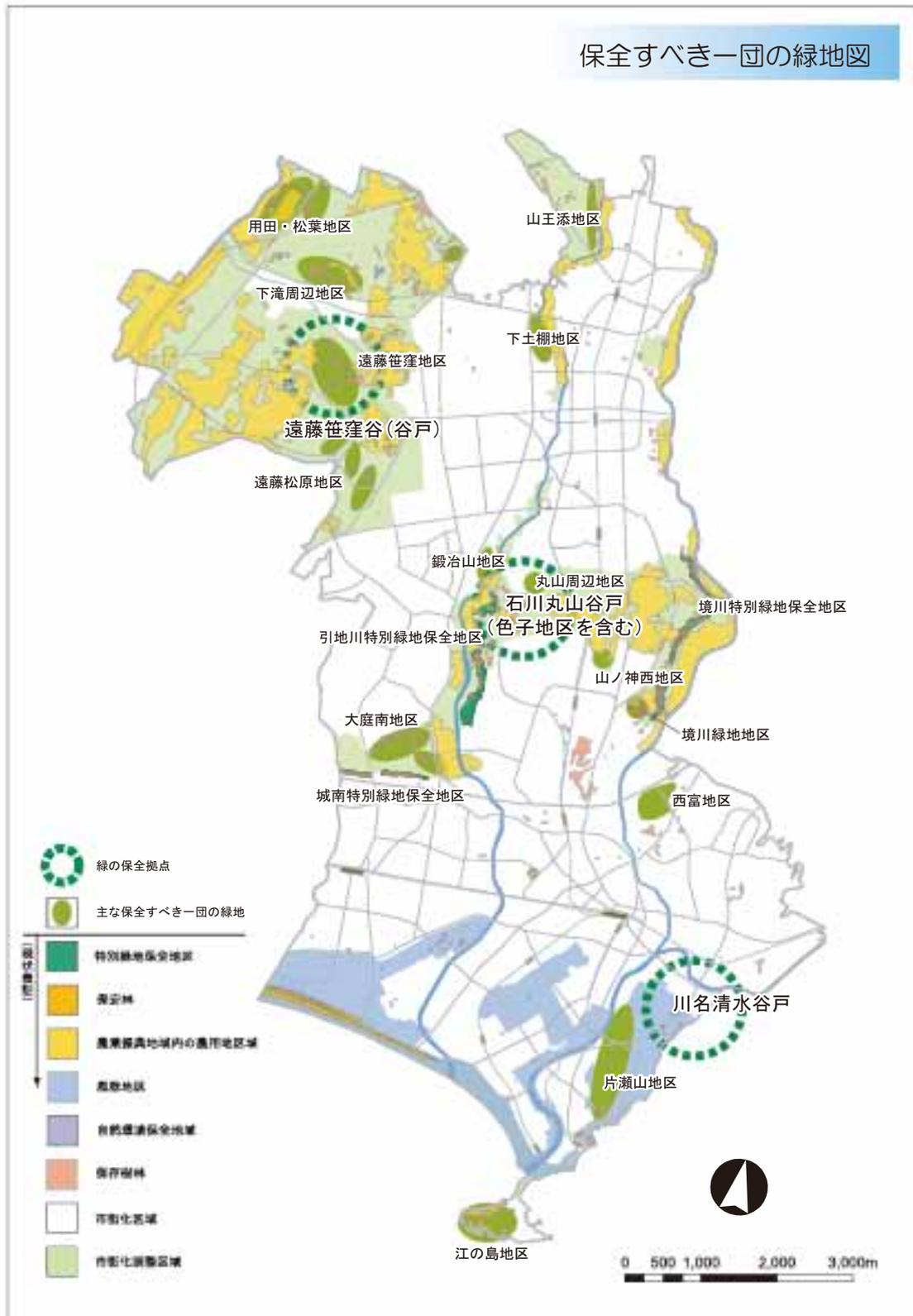
【視覚的効果の高い生垣】

□緑の保全地域*

特別緑地保全地区や緑地保全地域などは法律に基づく指定のため、関係機関との調整などで指定までに時間を要します。これらの間に貴重な緑地が喪失することがないように、状況に応じてこの緑の保全地域制度を活用し、緑地の保全につとめます。

(5) 保全すべき一団の緑地

本市において、法律や条例などにより優先して保全すべき一団の緑地を下図に示します。なお、今後の調査などにより保全すべき緑地として評価されたものは随時追加することとします。



(6) 緑地の確保目標と種別ごとの確保量

【緑地の確保目標と種別ごとの確保量】

区分	種別	現在値	中間目標1	中間目標1	中間目標2	中間目標	最終目標値	中間目標2から	現在から	
		2010年 (H22年)	2020年 (H32年)	までの 整備目標量	2030年 (H42年)	1から2までの 整備目標量	最終目標値	最終目標までの 整備目標量	最終目標までの 整備目標量	
		面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	
緑地	施設緑地	都市公園	220.16	270	50	369	99	444	75	224
		公共施設緑地	331.21	332	1	343	11	348	5	17
		都市公園等計	551.37	602	51	712	110	792	80	241
		民間施設緑地	143.40	143	0	143	0	143	0	0
		施設緑地合計	694.77	745	51	855	110	935	80	240
	地域制緑地	地域制緑地 (法によるもの)	1169.16	1169	0	1169	0	1169	0	0
		地域制緑地 (条例によるもの)	180.79	193	12	204	11	228	24	47
		保全すべき 一団の緑地	—	38	38	106	68	121	15	121
		地域制緑地計	1349.95	1400	50	1479	79	1518	39	168
		地域制緑地間の重複	▲118.49	▲149	31	▲203	54	▲215	12	97
		地域制緑地合計	1231.46	1251	19	1276	25	1303	27	71
	施設・地域制緑地間の重複		▲119.33	▲122	3	▲125	3	▲135	9	16
	緑地総計		1806.90	1874	67	2006	132	2103	98	295
	人口(千人)		408	417	9	403	▲14	392	▲11	▲16
面積(ha)		6951	6951		6951		6951	6951	6951	
緑地の確保目標水準(%) (市域全体に対する緑地の割合)		26	27	1	29	2	30	1	4	
都市公園等の目標水準 (住民一人当り面積) ㎡/人		14	14	14	18	4	20	2	6	

※地域制緑地は、保全すべき一団の緑地に集約しています。

6-3 都市緑化の推進

国は、京都議定書で示した二酸化炭素の削減を実施するため、「京都議定書目標達成計画」（2005年（平成17年）策定、2008年（平成20年）全部改定）を策定し、そのなかで二酸化炭素の吸収源として、森林活用と都市緑化の推進を掲げています。

このうち、都市緑化の分野では、都市公園の整備、道路、河川、港湾などの公共施設における緑化、既存の民有緑地の保全、屋上や壁面などの建物緑化の積極的な推進を掲げています。

本市は、緑豊かな生活空間の形成とともに、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和のためにも、今後一層都市の緑化につとめる必要があります。

（1）公共施設の緑化

緑化の対象となるのは、都市公園、海岸、河川、道路、学校、下水道処理施設、行政サービス施設（市役所、市民センターなど）など様々な公共施設です。

公共施設は、防災、街並み景観形成のために重要な役割を果たすため、緑豊かな施設として積極的な緑化につとめます。

① 基本的な施策

①-1 緑陰効果の大きい高木の植栽

公園をはじめ、道路、河川、港湾など十分な緑化スペースが確保できる公共空間では、植栽当初から、緑陰効果による市民の安らぎの場の確保や、人工舗装面の蓄熱の抑制などの効果があり、より多くの蒸散活動や二酸化炭素の吸収・固定力が高く、ヒートアイランド現象の緩和にも効果が高い高木の植栽を積極的に行います。

①-2 新たな緑化スペースの確保

市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することが困難な施設では、緑化のための植栽を複層化（地被類、低木、中木、高木の組み合わせ）、あるいは立体化するなどして、都市緑化のモデルとなるように、限られた空間で有効的に緑化をはかります。

①-3 ビオトープ空間の積極的な創出

「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」で提案された保全型ビオトープ核エリア、創出型ビオトープネットワークエリアの拠点として、公共施設の緑化を積極的に展開していきます。

①-4 公共施設緑化の独自基準化

本市では、公共施設も含め、条例により敷地面積に応じた緑化率を定めていますが、さらに都市空間の緑化を推進するためにも、公共施設の緑化を行うこ

とで、民間施設などの模範となる必要があります。そのためにも、緑化基準を一步進めた内容の制度を基準化し、都市緑化を推進します。

①-5 事業・管理主体間の連携

公共施設は、学校、道路、河川など事業・管理主体の異なる様々な施設があり、緑の量の推移や緑化の実績などの把握は困難です。今後は公共施設の緑化データ（緑化面積、緑化率、高木植栽本数など）を整理し、一元的な管理につとめます。また、事業主体あるいは管理主体の連携を緊密にして、施工、管理のそれぞれの状況で、緑化の適正な手法や、ビオトープネットワーク基本計画に基づいた緑化手法（創出型ビオトープ拠点）、美しい都市景観の形成、地域性に適合した緑化など質の高い緑化を推進していくよう関係部局で連携します。

①-6 魅力ある公共空間への取り組み

公共施設を魅力ある空間として市民が利用できるように、その利用形態に応じて、様々な緑化及び維持管理を行います。また、地域の特性にあった樹種や、潜在自然植生を活かした樹種の選択などにも配慮した緑化につとめます。

② 都市公園の緑化

都市公園は、防災、景観、環境及びレクリエーションなどの機能を備え、まとまった緑を確保することができる都市施設であることから、都市公園を新たに整備することにより、永続性のある緑地を増やします。既設の公園では、樹木の適正な配置などにより魅力ある緑化を行い、建築施設がある公園では、建物緑化などの新たな緑化を進めます。

③ 海岸の緑化

湘南海岸は、多くの人を訪れる藤沢を代表する場所です。特に国道134号や片瀬漁港、湘南海岸公園（広域公園）には多くの市民や観光客が訪れ、賑わっています。

広域公園の整備促進、海岸保全のための海岸砂防林の維持・保全、国道134号の道路緑化の促進を県に働きかけるとともに、沿道商業施設の緑化を事業者と連携して進め、湘南を代表する緑の空間の形成をめざします。

④ 河川の緑化

引地川、境川をはじめ、本市は河川を緑の基軸として位置づけています。川沿いは市民のレクリエーション空間であるとともに、貴重なオープンスペースとして延焼防止機能を果たすことなども期待されています。

市街地では河川の緑化につとめ、水と緑の調和した市街地景観の形成をはかるとともに、市街地周辺では多自然型護岸*整備などを促進し、生きものの生息・生育環境の拡大と周辺の緑地とのネットワーク化をはかります。

⑤ 道路の緑化

日々、多くの人や車が移動している道路は、都市の血管と例えられるように、生活、経済活動で重要な役割を果たしています。道路の緑は、排気ガス、都市熱の発生を緩和・抑制する働きがあるとともに、街並みに潤いを与え、また、災害時の安全を確保するための避難路や延焼遮断帯としての活用も期待できます。

道路構造や沿道の土地利用、地域特性を踏まえながら、主要幹線道路、補助幹線道路、生活道路など、それぞれの機能に応じた緑化につとめるとともに、生垣の整備など、公共空間に限らず、民地の活用もはかりつつ道路の緑化につとめます。

⑥ その他公共公益施設の緑化

行政サービス施設や学校などは、地域コミュニティの中核施設であることから、緑化推進をリードする役割が求められる施設といえます。四季を感じられる美しい緑、市の木、市の花であるクロマツ、フジ、地域の自然植生種などの積極的な導入につとめます。

また、これらの施設は災害時の避難地や防災拠点などに活用されることから、その外周部の植栽には、防火性・耐火性が強い樹種を導入するなど、機能性の向上につとめます。さらに、新築や改築時には、屋上や壁面など、建物緑化の積極的な導入につとめます。

学校施設の校庭の一部や中庭において行われている芝生化は、緑化としての効果はもちろん、ヒートアイランド現象の緩和や子どもたちへの環境教育への効果、地域コミュニケーション形成の促進などの観点から有効であるため、今後も導入につとめます。



【六会中学校の校庭芝生化】

(2) 民間施設の緑化

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」や「神奈川県風致地区条例」、「工場立地法」などで定めるところにより、緑地の確保や緑化を推進していきます。

法律や条例が及ばない住宅地などの緑化についても、普及活動などを通じて、緑化を促します。

① 基本的な施策

①-1 緑化のフォローアップ

条例に基づく緑化計画・緑化協定の効果的な運用と、協定締結後などの緑地維持のため、敷地内の緑地保全のための専門家派遣や、維持管理に関する技術講習などのフォローアップ制度の確立をめざします。

①-2 緑化の手引き

商業施設や業務ビル、共同住宅などのあらゆる施設に対応できるような「建物緑化の手引き」などの充実を行い、都市緑化の推進につとめます。

①-3 企業の社会貢献活動への支援

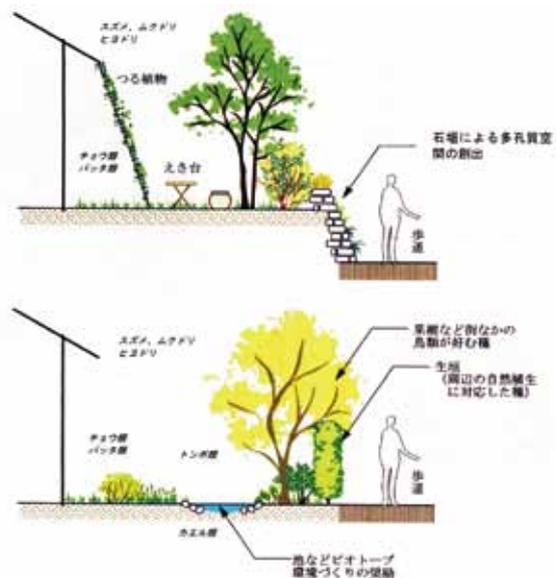
企業が行う社会貢献活動を支援し、それらの活動を評価するなど、企業の社会貢献活動を活発化させる手法を検討します。

② 住宅地の緑化

市民がもつ緑化意識に期待することが大きい住宅への緑化に対し、既に実施している建物緑化の助成、生垣用苗木の配布、緑のカーテン*事業の種子配布及びみどりの贈り物（記念樹）の贈呈を継続するなど、緑の普及活動として様々な取り組みを行います。

住宅地の細分化により、敷地内既存樹木の減少や緑化面積の減少を防止するための緑化対象基準の見直しや緑化地域制度の適用など、建築指導と緑化指導を効果的に連携しながら緑化を推進できる実効性のある新たな仕組みづくりを検討します。

また、緑化基準では、高さ5m以上の既存樹木に対する緑地面積は、当該樹冠投影面積の1.5倍を緑地面積として算入できるなどの優遇措置を設けており、今後も既存樹木や緑地が残るように、さらなる拡充について検討します。



【住宅地の緑化の例】

出典：「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」
(藤沢市)

③ 商業地の緑化

緑化基準に該当する商業施設については、条例に定める緑化基準の運用により、緑化をはかります。

また、商店街などでは道路緑化の推進、各店舗の店先の緑化及び駐車場敷地の緑化などによる緑豊かなショッピングプロムナードが形成されるよう促します。

条例改正により、商業地域及び近隣商業地域内で緑化基準に該当する施設を新築・改築・増築する際は、建物緑化を義務づけるとともに、その助成制度を設けたことで、建物緑化の普及や都市部の緑化を促進し、活気と潤いのある商業施設の形成を促します。

④ 工業地の緑化^(※)

本市は、一定規模以上の工場など、事業所の新築、増築、改築に対し、緑化協定を締結することが条例に定められています。これにより緑地の確保を行うとともに、締結後の緑化状況の把握につとめます。

また、敷地内の新たな緑化促進、工場内ビオトープの設置などを奨励し、必要に応じて本市条例（第36条）の定める「専門家の派遣，緑化のための資材の提供その他必要な支援」などを実施します。さらなる緑化の普及・啓発のために、表彰などを行っていきます。

(※) 工場立地法に基づく「特定工場」の緑化は同法により運用しています。

⑤ 鉄道沿線の緑化

本市には、JR東海道本線、小田急江ノ島線、江ノ島電鉄線、湘南モノレール江の島線、横浜市営地下鉄ブルーライン、相模鉄道いずみ野線の6路線があり、駅数は延べ21にもなります。これらを構成する敷地は市域を線状に連続して結んでおり、駅舎を含めた周辺区域は多くの市民などの目に触れやすい空間です。これらを緑化することは、その面積以上に効果が見込まれることから、鉄道事業者に働きかけを行い、沿線緑化や駅周辺の緑化を促します。



【鉄道沿線のサクラ
(小田急江ノ島線)】

⑥ 様々な手法を用いた民間施設緑地の確保、緑化の推進

民有地内の空地や屋上、壁面などの緑化を推進するための制度や、地域における緑化率を定める制度など、様々な手法を導入し、担保性の低い民有地の緑地の確保や緑化の推進をはかります。

6-4 市民が主体のまちづくりの推進

(1) 市民団体などとの連携

本市には、「藤沢市みどりいっぱい市民の会」や、NPO法人「藤沢グリーンスタッフの会」をはじめとして、緑化活動や緑地保全活動を行っている市民団体が多くあり、公園の管理に携わる「公園愛護会*」や「公園美化推進団体*」などもあります。

本市は、このような緑化推進団体などと連携をはかり、情報の交換や実践活動を支援していきます。また、各市民活動団体、公園愛護会などの活動内容や開催するイベント情報などを市民が共有できる仕組みを検討します。

(2) 市民が主体のまちづくりへの支援

本市には、地域の景観形成や緑の保全などを通じて、まちづくりのための調査、独自のルールづくりなどに取り組んでいる地域の団体があります。これらの団体に対し、より充実した活動ができるように支援する仕組みを検討します。

「藤沢市景観計画」に基づき指定された景観重要建造物、景観重要樹木などの保全・活用などについて、情報提供など、必要に応じて支援する仕組みを検討します。

また、地域経営会議*には地域の緑や自然に関連する情報提供などを行い、地域主体のまちづくりを支援する仕組みを検討します。

(3) 市民参画の推進

公園緑地の維持や保全、整備について、行政主体で行動するのではなく、市民、地域、行政が協働し、将来にわたって良好な環境が維持できるように連携します。

(4) 緑の普及活動と顕彰制度などの推進

都市緑化に関する市民意識の向上や理解を得るため、既に実施している活動の継続を含め、様々な緑の普及・啓発活動を行います。

□緑の普及・啓発活動

- ・緑の保全や緑化に関する講演会、自然観察会、シンポジウムなどのイベントを定期的で開催し、緑化意識の向上をはかるとともに、それらを行っている団体への支援を行います。
- ・「緑と花いっぱい推進の集い*」などを通じて、緑化意識の普及啓発をはかります。
- ・長久保公園都市緑化植物園を拠点として緑の教室、講習会などを開催し、市民の緑化意識の向上、緑化知識の普及につとめます。また、出生や結婚、住宅の新築時の記念樹の配布、生垣用苗木の配布、植木即売会などを実施して、市民の緑化活動を促します。

- ・学校や地域、事業所などに緑化指導者の派遣を行うなど、緑の学習を支援します。
- ・不要樹木の活用（グリーンバンク制度*）や緑に関する相談（みどりの相談室）など、市民同士が気軽に情報を共有できる場の活用について、さらに強化をはかります。
- ・市の木、市の花、市の鳥など、市民に親しみのある生きものを普及するために重点的なアピールを行い、そこから広がる普及活動の実践に取り組みます。
- ・公民館などの講座の中で、緑の普及に関する講座を展開します。

□顕彰制度

- ・緑の普及に貢献した個人・団体、事業所などを表彰します。
- ・みどり基金への寄附や山林などを寄附された個人・団体を表彰します。
- ・学校花壇コンクール、みどりのまちづくりコンクール、ポスターコンクール及び建物緑化賞などの開催を市や緑化推進団体と協働して行い、優秀な作品を表彰するなど、緑への関心を高めるための企画に取り組みます。

（５）環境学習の推進と情報の共有化

市民の環境学習の一環として、緑の情報を活用、提供します。特に、自然環境実態調査*の内容はデータベース化を行い、いつでも気軽に生きものの生息情報を知ることができる仕組みを確立するとともに、市民からの情報をもとにデータの更新が行えるような仕組みづくりを検討します。



【生きものの生息情報のデータベース化（イメージ図）】

6-5 緑地環境の保全のための施策の推進

(1) 自然環境の実態把握

良好な緑地環境を保全するためには、その基礎となる生きもの同士のバランスが大切です。本市の生きものの現況を把握する目的で平成10年度より4ヶ年かけて行った「自然環境実態調査」について、今後の適正な緑地の保全のためにも、継続してデータの更新を行います。

(2) 生物多様性の保全

自然保護や、生物多様性の重要性の観点から、緑地に限らず、その周辺一帯の環境を構成する水田などの水辺空間や湧水などの湿地空間のうち、良好な緑地を形成しているものの保全をはかるとともに、自然環境の実態調査などを通じ、希少な生きものや、それらを支える生きものの保護、樹木病害虫の防除などを展開し、多様な生きものの生息する空間の確保につとめます。

(3) ビオトープネットワークの形成

ビオトープネットワーク形成の観点から「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」の施策の推進をはかります。

(4) 外来生物への対応

本市の生態系に大きな影響を与える可能性がある外来生物、特に法^(※)で指定されている特定外来生物*については、生態系保全の観点から被害の拡大を防ぐための手法を検討し、対策を講じます。

(※)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

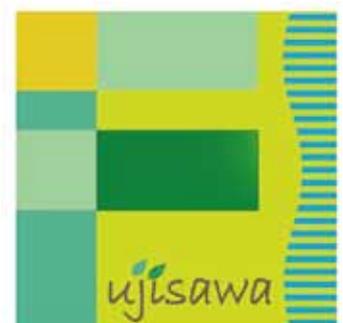
(5) 広域的な見地からみた緑地の重点整備とネットワークの形成

広域的な見地から緑の機能を十分活かすために、骨格となる緑地の整備・保全を重点的に行います。

第7章

緑地の保全及び緑化の施策の重点化

- 1 重点施策
 - (1) 公園緑地の整備・保全の推進施策
 - (2) 都市緑化の推進施策
- 2 リーディングプロジェクト
 - (1) 三大谷戸の保全をめざした施策の展開
 - (2) 身近な公園への未到達区域の解消
 - (3) 樹林地保全のための総合的施策の推進
 - (4) 低炭素まちづくりをめざした緑化推進
- 3 緑化重点地区
 - (1) 片瀬・村岡地区
 - (2) 辻堂地区
- 4 みどり基金の適正な運用
 - (1) 基金の現状
 - (2) 今後の運用方針



緑の基本計画

第7章 緑地の保全及び緑化の施策の重点化

緑地の保全や緑化を推進するには、関連する施策を総合的に展開していく必要があります。

ここでは、本市の緑の現状、課題を踏まえ、計画目標の実現に向けて優先的に取り組むべき重点施策を掲げ、さらに先行的に実施すべきリーディングプロジェクト(※)を示します。

(※) 計画の効果を高めるために重点的かつ優先的に取り組むべき事業

7-1 重点施策

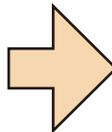
(1) 公園緑地の整備・保全の推進施策

公園緑地の整備・保全をはかるため、次の施策を重点的に推進します。

① 樹林地を保全・活用した公園の整備

市街地に残る樹林地の保全の観点と、公園が不足している地域における公園用地の確保の観点から、既存樹林地を取り込んで公園整備を行うことを検討します。

【市街地に残る樹林地の公園化の例】
(堂面第二公園)



既存樹林地と一体となった公園の整備を実施

②公園緑地の質を向上させるための施策

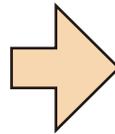
公園緑地を取り巻く社会的要請や、利用者ニーズへの対応をはかるためには、使う側の視点に立った整備や、公園緑地の質、魅力や価値を高めるための経営的視点に立った管理・運営（マネジメント）が必要となります。現状を活かしながらこれらを踏まえ、より実行力のある施策を展開します。

【公園緑地の整備・改修】

□施設のバリアフリー化

既設の公園は、2006年（平成18年）に施行された「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」への適合につとめ、誰もが安全・安心に利用できる公園に順次改修していきます。

【公園施設のバリアフリー化の例】（原谷公園）



階段を一部取り壊し、手すりとスロープを設置

□施設の長寿命化

公園緑地の施設を安全・安心に利用してもらうため、施設を定期的に点検・調査するとともに、主要な公園については「公園施設長寿命化計画*」を策定し、施設をより長く、安全に利用できるように、既存施設の有効活用をはかります。

□防災機能の強化

災害時の一時避難場所や災害拠点として活用できるように、利用目的に応じた防災施設の設置を強化します。

□防犯性の向上

公園緑地の整備・改修時には安全性の確保のため、「藤沢市防犯ガイドライン*」を踏まえて、周囲から死角をつくらないように施設を配置するとともに、見通しや照度を確保するように樹木の剪定を行うなど、防犯性の向上に配慮した整備・改修を行います。

□生きものの生息・生育環境の確保

希少な生きものが生息・生育する場所や、過度な利用により貴重な生態系が影響を受ける可能性がある区域については、立入制限を設けるなど、その保全方策を確立します。

□新エネルギーの活用

地球温暖化やヒートアイランド現象対策の一環として、公園内に太陽光や風力を活用した照明を導入するなど、新エネルギーを活用します。

【運営管理】

□公園緑地の特性や地域性に応じた運営管理を行うための仕組み（マネジメントプラン）の策定

公園緑地の魅力や価値はその資質や地域性によって異なります。これらを引き出し、向上させるには、地域の人たちがその魅力や価値を掘り起こし、運営管理について計画・実行できるような仕組みをつくる必要があります。そのビジョンを示すため、各公園緑地の未来像の明確化や管理運営の目的、基本方針や作業方針などを導くためのマネジメントプランを策定します。

□利用アンケートの実施

公園の維持管理の充実や利用者ニーズへの対応をはかるため、公園利用者に対して、アンケートを実施します。

□計画段階や公園のリニューアル段階でのワークショップの実施

地域との関わりが特に深い住区基幹公園については、地域に愛着ある公園づくりを行うため、計画段階から地元住民によるワークショップ形式の公園づくりにつとめます。



【新設公園計画時のワークショップの様子】

□公園愛護会活動の充実

公園緑地などの質の維持、向上のための愛護会活動の活性化や、地域ごとの特色ある公園づくりなどが実践できるような仕組みづくりを行います。また、愛護会活動の技術力向上のための人材を養成します。

□地域主権型への移行

緑地の保全や緑化の推進について、地域ごとに提案するまちづくりに即した公園緑地の運営管理がされるように、地域経営会議や市民センター・公民館、各種団体が連携して取り組むことができる仕組みを検討していきます。

③公園を有効活用した新たな魅力づくりと整備・管理費用の確保

各々の公園の魅力を高めるため、その魅力を活かした新たなサービスの提供を検討するとともに、公園を有効活用して、整備・管理費用を確保するための取り組みを検討します。

【施策例】

□特色ある飲食施設などの設置ブースの整備

公園の魅力向上を行うとともに、利用者の潜在的なニーズに応えるため、飲食施設などの設置ブースを整備し、その収益を維持管理費などに活用します。

④生物多様性保全のための施策展開

生物多様性の喪失は地球規模での環境問題ではありますが、生物多様性を保全するためには都市全体、もしくは広域的な連携での取り組みが必要不可欠であり、多様な生きものが生息・生育できる豊かな空間を都市の中でいかに保全、創出していくかが重要な課題となっています。

農地、森林、水路、ため池、雑木林、社寺林及び屋敷林などはそれぞれの環境に応じて適切な維持管理を行うことにより保全することが求められ、公園緑地をはじめ、道路、河川などの公共空間や工場、事業所、住宅地では、生きものの生息・生育環境の維持・向上にふさわしい空間の形成が求められています。

これらの課題を解決していくには、公有地（公共空間）、民有地を問わず、また、その規模の大小を問わず、点、線、面で成り立った多様な環境がネットワークを形成していくことが重要であり、市民、企業、行政などの全てが取り組まなければその効果は現れませんが、まずは行政が率先して取り組んでいく必要があります。

公園緑地だけではなく、市内全ての空間に関する総合的な指針として「生物多様性地域戦略」の策定を意識するなかで、生物多様性の保全の観点から、緑地の保全や緑化の推進をはかります。

【施策例】

□具体的な取り組みを展開するため、庁内で施設整備、都市整備、建築、環境及び景観などを扱う部署との連携を実施

【(参考) 国の行動計画の体系からの施策の展開】

国の行動計画（主なもの）		本市における具体的施策の対応例
国土空間的施策		
広域連携施策		
生態系ネットワーク		藤沢市ビオトープネットワーク基本計画の推進
重要地域の保全		特別緑地保全地区の指定
自然再生		地域の多様な主体との連携
地域空間施策		
里地里山		里地里山環境の保全
都市		緑の基本計画における各種施策の実施
横断的・基盤的施策		
野生生物の保護と管理 情報整備		自然環境実態調査の継続
地球温暖化に対する取組		建物緑化などの都市緑化施策の推進

参考：「第三次生物多様性国家戦略」（環境省）

⑤自然環境実態調査の継続的な実施と活用

生物多様性の保全や、自然保護対策に役立てるため、また、環境学習に活用できる仕組みづくりに向けて、平成10年度から4ヶ年かけて行った「自然環境実態調査」を継続的に実施します。

⑥歴史的・文化的資源を中心とした民有地の保全施策の推進

市内に点在する良好な屋敷林や、昔からの佇まいを残す社寺林などを中心に、今後も民有地に残る緑地の良好な管理が継続されるように、土地所有者などを支援するための施策を展開します。

【施策例】

□保存樹林指定基準の柔軟な運用



【保存樹林の例】



【宮前御霊神社】



【公園愛護活動（イメージ図）】

(2) 都市緑化の推進施策

①クロマツの保護と育成

クロマツは湘南の風致景観を代表する樹木であり、市の木としても多くの市民に親しまれています。本市では病害虫による被害を防ぐため、薬剤の樹幹注入や、伐倒駆除を行い、クロマツの保全につとめています。しかし、これらの対策を講じていても樹木病害虫による被害は続いており、なおかつ宅地の細分化などにより既存のクロマツは減少しています。とりわけ昔からの別荘地としての面影が残る鵜沼地区などの南部地域で減少が目立つことから、主に風致地区内に焦点をあて、クロマツの保護と育成を中心とした新たな仕組みについて検討します。

【施策例】

□樹木病害虫の防除

現在マツに対して行っている病害虫防除効果のある薬剤の樹幹注入や伐倒駆除を、今後も継続して行い、マツの枯死などを防ぎます。

□「クロマツ保護・育成指針」の策定

クロマツの減少を防ぐため、居住者と行政が協議、検討する機会を設けることを目的とし、建築や緑の保全の一体的な施策を展開することにより、風致の保全に寄与する有効な指針をめざします。

対象地域は、より効力を発揮させるため、風致地区内、あるいは海岸部に近く、現在もクロマツが多くみられる国道1号藤沢バイパス以南など、地域に特化した指針とすることも視野に入れます。



【市街地に残るクロマツ】

②引地川、境川を対象とした緑の軸の強化

本市の緑の基幹軸としての重要性とその有効活用のため、川沿いの緑道整備、緑化の推進について、既存の制度などによって緑を担保し、景観のみならず、災害時の安全確保に資する整備を推進する施策を展開します。

【施策例】

□河川改修や橋りょう改修に合わせた公園緑地用地の確保

□災害時の避難路の確保などに資するため、緑化地域制度などの活用

③緑化の確実性をより高めるための緑化基準の再精査

2009年（平成21年）6月に改正した「藤沢市緑の保全及び緑化の推進

に関する条例」で罰則規定が盛り込まれたことにより、緑化についてはある一定の効果が期待できますが、対象敷地面積が基本的には500㎡以上(※)となっており、近年の宅地分譲などの動向から戸建て住宅に対する効果は限定的となっています。これらを踏まえ、緑化対象の拡大はもとより、既存樹木の保全に関する規定や、接道緑化について、緑化の確実性の向上のため、基準内容をさらに検討します。

(※) 500㎡以上の土地を分割して戸建て住宅を建設する場合は該当

商業地域・近隣商業地域内における一定要件を満たす建築物は500㎡未満でも該当

【施策例】

□条例に該当しない規模の宅地などについても緑化への協力や指導ができる制度の確立

□既存樹木の保全の義務化や算定割り増しの強化など、既存施策の強化



【接道緑化の例】

④市の木、市の花、市の鳥の普及と活用

市の木「クロマツ」の保護・育成に関する指針の制定や、市の花「フジ」の観光への活用、市の鳥「カワセミ」がいつまでもみられる環境づくりなど、市のシンボルとして制定したこれらの生きものについて市内外にアピールする施策を展開します。

【施策例】

□市の木「クロマツ」の保護、育成に関する指針の制定

クロマツは市の木として多くの市民に親しまれていますが、年々減少しており、その保護、育成が望まれています。

今後は、緑化樹として活用をはかるとともに、その大切さを広く市の内外へアピールしていきます。

「クロマツ保護・育成指針」を制定するなど、クロマツの保護、育成の制度を確立し、活用するとともに、市民の心に緑のシンボルとして印象づけます。



□市の花「フジ」の観光への活用

本市では、市内の多くの公園に藤棚を設置しており、開花期には多くの市民が訪れています。

市民活動団体と協働し、フジの保護、育成に取り組み、市民の愛着心を高める活動を引き続き行っていきます。

今後は、イベントの開催や開花情報などを通じて、



多くの観光客が藤沢に訪れるようにするとともに、フジを今後とも普及していくことで、市民や観光客に親しまれるようにします。

□市の鳥「カワセミ」がいつまでもみられる環境づくり

- ・カワセミは、美しい外見から「溪流の宝石」と呼ばれており、海岸、川、溪流や池などの水辺に生息し、公園の池など、都市部にも現れます。
- ・本市にはカワセミの生息地としての条件が整っている場所がありますが、これを守り続け、いつまでもカワセミをみられるようにしていかなければなりません。
- ・カワセミを環境指標として、市内各所でみられることを目標に、緑の保全を含め、市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな環境づくりをめざします。



⑤緑に関わる地域活動の拡大促進

地域の緑化は目の届く住民の方々の方で行うことが有効であり、近年地域緑化の取り組み事例が増えています。多くの公園などには「公園愛護会」があり、公園内の維持管理活動を展開しています。今後は、公園以外にも、緑地や街路樹などの地域活動へと視点を向け、地域景観の向上、緑化意識の向上、コミュニティの活性化及び地域防犯などにも役立つ組織の設立や活性化を促進します。

【施策例】

- 通学路の沿道花壇づくり
- コミュニティガーデンの確保とその活用
- 公園愛護会活動の活性化
- 学校出張講座など、普及啓発事業の強化
- 美化ネットふじさわ*の活動促進

【緑に関わる地域活動の例】



【植栽樹への花植え】



【緑地の下草刈り】

7-2 リーディングプロジェクト

本計画をより強力に推進するためには、優先的かつ重点的な事業を定め、その実施により事業全体を牽引していくことが重要です。本計画では、この牽引する事業を「リーディングプロジェクト」として選定し、実施します。

これにより、「緑地の保全」、「緑化の推進」、「都市公園の整備」の総合的な施策展開を可能とし、より効果的かつ効率的な都市の緑の保全・創出が実現できることとなります。選定にあたっては、上記3つの視点から、行政が主体として取り組める事業のなかから次のような視点で選定します。

- 特色ある自然、緑の保全にかかわる事業
→ (1) 三大谷戸の保全をめざした施策の展開
- コミュニティの形成や、地域の安全をまもるために率先して行う事業
→ (2) 身近な公園への未到達区域の解消
- 緑の減少を食い止め、郷土の緑をまもる事業
→ (3) 樹林地保全のための総合的施策の推進
- 新しい緑を創出し、都市の住環境を高める事業
→ (4) 低炭素まちづくりをめざした緑化推進

(1) 三大谷戸の保全をめざした施策の展開

【背景】

本市の自然的特性を表す谷戸の地形とその自然環境、谷戸全体を利用しながら育まれた自然と土地利用の調和などを伝えることが求められています。

特に川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷（谷戸）の3つの谷戸（三大谷戸）については、規模も大きく、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」において、保全型核エリアとして位置づけられています。

本市の「自然環境実態調査」において、貴重な生きものの生息が確認されており、その生息環境の保全として谷戸全体の保全が必要となっています。

【目標】

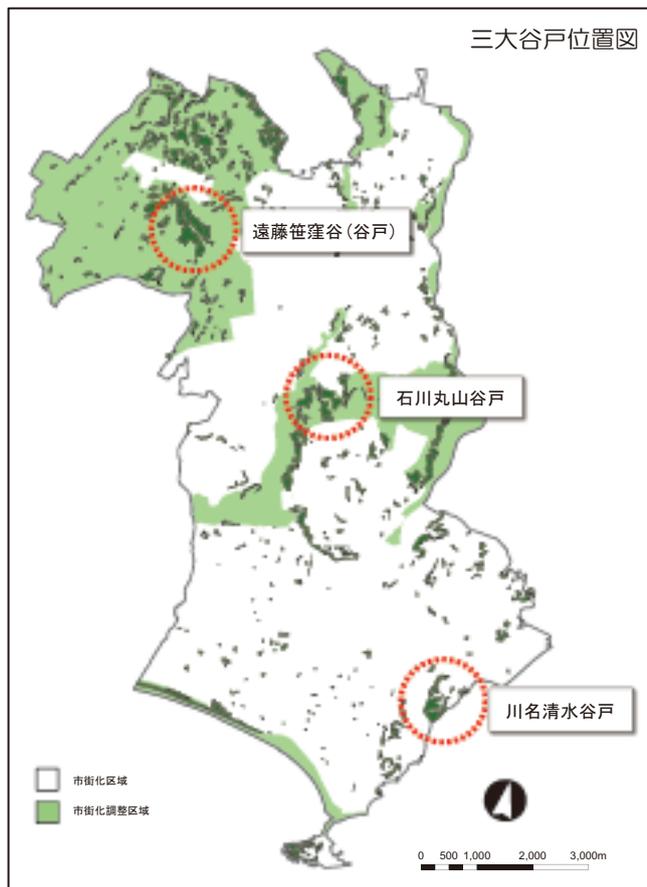
- ・川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷（谷戸）の3つの谷戸については、各谷戸の保全方針を踏まえ、緑地としての方向づけを明確にした上で、様々な制度を活用し、具体的な施策を展開していきます。

【考えられる主な施策】

- 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- 緑地保全地域（都市緑地法）
- 緑の保全地域（市条例）
- 保存樹林（市条例）
- 都市公園（都市公園法）
- 都市緑地（都市公園法）
- 憩いの森（憩いの森開設規程）
- 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（県条例）
- みどり基金事業（市条例）
- 緑の広場（市要綱）

【遠藤笹窪谷（谷戸）の表記について】

遠藤笹窪の谷戸は、「谷」と書いて「やと」と呼ばれているため、本計画では、「遠藤笹窪谷（谷戸）」と記載しております。



【各谷戸の概要と方針】

■川名清水谷戸■

藤沢駅の南東約1.2kmに位置し、市街地から至近距離にある自然豊かな里地里山空間が残る谷戸で、境川流域に含まれます。

本谷戸は、約17haある川名緑地の一部で、樹林や水田、湿地空間の組み合わせられた多様な環境が、多くの生きものに生息・生育空間を提供しています。

隣接する鎌倉市の緑地や都市計画道路横浜藤沢線の道路計画との整合をはかりつつ、保全を行う必要があります。

【保全の方針】

- ・都市計画道路横浜藤沢線の道路計画の整合をはかるとともに、鎌倉市との都市連携による手広緑地・川名緑地の一体的な緑地保全をめざし、特別緑地保全地区などの都市計画決定を行います。
- ・市民管理協定の締結など、民有緑地の維持管理につとめ、貴重な緑地の保全を推進します。



【川名清水谷戸】

■石川丸山谷戸■

善行駅の北西約1.5km、六会日大前駅の南西約1.5kmに位置し、引地川特別緑地保全地区と連担して一団の緑地を形成しています。

2つの谷戸が合流し、複雑な地形を形成しており、面積は約20haで、引地川流域に含まれます。

谷底部では湧水を起源とした小川が流れ、湿地を形成しています。

谷戸周辺の地域も含め、市民、土地所有者、行政が連携しながら里地里山の保全、活用ができるように施策を展開する必要があります。

【保全の方針】

- ・石川丸山地区の市有地を含めた区域については、土地所有者の理解を得ながら都市緑地として都市計画決定の手続きを進め、公有地化をはかります。
- ・石川色子地区などは、隣接する「引地川特別緑地保全地区」の拡大などを検討し、都市計画決定を進めます。
- ・里地里山協働事業などを市民団体と協働して行い、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく「里地里山保全等地域」の拡大をめざします。



【石川丸山谷戸】

■遠藤笹窪谷（谷戸）■

本市西北部地域に位置し、湿地などの中央低地部と、それらを囲むように広がる斜面林で構成されており、面積は約23.7haで、相模川流域に含まれます。

谷戸の源頭部などの湧水点は、小出川の水源となっています。

この区域は「健康の森」の一部として位置づけており、里地里山環境を保全しつつ、都市機能の適切な配置をはかるなど、自然環境の保全・再生・活用について検討する必要があります。

【保全の方針】

- ・高度医療施設の誘致など、都市機能の集積をはかる区域と、里地里山景観や貴重な生きものの生息空間である緑地環境など、保全を基調とすべき区域などの棲み分けをはかり、貴重な谷戸環境や緑地空間を保全しつつ、自然環境の保全・再生・活用などの計画を進めます。



【遠藤笹窪谷（谷戸）】

(2) 身近な公園への未到達区域の解消

【背景】

街区公園や近隣公園などは、地域コミュニティ形成の場や災害時の一時避難場所としての役割、高齢者や幼児が容易に利用できる潤いと安らぎの空間としての機能をもっています。

現在、市街化区域内において、居住地から半径250m（徒歩5分程度）以内に公園が配置されていない区域（未到達区域）があり、これを早急に解消する必要があります。

【目標】

- ・2030年（平成42年）までに、市街化区域内の身近な公園の未到達区域（図面中でオレンジ色の区域）の解消をめざします。

【方針】

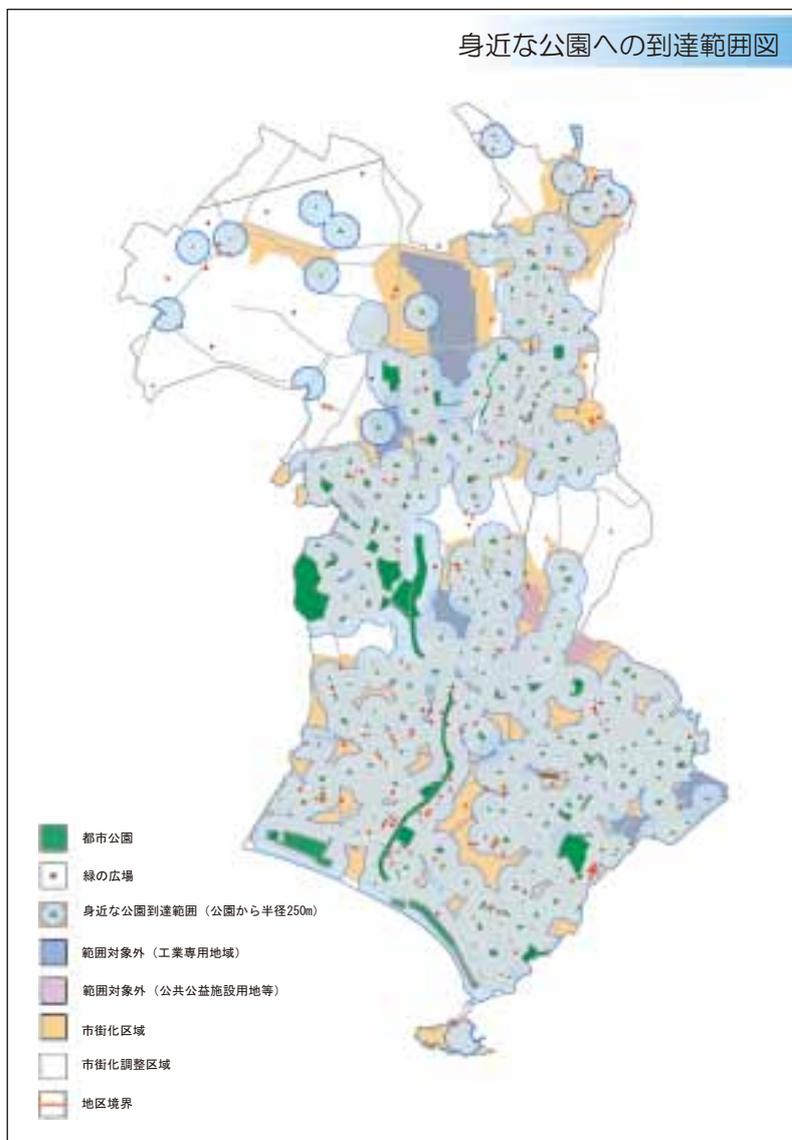
- ・都市計画公園の整備を推進します。
- ・緑の広場や借地公園制度*、立体都市公園制度*の活用を検討し、整備を推進します。



【菖蒲沢境第一公園】

【考えられる主な施策】

- 都市公園（都市公園法）
- 借地公園（都市公園法）
- 立体都市公園
（都市公園法）
- 緑の広場（緑の広場の確保に関する要綱）

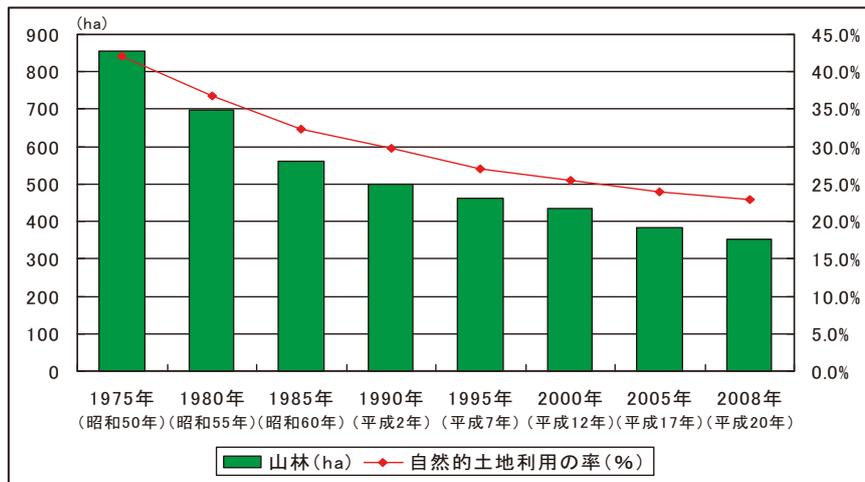


(3) 樹林地保全のための総合的施策の推進

【背景】

1975年（昭和50年）に約854haあった本市の山林面積は、2008年（平成20年）時点で354haとなり、60%近く減少しています。これは農地の同時期の減少率約40%を上回っており、貴重な樹林地が失われる前に、樹林地保全に関する施策を総合的に展開しなければなりません。

市条例の改正において、保存樹林の買取り申し出制度が新たに創設され、貴重な樹林地の保全が可能になりました。また、同じく条例改正において、「緑の保全地域」が新たに創設されました。



資料:「固定資産概要調書」(藤沢市資産税課)を基に作成
【1975年(昭和50年)からの山林面積の推移】

【目標】

- ・樹林地の保全、活用の樹林地評価手法を確立し、それに基づき、市内の主な樹林地について調査を実施します。
- ・永続性が担保される緑地（法や条例による指定）面積の拡大をめざすとともに、良好な緑地として維持管理がされるように施策を展開します。



【市内各所にみられる斜面林】

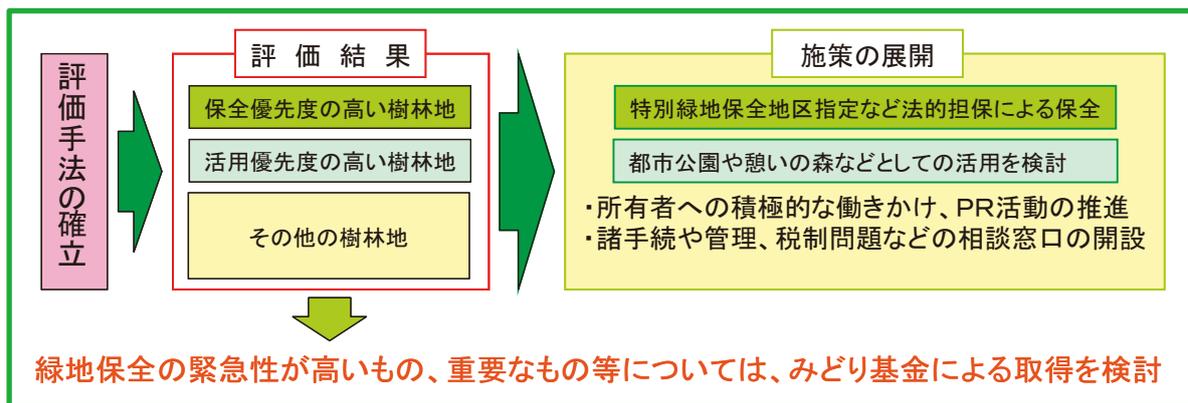
【方針】

- ・樹林地の現況把握、評価の手法を早急に確立していきます。
- ・評価結果をもとに、保全優先度の高い樹林地であれば、永続性を担保するために法指定の検討を進めます。また、活用優先度の高い樹林地（立地条件、植生など）は、公園候補地や憩いの森の契約への働きかけを強めていきます。特に現在保存樹林に指定されている樹林や、地域森林計画対象民有林については重点的に保全、活用の方針を立案します。
- ・保存樹林や憩いの森の拡大を推進するため、所有者への積極的な働きかけ、PR活動の推進をはかります。

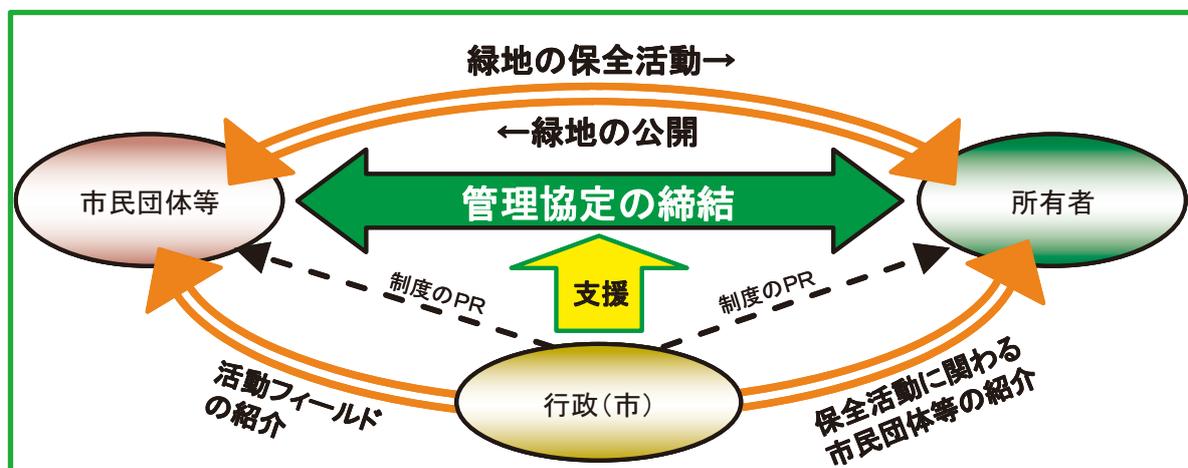
- ・ 諸手続や管理、税制問題などの相談窓口を開設します。
- ・ 緊急性の高いもの、保全上重要なものなどについては、みどり保全審議会に諮った上、みどり基金による取得を検討します。
- ・ 土地所有者が持続的に緑地として土地を保有することができるように、様々な制度の拡充・創出を国に働きかけます。
- ・ 条例に基づく市民管理協定制度を広くPRし、緑地の所有者と緑の保全に関する活動を行う市民団体などとの管理協定を促し、緑地の良好な維持管理がはかられるように支援します。
- ・ 緑地の所有者、緑の保全に関する活動を行う市民団体など、社会貢献活動を行う事業所や企業などが互いに協力し合い、良好な緑地の維持管理がはかられるような仕組みづくりにつとめます。
- ・ 樹林地を良好に保全するため、土地の所有者に対して、適切な維持管理が行われるように普及・啓発につとめます。

【考えられる主な施策】

- 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- 緑地保全地域（都市緑地法）
- 緑の保全地域（市条例）
- 保存樹林（市条例）
- 都市公園（都市公園法）
- 憩いの森（憩いの森開設規程）



【樹林地の評価手法と活用の流れ】



【樹林地保全と管理協定の模式図】

(4) 低炭素まちづくりをめざした緑化推進

【背景】

大気中の二酸化炭素の量は年々増加し、このまま対策が講じられない場合は、気象の変化や海面の上昇、生態系の変化などが生じると予測されています。これらは二酸化炭素やメタンなどに代表される「温室効果ガス」が原因といわれています。樹木などの植物は、温室効果ガスの一つである二酸化炭素を吸収、固定する働きがあり、温室効果ガスの吸収源として、注目されています。

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなるヒートアイランド現象は、人工排熱の増加や建築物や舗装面の増大による地表面の人工化、自然的空間の減少などが原因といわれています。植物の生育活動による蒸散活動は周囲から熱を奪う機能があり、周囲の気温を下げる効果などがあります。建物の屋上や壁面などの特殊空間を緑化することで、土壌による断熱、植物からの蒸散、日射の遮蔽といった効果があり、省エネルギー効果も期待されています。

都市の緑による低炭素都市づくりへの主な役割とその展開

吸収源として大気中の二酸化炭素を低減する役割

・樹木などの植物の活動による二酸化炭素の吸収・固定による効果

都市のヒートアイランド現象を緩和する役割

・緑地の適正な配置による熱の分散効果
・緑被による人工構造物などの蓄熱・排熱低減効果

展開

- ・吸収源としての質が高い緑地の保全
- ・吸収源としての高い質を維持するための緑地の適正な維持管理
- ・緑化の推進による吸収源としての緑の増
- ・海からの冷涼な風を呼び込む「風の道」となる河川沿いの緑化
- ・クールアイランドやオアシス効果を形成する適正な公園緑地の配置



■クールアイランドとにじみ出し■

植物を中心とした公園緑地からは、植物の生育活動により活発に蒸散活動が行われています。また、水は蒸発するときに周囲から熱を奪います。これらの機能により、公園緑地は周囲より空気温度が低い「クールアイランド」を形成する効果があり、さらに、そこから周囲へと冷気がにじみ出していることが確認されています。

出典:「環境の世紀」における公園緑地の取り組み(国土交通省)



■オアシス効果の模式図■

緑地の外周部に位置する樹木は、高温で乾燥された空気にさらされるため、内部の樹木に比べて単位面積あたりの蒸発散量が大きくなります。この機能を都市にあてはめると、都市の中の小さな緑地は、ひとつのまとまった緑地に比べて単位面積あたりの蒸発散量が多くなり、結果として気温上昇に対して高い効果を得ることができます。

出典:「公園緑地と水循環」(国土交通省)

- ・人口舗装面の蓄熱を抑制するための緑陰をつくる高木の植栽
- ・建築物を被覆することによる表面温度の低減や、空調エネルギー負荷の低減による化石エネルギーの消費削減効果が期待できる壁面緑化や屋上緑化
- ・省エネルギー化のため、照明などへの自然エネルギーの利用

【目標】

- ・低炭素まちづくりをめざし、二酸化炭素の吸収源としての観点などからも緑地を保全し、良好な維持管理につとめるとともに、市街地の二酸化炭素の排出を抑制するため、緑化の推進施策を展開します。

【方針】

- ・既に行っている建物緑化の義務化や、屋上緑化、壁面緑化などの助成の充実をはかります。また、公共施設における建物緑化の推進や、各種PRを行い、さらなる普及・啓発をはかります。
- ・公園整備の際には太陽光や風力などの自然エネルギーを利用した照明を設置します。
- ・大規模な開発が行われる際には、緑の配置により、風の道*を確保するなど、熱の滞留を防ぐよう協議、指導をします。
- ・都市における緑の役割を認識し、各施策を推進し、低炭素まちづくりをめざします。

【考えられる主な施策】

- 建物緑化の義務化の強化（市条例）
- 屋上、壁面緑化、緑のカーテンへの助成（市条例）
- 照明への自然エネルギーの利用



【屋上緑化の例（日本大学）】



【緑のカーテンの例（市役所新館正面玄関前）】

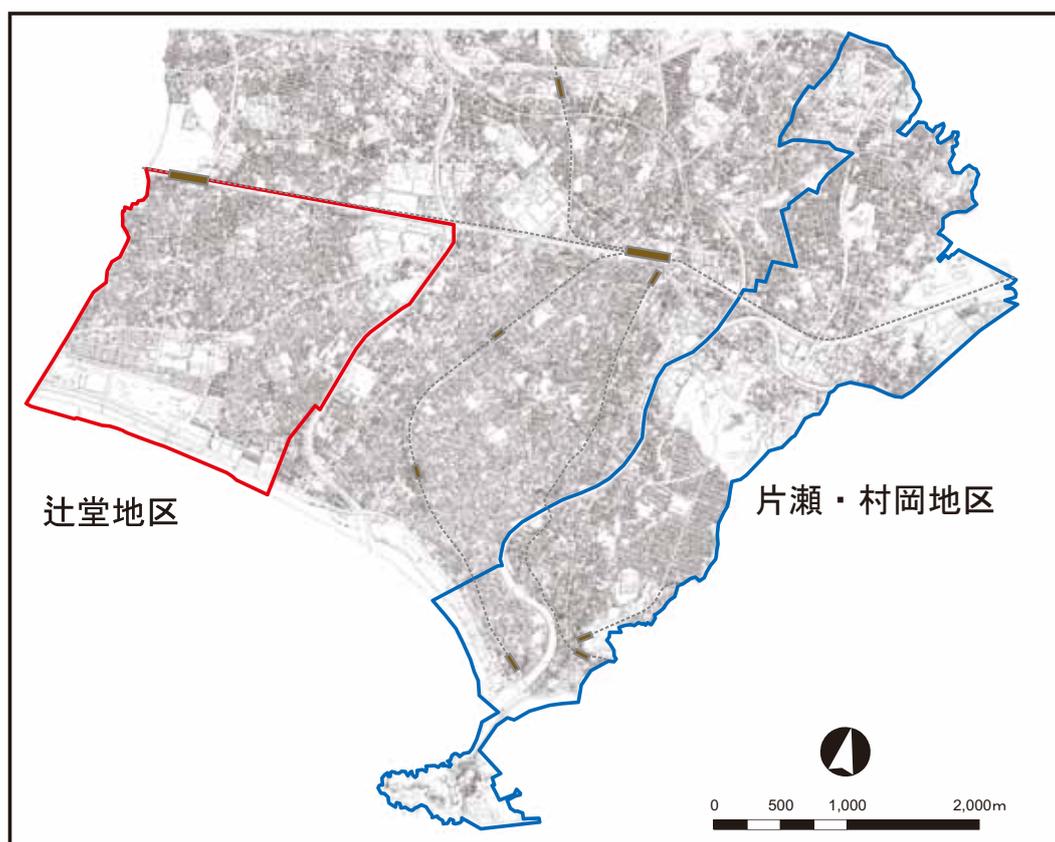
7-3 緑化重点地区

緑の保全と創出の意識を共有し、高めていくには、一定の地区をモデルとして選定し、そこで具体的な事業を実施することにより、実際に緑豊かなまちづくりが進んでいるのを目にすることが有効な方法です。

緑化重点地区は、緑が少ない住宅地や、都市の風致の維持が特に重要な地区などについて定め、重点的に緑化を推進する地区です。

当初計画では、風致の維持と同時に、緑地と道路の共生が必要な地区として「片瀬・村岡地区」を、市街化が進み、公園緑地の整備が急がれる「辻堂地区」の2地区を緑化重点地区としました。

当初計画から現在までの10年間で、市民からの寄附やみどり基金による取得などにより、4.5haの緑地を保全するとともに、9公園、1.7haの公園整備を行いました。しかし、今後も貴重な緑地の保全や、都市公園の確保などが必要なことから、この2地区の指定を継続して、事業を推進していきます。



【緑化重点地区】

(1) 片瀬・村岡地区

【現況及び課題】

片瀬地区は、江の島周辺に歴史ある社寺があり、多くの観光客が訪れる地区で、斜面林も多く緑の多い印象を受けますが、市街地は人口が密集し、1人当たりの都市公園面積は少なく、住宅地や駅前などでは緑が少ない地区となっています。また、広域避難場所に指定されている片瀬山公園は未供用区域があるため、整備を促進する必要があります。

北側の村岡地区は区画整理事業などにより、公園は比較的多く整備されていますが、社寺林や斜面林の保全が必要です。また、市街地には豊かな自然環境が残されている川名緑地があり、その保全のありかたについて施策の展開が求められています。

J R東海道線の沿線では、新たな本市の都市拠点として、(仮称)村岡新駅の設置とその周辺整備の検討が進められています。

【整備・保全の方針】

- ・片瀬山公園の未供用区域の整備を推進し、安全な広域避難場所を確保するとともに、風致公園として片瀬地区の風致が感じられる公園とします。
- ・公園が不足している地域では、未供用の都市公園の整備や、借地公園、立体都市公園制度の導入をはかるなど、公園の確保につとめます。
- ・「藤沢市景観計画」における特別景観形成地区の整備計画と連携し、趣ある佇まいを感じさせる景観の形成をはかります。
- ・片瀬山に残る斜面林は地区のランドマークとなっており、永続性を担保するための法指定などによる保全施策を講じていきます。
- ・歴史ある社寺の緑は、保存樹林制度などの手法を活用して、積極的な保全につとめます。
- ・川名清水谷戸は、鎌倉市との都市連携により、手広緑地・川名緑地との一体的な保全をめざすとともに、多くの市民の手で守っていける仕組みや、施策を展開していきます。
- ・(仮称)村岡新駅周辺の整備では、緑豊かな周辺環境と調和した都市空間の形成につとめます。

(2) 辻堂地区

【現況及び課題】

駅周辺を中心に、人口集積度の高まり、宅地の細分化とともに、かつて多くみられたクロマツなどの屋敷林は次第に減少しており、その保全が求められています。

海岸部に近い恵まれた環境をより魅力的なものに変え、さらに防災に強い地区を形成するため、道路緑化、住宅地の緑化、商業施設の緑化などを進める必要があります。

地区内には未整備の都市計画公園が多く存在します。

【整備・保全の方針】

- ・ 広域避難場所に指定されている湘南工科大学及び周辺小中学校の緑化の強化をはかり、地区の安全向上につとめます。
- ・ 身近な公園への未到達区域の解消をはかるため、公園整備を優先的に進めます。
- ・ 風致地区内のクロマツの保全をはかるため、クロマツを保存・育成する仕組みづくりを検討します。
- ・ 道路の緑化、住宅地の緑化、商業施設の緑化を促進し、美しい街並みの形成と、災害時の安全性の確保につとめます。
- ・ 海岸部、辻堂海浜公園周辺の道路緑化を充実し、海辺を感じさせる環境を形成していきます。

7-4 みどり基金の適正な運用

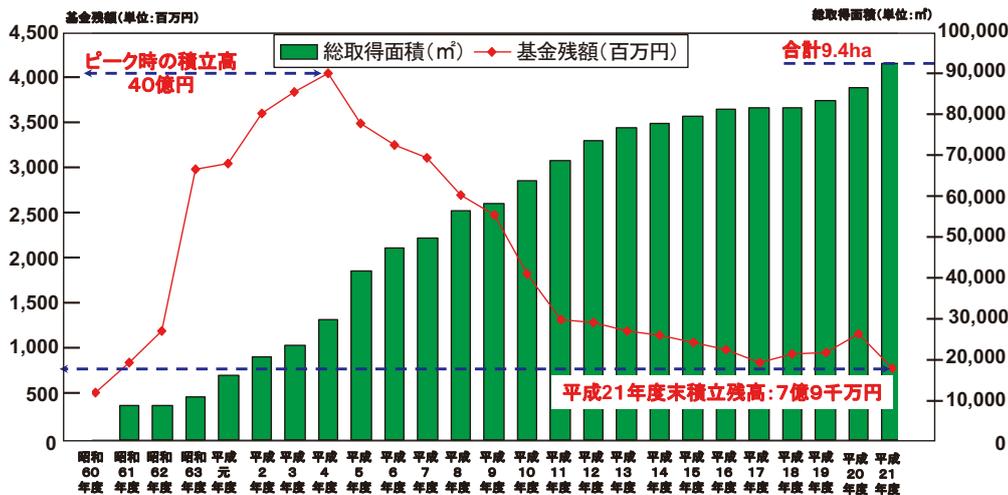
「藤沢市みどり基金」は、設立から20年以上が経過し、緑地取得など本市の緑地保全、緑の普及啓発などに大きく貢献してきました。しかし、緑地取得のための基金の取り崩しと積立基金の確保には、大きなへだたりがあり、制度の運営で大きな課題となっています。

今後基金を適正に運営するためには、新たな財源の確保、従来の財源の拡大、運用方針の明確化など、見直しをはかる必要があります。

(1) 基金の現状

本基金は、昭和60年度から、市民や企業からの寄附金や市の一般財源を中心に積立を行い、さらに、平成12年度からは「藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱(※)」に基づき、事業者の理解を得て中高層建築物の事業者からみどり基金へ寄附金の協力をいただくとともに、平成19年度からはごみ処理有料化に係る手数料収入相当額を一般財源から積み立てるなど、いろいろな形で基金を積み立てています。しかし、平成4年度には基金残高が40億円に達したものの、緑地の取得や普及啓発事業に基金の取り崩しが続き、平成21年度末の積立残高は約7億9千万円となっています。

(※) 2008年(平成20年)に廃止



【藤沢市みどり基金による取得面積の累計と基金積立残額】

(2) 今後の運用方針

本基金の現状を踏まえ、今後も基金の趣旨に沿った運用がはかれるように、様々な角度から基金のあり方について検討を行う必要があります。

【取り組むべき施策】

□取得すべき緑地の重点化と他事業との連携

基金を活用して緑地を取得する際には、その有効性と効果を検証し、みどり保全審議会に諮るなど、適正な運用を行います。

□積み立て財源の裾野の積極的な拡大

既設の公園緑地の有効な活用手法を検討し、基金確保の方策を実践し、積み立て額の確保につとめます。

□市民などによるみどり基金への寄附機会の増大

みどり基金取得地などを教育やイベントの場として活用し、広くその意義をPRします。



【みどり基金パンフレット】

第8章 計画推進と各主体の役割

- 1 各主体の役割
 - (1) 市民及び地域の役割
 - (2) 事業者の役割
 - (3) 行政の役割
 - (4) 緑の所有者の役割
- 2 計画の推進体制
 - (1) 庁内推進体制
 - (2) みどり保全審議会
 - (3) 広域緑地連携
- 3 計画の進行管理
- 4 緑の実施計画
- 5 財源の確保



第8章 計画推進と各主体の役割

施策の実行性をより高めるためには、計画推進の体制や市民・事業者・行政などの各主体の役割を明確にすることが大変重要です。ここでは、各主体の役割や推進体制などを明確にします。

8-1 各主体の役割

本計画の施策を実施するにあたっては、市民及び地域、事業者、行政に加え、緑の所有者などの各主体がその役割を十分に理解し、認識をもった上で取り組む必要があります。

(1) 市民及び地域の役割

- ・ 生垣や玄関、ベランダなど身の回りに緑を増やし、育てます。
- ・ 緑化運動などに積極的に参加し、緑の意識の向上につとめます。
- ・ 計画レベルへの参画の意識をもちます。
- ・ 地域一丸となって緑地の保全につとめるよう協力します。
- ・ 地域の魅力を向上するために緑の活用をはかります。
- ・ 藤沢に住む人・働く人・学ぶ人、藤沢に係わるたくさんの人たちの力を結集し、行動します。

市民は、生垣や玄関、ベランダなど、身の周りの緑を増やし、育てていくことが求められます。また、身近な通りや広場、公園の緑化や地域全体の緑化運動、自然環境や緑地の保全、都市の緑化など、緑に関わるセミナーやイベントに積極的に参加し、緑に対する意識の向上につとめることが大切です。

緑に関心のある市民や専門知識をもつ市民は、緑を増やしたり、育てたりするリーダーとなって、山林の緑地保全活動や地域の緑化活動に率先して参加することが期待されます。

さらにこれからは、企画された作業に参加するだけでなく、計画に対する市民の関わりが大きくなっていることを認識し、「計画レベルへの参画」の意識をもつことが大切です。

地域の特色を構成する緑地を良好に保全するためには、その土地の所有者や隣接者だけでなく、地域が一丸となって保全につとめるように協力していくことが重要です。

公園や緑地は、地域ごとに特色があるため、それらの特色を活かし、地域の魅力を向上するために緑の活用をはかることが大切です。

本市がもつ様々な特色を活かした緑のまちづくりを行うために、地域それぞれの観点からその魅力を発信することで、藤沢に住む人・働く人・

学ぶ人、藤沢に係わるたくさんの人たちの力を結集し、行動することが大切です。

(2) 事業者の役割

- ・ 事務所や店舗などの建物や敷地の周りの緑を増やし、育てます。
- ・ 地域の一員として、そのまちの緑の保全や、緑化技術の提供や導入などについて、積極的に行動します。
- ・ 接道部や隣地との境界部、駐車場など、目にみえる場所の緑の量・質を高めます。
- ・ 緑を増やすことが美しい本市の緑豊かな街並みづくりに大きく貢献するということを自覚します。
- ・ 住宅やその他の建物の建築時には、既存の樹木・樹林地などをできるだけ保全するなど十分な配慮をします。

事業者は事務所、店舗などの建物や敷地の周りの緑を増やし、育てていくことにより、街並みの景観形成をはかるなど、地域に貢献していく必要があります。また、社会貢献の観点からも、地域の一員として、そのまちの緑の保全や、緑化技術の提供や導入などについて、積極的に行動することが重要です。

工場や大型店舗など、大規模な事業所をもつ事業者は、接道部や隣地との境界部、駐車場など、目にみえる場所の緑の量・質を高めることが期待されます。緑を増やすことが美しい本市の緑豊かな街並みづくりに大きく貢献するということを自覚することが大切です。

建設業などに携わる事業者は、住宅やその他の建設において、既存の樹木・樹林地などをできるだけ保全するなど十分な配慮が求められます。

(3) 行政の役割

- ・ 施策を有効に実現します。
- ・ 緑に関する情報を発信することはもちろん、情報共有の場を設け、広く普及・啓発につとめます。
- ・ 緑を大切にすることを養う環境づくりにつとめます。
- ・ 市民、事業者などと連携できる仕組みづくりの推進役となります。
- ・ 地域や市民からの意見、提案に柔軟に対応し、地域のまちづくり活動を支援します。
- ・ 緑の将来像の実現に向け、各施策を安定的かつ継続的に進めていくための財源の確保につとめます。

行政は、公園の整備や緑地の保全、緑化の推進、水辺の保全など、緑

のまちづくりの推進をはかる重要な役割を担っており、庁内及び関係機関との連携を強化して、施策を有効に実現することが求められています。

一方で、市民、事業者、緑の所有者に対して、緑に関する情報を発信することはもちろん、情報共有の場を設け、広く普及・啓発につとめることが重要です。

学校や社会教育、生涯学習などにおいては、本計画による施策の成果などを有効に活用し、緑を大切にすることを養う学習機会を充実させる環境づくりにつとめることが重要です。また、行政は緑のまちづくりにおいて市民、事業者などと連携できる仕組みづくりの推進役となる必要があります。さらに、地域や市民からの意見、提案に柔軟に対応し、全市的な方針との整合をはかり、地域のまちづくり活動を支援することが重要です。

緑の将来像の実現に向け、各施策を安定的かつ継続的に進めていくための財源の確保につとめていく必要があります。

(4) 緑の所有者の役割

- ・ 貴重な緑を大切に守り育てて、次の世代へ伝えていくために、様々な方策をとります。
- ・ 緑を保有していく上での現場の課題や問題意識を発信し、共有します。

緑の所有者は、その貴重な緑を大切に守り育てて、次の世代へ伝えていくことが大きな役割として期待されます。

既に市域の多くが市街化し、緑が減少している本市では、残された緑が市民生活の安全や潤いある生活を営む上で欠かせません。また市民の多くは、緑の減少に対し、その存続を望んでいます。

緑の所有者はこのような市民の期待を認識し、永続的に緑を残すための様々な方策をとることが望まれています。それらの方策を実現するために、市民、事業者、行政と連携をはかることが重要であるため、率先して現場の課題や問題意識を発信し、共有しあうことが重要です。

8-2 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、関連する事業との調整、連携をはかりつつ、効率的に目標の実現をめざしていく必要があります。

(1) 市内推進体制

本計画を推進するため、公園緑地の整備、緑の保全、緑化の推進の視点から市内の連携を強化する必要があります。

本計画をもとに、関連担当部署が連携して事業の実施、推進に取り組むことができるように、所管課が中心となって市内の推進体制を確立します。

(2) みどり保全審議会

市民、学識経験者などによって構成する「みどり保全審議会」が、計画の進捗状況を点検するとともに、課題や取り組み方針などについて提言を行い、実効性を高めていきます。

(3) 広域緑地連携

ビオトープネットワーク形成のための広域緑地軸の形成、河川を軸とした緑道の連続性の重要性などから、隣接する市町と緑地の保全や緑化の推進などについて、広域的な連携を行うことにより計画の推進をはかります。

8-3 計画の進行管理

本計画内容の進捗状況や、関連施策の取り組み状況について整理し、みどり保全審議会に報告するとともに、市民に公表し、取り組みの成果や状況の発信につとめます。

みどり保全審議会は、計画の進捗について、評価し、計画推進のための方策の改善、新たな取り組みへの提言などを行います。

8-4 緑の実施計画

緑の基本計画は、緑地の保全及び整備、都市の緑化を総合的かつ体系的に推進するための総合計画（マスタープラン）です。今後、緑の基本計画の目標を達成するためには、基本計画に位置づけた施策を個別的、具体的に展開、推進する実施計画が必要となります。

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第9条では、「市長は、緑の基本計画に基づき、緑の保全及び緑化の推進のために実施する施策に関する計画を定めるものとする」とあり、「緑の実施計画」を定めることになっています。

本計画策定後、速やかに計画内容を実現できるようにするため、「藤沢市緑の実施計画」を策定します。

なお、緑の実施計画は、緑の基本計画の施策を実現するために、施策をより具体化するとともに、地域ごとに提案するまちづくりの計画などから緑の施策に関する部分を抽出し、市域全体の計画との整合をはかりながら実現に向けた詳細な計画とします。

8-5 財源の確保

近年の社会情勢、経済情勢から市の財政は厳しい状況にあります。しかし、市民の生活の安全、緑豊かな潤いある生活を確保するために、緑の保全、公園の整備などは欠かせないものであり、多くの市民の緑に対するニーズは高いものがあります。

みどり基金も含め、限られた予算を有効に活用するため、整備すべき公園、保全すべき緑、増やすべき緑の優先度に応じて、計画的に事業を推進するための財源の確保につとめます。



参考資料

- 1 取り組み経過
- 2 みどり保全審議会委員
- 3 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議要綱
- 4 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議
- 5 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議幹事会
- 6 用語の解説



参考資料

1 取り組み経過

	みどり保全審議会		市議会	市民	庁内
	本会	作業部会			
2008年 (平成20年)	7月25日 第32回【諮問】	11月28日 第1回【素案検討】			
2009年 (平成21年)		2月5日 第2回【素案検討】			
		3月26日 第3回【素案検討】			
		10月7日 第4回【素案検討】			
	10月29日 第33回【答申】				11月12日 経営戦略会議 【答申報告】
2010年 (平成22年)					2月3日 第1回調整会議(*1) 第1回幹事会(*2)
					3月3日 第2回幹事会
					3月26日 第3回幹事会
	6月28日 第34回【経過報告】				
	10月6日 第35回【内容審議】				
					12月24日 第4回幹事会
2011年 (平成23年)					1月17日 第2回調整会議
			2月21日 建設常任委員会 【中間報告】		2月3日 経営戦略会議 【中間報告】
				3月1日～31日 パブリックコメント	
				3月13日 第1回市民意見交換会 藤沢市役所新館	
				3月20日 第2回市民意見交換会 湘南台市民センター	
	4月22日 第36回【報告】				5月12日 第5回幹事会
					5月13日 第3回調整会議
			6月10日 建設経済常任委員会 【最終報告】		5月26日 経営戦略会議 【報告】

* 1「調整会議」・・・藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議

* 2「幹事会」・・・藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議幹事会

2 みどり保全審議会委員

(敬称略:50音順)

分類	氏名	作業 部会	備考
市民代表	稲生 敬子	○	公募
	岩崎 久八郎	○	公募【副会長】
	太田 真衣子	○	公募
	廣田 守	○	公募
学識 経験者	阿部 伸太	○	東京農業大学 准教授 (緑の基本計画見直し作業部会)
	大橋 敬生		神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部長 (2010年3月まで)
	大津 保男		神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部長 (2010年4月から2011年3月まで)
	加藤 洋		神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部長 (2011年6月から)
	木平 勇吉		東京農工大学 名誉教授 【会長】
	島田 正文	○	日本大学 教授 【緑の基本計画見直し作業部会部会長】
	藤間 熙子	○	横浜国立大学大学院 研究補佐

3 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議要綱

(目的及び設置)

第1条 藤沢市緑の基本計画の改定素案に関する審議及び調整をするため、藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 調整会議は、会長、委員及び臨時委員で組織する。

2 会長には、まちづくり推進部長をもって充てる。

3 委員には、行政総務課長、経営企画課長、財政課長、市民自治推進課長、保健医療福祉課長、子育て支援課長、資源廃棄物対策課長、産業振興課長、建設総務課長、土木経営課長、病院総務課長、消防総務課長、教育総務課長、生涯学習課長及びまちづくりみどり推進課長をもって充てる。

4 臨時委員には、審議事項に関係がある課等の長をもって充てる。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、まちづくりみどり推進課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となり、会議の議事を主宰する。

(幹事)

第5条 調整会議に、幹事を置く。

2 幹事は、次の各号に掲げる課等に所属する職員のうちから、当該各号に掲げる課等の長の推薦により、会長が指名する。

- (1) 災害対策課
- (2) 経営企画課
- (3) 環境都市政策課
- (4) 市民自治推進課
- (5) 資源廃棄物対策課
- (6) 農業水産課
- (7) 建設総務課
- (8) 都市計画課
- (9) 景観課
- (10) 西北部長後地区整備事務所
- (11) まちづくりみどり推進課
- (12) 土木経営課

(3) 教育総務課

(4) 生涯学習課

3 幹事は、調整会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(調整会議の廃止)

第6条 調整会議は、その任務が終了した場合においては、廃止されるものとする。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、まちづくり推進部まちづくりみどり推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の議事の手続その他調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月18日から施行する。

(藤沢市緑の基本計画庁内調整会議の廃止)

2 藤沢市緑の基本計画庁内調整会議（平成11年6月10日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

4 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議

庁内調整会議					
会長	まちづくり推進部長		委員	経済部	産業振興課長
委員	総務部	行政総務課長	委員	計画建築部	建設総務課長
委員	経営企画部	経営企画課長	委員	まちづくり推進部	まちづくりみどり推進課長
委員	財務部	財政課長	委員	土木部	土木経営課長
委員	市民自治部	市民自治推進課長	委員	市民病院	病院総務課長
委員	保健福祉部	保健医療福祉課長	委員	消防本部	消防総務課長
委員	こども青少年部	子育て支援課長	委員	教育総務部	教育総務課長
委員	環境部	資源廃棄物対策課長	委員	生涯学習部	生涯学習課長

5 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議幹事会

庁内調整会議幹事会					
幹事	総務部	災害対策課	幹事	計画建築部	都市計画課
幹事	経営企画部	経営企画課	幹事		景観課
幹事		環境都市政策課	幹事	まちづくり推進部	まちづくりみどり推進課
幹事	市民自治部	市民自治推進課	幹事		西北部長後地区整備事務所
幹事	環境部	資源廃棄物対策課	幹事	土木部	土木経営課
幹事	経済部	農業水産課	幹事	教育総務部	教育総務課
幹事	計画建築部	建設総務課	幹事	生涯学習部	生涯学習課

6 用語の解説

ア

憩いの森

「藤沢市憩いの森開設規程」に基づき、市内に残されている概ね3,000㎡以上の樹林地を、土地所有者の協力を得て、賃貸借契約などにより、市民が身近に自然に親しめるように設置するものです。

オープンスペース

公園・広場・農地・河川など、建物などに覆われていない土地の総称であり、防災面で重要視されるだけでなく、心理的な潤いを与える上でも重要なものです。

温室効果ガス

地球温暖化の主な原因とされる温室効果をもたらす気体の総称であり、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などがあげられます。

カ

風の道

ヒートアイランド現象を緩和するために、海や川からの冷涼な風を都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市中心部の大気を冷やすという考え方です。

環境基本計画

「藤沢市環境基本計画」は、良好な環境を確保し将来の世代へ引き継ぐこと、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現などをめざし、環境に配慮したまちづくりを市民、事業者、行政等が協力して取り組んでいくことを目的とした計画です。

グリーンバンク制度

家の新築や引っ越し等で庭木が不要になる方が、長久保公園管理事務所内の掲示板に樹種や本数等の詳細を掲示し、庭木を欲しい方に譲る制度です。

景観計画

「藤沢市景観計画」は、これまでの景観関連計画・制度の良さを活かしながら、さらに法的実効性をもたせ、より効果的な景観形成を推進していくとともに、藤沢らしい景観形成の方針を明らかにし、市民・事業者・行政が協働で景観形成を進めていく指針として定めたものです。

公園愛護会

「藤沢市公園愛護活動実施要綱」に基づき、公園を快適かつ安全に利用できるようにするため、公園の美化及び公園施設の点検などを行う団体です。

公園施設長寿命化計画

「公園施設長寿命化計画」とは、公園利用者の安全性の確保やライフサイクルコスト削減の観点などから、計画的な公園施設の改修や長寿命化対策に係る取り組みなどの推進を目的に策定するものです。

公園美化推進団体

「藤沢市総合公園美化保全活動推進実施要綱」に基づき、公園（対象は新林公園、大庭城址公園）を快適かつ安全に利用できるようにするため、公園の美化保全活動などを行う団体です。

サ

里地里山

原生的自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林や、混在する農地などで構成される地域概念であり、様々な人達の働きかけを通じて環境が形成・維持されています。

里地里山保全等地域

「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、地域住民等の主体的な活動によりその保全・再生・活用がはかれると認められる地域で、市町村からの申出などにより県が選定するものです。

自然環境実態調査

本市の自然環境の現状を把握し将来の自然環境保全などに役立てるため、平成10年度から平成13年度にかけて実施した、市内に見られる植物の生育状況や、鳥類、魚類、水生動物、昆虫など動物の生息状況に関する調査のことです。

自然環境保全地域

「自然環境保全条例（県条例）」に基づき、自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要なものについて、県知事が指定を行います。区域内では建築行為などについて届出が必要です。

借地公園制度

土地所有者との貸借契約により、行政が用地を取得することなく、効率的に都市公園の整備を行うことが可能な制度であり、貸借契約が終了する場合には都市公園が廃止されます。

新総合計画

「藤沢市新総合計画」は本市のよりよい未来の姿を実現していくために策定した「藤沢市の最も基本となるまちづくりの考え方を表した計画」です。

生産緑地地区

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に市町村長により指定されるもので、地区内では建築行為などが規制され、指定後30年経過後などの場合に農地所有者が市町村長に買取りを申し出ることができます。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念です。

接道緑化

宅地や商業地などの道路に接する場所を、生垣などで緑化することであり、緑視効果の高い緑化手法のひとつです。

タ

多自然型護岸

河川工事において、生物の生息環境を確保するなどの目的で、自然石などを中心とする材料を利用した自然や生態系に配慮した護岸です。

建物緑化

建築物の屋上や壁面を緑化する手法であり、本市では緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として、一定の条件を満たす建物緑化に対して、平成19年度より助成を行っています。

地域経営会議

地域主体のまちづくりを推進する新しい仕組みとして、市内13地区で平成21年度に始まったものであり、各地区それぞれの魅力や特色を生かしたまちづくりを展開するため、市民センター・公民館と連携して、地域のあり方や将来の方向性を検討していくものです。

地域森林計画対象民有林

「森林法」の適用を受ける森林のうち、森林計画に係わる民有林です。立木の伐採をする場合には、あらかじめ届出を行う必要があります。1haを超えて森林を開発する場合には県知事の許可が必要となります。

特定外来生物

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、指定を受けた生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されます。

特別景観形成地区（景観地区）

景観計画に位置づけられた、良好な都市景観の形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区のことです。

特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地などの保全をはかることを目的に指定する地区です。地区内では建築行為や木竹の伐採などの行為は現状凍結的に制限されるため、その代償措置として税の軽減や土地の買取り制度が設けられています。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条に規定された「都市計画に関する基礎調査」であり、概ね5年ごとに国土交通省令で定める事項について、都市計画区域の現況及び将来の見通しを調査するものです。

都市マスタープラン

「藤沢市都市マスタープラン」は、「都市計画法」に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の都市づくりの方針を示すものです。本計画は、都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定に際しての指針となるものです。

ナ

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を保全し形成すること、並びに農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画することを目的として、「農業振興地域整備基本方針」に基づき県知事が指定する地域です。

農用地区域

「農業振興地域」のうち農業振興施策の展開の中心となる、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的として利用すべき土地として市町村が定める「農業振興地域整備計画」において設定された土地の区域です。

ハ

ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域のことであり、「身近な生物の生息空間」から「生態系の再生」まで広範囲にとらえることができ、様々な見地があります。

ビオトープネットワーク基本計画

「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」は市域に残るビオトープ環境に再生・創出と連携を加え、藤沢らしい生物とのふれあいが市全体で展開されることを計画の理念として2007年（平成19年）に策定しました。

美化ネットふじさわ

「自分の住むまちを美しくしたい！気持ちのいいまちにしたい！」、そんな市民の思いから環境美化活動（清掃、除草、植栽等）を行う団体に対する支援制度です。3人以上（うち2／3が市民）のグループで、継続的な活動であれば登録ができます。

ヒートアイランド現象

都市部において、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高くなる現象のことであり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから「ヒートアイランド現象」と呼ばれています。

風致地区

都市の風致を維持することを目的に、歴史的・郷土的意義のある地区や自然環境に富んだ地区などを指定し、建築物などの規制・誘導をはかります。

また、本市の風致地区内で新築などを行う場合には、敷地面積に応じて10又は20%以上の緑地を設ける必要があるとともに、高さが5m以上の木竹を伐採する場合は藤沢市長の許可が必要となります。

保安林

水源のかん養、土砂の流出、その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など森林の持つ特定の機能を高度に発揮させるために「森林法」に基づき、指定された森林であり、保安林では、立木の伐採や土地の形質の変更（開発行為）などの際に制限を受けますが、税制上の優遇措置なども受けられます。

防犯ガイドライン

「藤沢市防犯ガイドライン」は、犯罪の起こりにくい公共施設などの環境整備を促進し、市民などの安全を確保することを目的とした市の指針として策定されたものです。

保存生垣

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、生垣の長さが10m以上で、樹木が健全で景観上特に優れているもののうち、市長が指定した生垣のことです。

保存樹木

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、幹周が1m以上又は高さが10m以上等の樹木であり、健全で景観上特に優れているもののうち、市長が指定した樹木のことです。

保存樹林

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、樹木が健全で、景観上特に優れている300㎡以上の樹林地のうち、市長が指定した樹林地のことです。

マ

みどり基金

「藤沢すみどり基金」は市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するとともに、緑化の推進をはかることを目的に設置しています。

緑と花いっぱい推進の集い

緑の重要性を改めて認識し、藤沢の緑を守り・育て、市民による「緑と花いっぱい運動」をさらに推進していくため、昭和57年から市民のボランティア緑化団体である「藤沢すみどりいっぱい市民の会」、市内事業所の緑化推進をはかる「藤沢市工場等環境緑化推進協議会」及び「藤沢市」が共催し、毎年“藤沢市緑と花いっぱい推進の集い”を開催しています。

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物（一年草）で建物の窓を覆うものであり、夏の日差しを遮るとともに、葉から出る水蒸気により、周りの温度が下がり、室内が涼しくなります。

緑の広場

「藤沢市緑の広場の確保に関する要綱」により、概ね500㎡以上の土地でレクリエーション広場、自然環境保全地などのいずれかに適合すると認められたものを「緑の広場」として設置しています。10年以上を契約期間として、土地所有者と賃貸借や使用賃貸借契約を結んでいます。

緑の保全地域

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、「緑の基本計画」において保全すべき区域と規定されている緑地及び災害の観点から保全することが必要な緑地などを市長が指定するものであり、本地域内で建築物の新築などを行う場合は、事前に市長に届出が必要となります。

ヤ

屋敷林

北風や日差しなどから家屋や居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林のことであり、古くから枝や落ち葉は燃料として利用されている。

ラ

立体都市公園制度

平成16年の「都市公園法」改正に伴い、新たに創出された制度であり、都市公園の区域を立体的に定めることにより、区域外には都市公園法の規制などが及ばないため、都市公園の整備の効率的な推進や貴重な土地の有効活用を可能とするものです。

緑地保全地域

無秩序な市街地化の防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から適正に保全する必要がある緑地について、一定の土地利用との調和をはかりつつ、適正な保全をはかることを目的に都道府県が定めるもので、地域内では建築物の建築等の行為を行う際には事前に都道府県への届出が必要となります。

緑化地域

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域について、緑化を積極的に推進することを目的に市町村長が定め、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築等を対象に、一定割合の緑化を義務づけるものです。



藤沢市緑の基本計画

藤沢市まちづくり推進部まちづくりみどり推進課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1

TEL：0466-25-1111(内線4317) FAX：0466-50-8421

E-mail：matidukuri-m@city.fujisawa.kanagawa.jp

藤沢市ホームページ：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

2011年(平成23年)7月策定



藤沢市緑の基本計画